

さて、先月の二十三、二十四と日本海沖にあらわれた北朝鮮のいわゆる不審船、スペイ船といいますか、この問題は、我が国の安全保障に対しても極めて重大な問題を私は提起したと思います。ところで、その中で、私は新聞を見て非常に氣になったのは、海上保安庁が、この不審船が入ったときに取り締まる法令として何を使ったか、漁業法でございます。漁業法を使ってこの不審船に停船命令をして立入検査をしようとしたといううことなんですね。

と申します。

それならば、連携の問題をまず伺いますけれども、海上保安庁からこの不審船、日本の船なのかよくわからないような船があつたときに、その照会をするように水産庁等々にどういう連絡があつたか、長良、教えていただけますか。

○中須政府委員 今お詫のありました二十三日の日、私どもの方に、海上保安庁それから内閣危機管理室の方から、昼過ぎだったと思いますが、本件について連絡がございました。

そこで、私は少しだからなかつたのですから、たゞまに、取り締まり船、よく言われる水産庁が持つてゐる取り締まり船が、不法操業等をしたときに用いられる法律等をしたときには、もちろん水産庁の持つていて、ですから、もちろん水産庁の持つていて、あります。つまり船の船長さん等々を初め司法警察の員の資格も十分有しているわけであります。つまり、逮捕をする権限があるということでありますね。

それでは、海上保安庁が今回またまその瑕難を水域といいますか海域に出てきた不審船に一番遅かつたということで、漁業法に応じてこの不審船を追いかけたわけですね。しかし、水産庁の取り締まり船がもしそういう状況に遭遇したらと考みると、いろいろな問題が多分起きたし、なおかつ威嚇をするような、攻撃をするような武器も持っていない取り締まり船でありますから、私は非常に重要な問題がここに実はあって、その点について少しお話を聞かせていただきたいというふうに思います。

まず長官に伺いますが、この不審船が来たときに、一船はもう既に廃船の船だった、もう一船は別のところで操業している船だった。つまり漁業法によれば、日本の保安庁の言い分では、日本の船名が書いてあるわけだからこの条文を、つまり漁業法を適用して領海でも公海でも追尾をしたんだといふになるわけです。私はそれは当然のこととお

それならば、連携の問題をまず伺いますけれども、海上保安庁からこの不審船、日本の船なのかよくわからないような船があつたときに、その照会をするように水産庁等々にどういう連絡があつたか、長官、教えていただけますか。

○中須政府委員 今お詫のありました二十三日の日、私どもの方に、海上保安庁それから内閣危機管理室の方から、昼過ぎだつたと思ひますが、本件について連絡がございました。

その段階では、我が国の漁船の船名というかそういう情報もございましたので、当然私ども、まず最初の動きとして、そういう船が現在そういう海域にいるかいないのか、どういう状況になつてゐるかということを漁協等を通じて問い合わせをいたしまして、保安庁も独自にそういう調査をしましたようございまして、両方の調査結果が一致いたしました。今先生がおっしゃったように一隻は既に廃船になつてゐる、一隻は他の海域で操業しているということを私どもも確認をした、こういうような状況がございました。

○安住委員 私が思つには、これは我が国のお隸的経済水域であつても暫定水域であつても、不審船であればこれはもう取り締まらないといけないと思うんです。そうですね。ということは、特にあの水域は韓国や中国の船が非常に入り乱れてとありますか、ある種水域内での操業に関しては緊張関係のあるところであります。私はそう思います。

そこで伺いますが、ならば、水産庁の取り締まり船というのは全国に何隻あつて、その三月二十三、二十四の中でも、この北朝鮮の不審船が発見されました、また海上保安庁が追尾をしたと言われる水域の中にはこの取り締まり船は果たしていなかつたのか、そのことを伺いたいと思います。

○中須政府委員 まず前段の私どもの取り締まり船の状況でございますが、全部で三十三隻の勢力範囲を有しております。いわゆる直轄の官船が六隻、

それならば、連携の問題をまず伺いますけれども、海上保安庁からこの不審船 日本の船なのかよくわからないような船があつたときに、その照会をするように水産庁等々にどういう連絡があるたか、長官、教えていただけますか。

○中須政府委員 今お話をありました二十三日の日、私どもの方に、海上保安庁それから内閣危機管理室の方から、昼過ぎだつたと思ひますが、本件について連絡がございました。

その段階では、我が國の漁船の船名というかそういう情報をございましたので、当然私ども、まず最初の動きとして、そういう船が現在そういう海域にいるかいないのか、どういう状況になつてゐるかということを漁協等を通じて問い合わせをいたしまして、保安庁も独自にそういう調査をしていました。既に廃船になつていて、一隻は他の海域で操業しているということを私どもも確認をした、こうい

それから民間の船を雇い上げて取り締まり船として使っておるのが二十七隻、こういうことでござります。まして、「これは十一年度中にさらに一隻ふやしていく」という予定がござります。

これらの船、それぞれ海域を分担して取り締まり活動を行っているわけありますが、先ほどお話をございました三月二十三日の日、たまたままいの周辺海域には一隻監視船がいたという事実はございます。ただ、この船はちょうど日本海の暫定水域、日韓の暫定水域でござりますね、あそこでこの韓国の漁船の操業状況を監視するために派遣をされた途中でございまして、初めて私どもがそういう船、不審船がいるという情報を得た段階では、この船は既に能登半島の西側にまで達しておりまして、いわゆる暫定水域に向かっていた、こういう状況であります。

この時点では、もちろん既に保安庁の船による不審船の追跡はもう開始されておりましたので、私ども、その段階では手段の行動は起こさなかつた、こうということです。

○安住委員 日本の国籍を名乗って、最初は不審船ということで見つかったということからますますと、やはりこれは本来であれば私は取り締まり船が取り締まるべきものなのかなといふふうに思いますが、それはもう広い海での話でありますから解をいたします。

私が問題にしているのは、大臣、それでは、取り締まり船がそういう不審船に遭遇をしたり、海上保安庁の船でなくして取り締まり船がそこに最寄り状況にいたときに、いわゆるああいう民間の船でない、いわば武装しているかもしれないと言われているような船に遭遇をした、なおかつそもそも日本船であればもちろん漁業法によって立入検査や、言ってみれば逮捕までせざるを得ないような状況になる可能性というのは私はあると思うのです。

では伺いますけれども、そのときに日本の取締まり船は果たして相手の船を力で停船できるような裝備を備えているのでしょうか。

○中川國務大臣 今回の例とそれから一般的な我が国全体の安全保障といいましょうか、そういう問題と、これは全く無関係のものではないわけでござりますから、そういう御質問が当然おありになると思います。

今回の場合には、漁船と紛らわしき、最初は漁船ではないかという疑いがあつた船について、海上保安庁あるいはまた取り締まり船が追っかけていって、そして海上保安庁の船あるいはまた漁船の取り締まり船がやるべき仕事というのがあるわけであります。あくまでも水産庁の取り締まり船というのは、漁船もしくは漁船と思われる船に対して、漁業法上の違反に対して停船命令あるいは立入検査等ができるということでございますが、現実に、今先生御指摘のように、結果的にこれが漁船になかったわけでありますけれども、いろいろな事態に対して、こちらがそれらに対しても抗できるような、物理的な面も含めました措置ができるかというと、これはなかなか、現実、不可能であるうと思います。

○中川國務大臣 今回の例とそれから一般的な我が国全体の安全保障といいましょうか、そういう問題と、これは全く無関係のものではないわけをございますから、そういう御質問が当然おあります。

今回の場合には、漁船と紛らわしき、最初は漁船ではないかという疑いがあつた船について、海上保安庁あるいはまた取り締まり船が追っかけていって、そして海上保安庁の船あるいはまた漁船の取り締まり船がやるべき仕事というのがあるわけであります。あくまでも水産庁の取り締まり船というのは、漁船もしくは漁船と思われる船に対して、漁業法上の違反に対し停船命令あるいは立入検査等ができるということをございますが、現実に、今先生御指摘のように、結果的にこれが漁船でなかつたわけでありますけれども、いろいろな事態に対し、こちらがそれらに対し対抗できるような、物理的な面も含めました措置ができるかというと、これはなかなか、現実、不可能であるうと思います。

ただ、今回の結果を見ましても、初めは漁船と思われる不審船であった、しかし、直ちに水産庁が調べた結果、今先生御指摘のように、一船は廃船、もう一船は別のところで全く別の操業をしておる船ということで、これは漁船ではないということが確認をされたわけでござりますので、これは漁船もどきの不審船ではなくて、完全なる、漁船ではない不審船だということになりますと、これは水産庁の次元を超えた、極めて危険などといましようか、異常な不審船であるということで、海上保安庁もしくは自衛隊というものが第一義的にに対応すべきものである。

いずれにしても、与えられた仕事が分担され、そして総合的に日本の安全、あるいはまた不審船に対する対抗措置をとることで、今回は水産庁、そして海上保安庁になり、最後は自衛隊ということになつたということで、総合的に我が国としてのこういうものに対する対策を今後も

なお一層とつていく必要があると考えております。

○安住委員 それはそうだと思いますが、私が質問をしておりますのは、大臣、最初から武装して日本領域内に入ってくるなんということは考えられないで、むしろ今回のケースのように、北朝鮮の船というのは多分偽装して入ってくるんどうと私は思うんです、何かの目的で入ってくるとすれば、漁船に偽装して入ってくるということになれば、私はむしろ、今回はたまたま海上保安庁の船が遭遇しただけであって、実は水産庁の取り締まり船が遭遇する機会の方が多い可能性だってあると思うんですよ。なおかつ、この水域というのにはまさに絶えず外国の船が入り乱れて、私がちょっと聞いたところによると、一番停船命令等が発生するといいますか、漁業法に応じた、例えばいろいろな検査をする機会が比較的多い地域ではないかと言われているところですよ。

どうも話を聞いたら、取り締まり船には相手の船に対して放水をする機能みたいなものは何ぼかついていると聞いたんですね。それで停船に応じるよう威嚇をするという話なんけれども、それで果たして本当に足りるのかということが、それから、漁業法に応じれば、私は、さっき言ったように、今回はたまたま海上保安庁がそうなったからだけれども、取り締まり船が本当に遭遇したときのことをもう少し真剣に考えてもらつた方がいいんじゃないかというふうに思うわけです。この二点について、いかがでござりますか。

○中川国務大臣 やはりこうことは異常事態でありますから、それぞれのケース・バイ・ケースということがまず前提にあるうかと思ひます。が、仮に漁船であった場合で、停船あるいは立ち入りを振り切つて逃げていく外国船籍の船が現実に過去にもあつたわけでございますから、それに對して有効な措置を、水産庁の与えられた権限の中で有効にやつていかなければいけないと、これは我々の任務だらうと思ひます。

したがいまして、先生御指摘のように、近年、

特に取り締まりを的確かつ実効的に行うために、

船をふやしたり、あるいは搭載艇や放水銃の装備、あるいは取り締まり用の機材、防弾チョッキ

あるいは刃救命衣等の装備を図ってきたところ

でありますけれども、こちらから相手に対しても打撃を与えるような装備というものについては、相

手があくまでも漁船もしくは漁船であろうという行為に関しては、やはり海上保安庁、そしてまた自衛隊の任務であろう。しかし、そこは一体としてきつと、連携をよくとつていくということが大前提であろうというふうに考えております。

そういう意味で、今回の例も非常に我が国にとって大きな問題であったわけでござりますの

で、今後なお一層、政府全体として、我が国の安全あるいはまた安全操業のためにもできるだけの努力、そして充実をしていかなければならないといふふうに考えております。

○安住委員 想定外のことが起きるから、そこで法律の不備というか、また自分たちの取り締まり船がそういうところに遭遇した場合どうなるのかと、ということをぜひもう一度考えていただいて、やはりこれは私は、海上保安庁や自衛隊との連携のあり方も少し問題があつたような気がしますが、そこはこの委員会が所管ではございませんし、確かに水産庁の話というよりももっと大きな話でござります。

このことから、私はきょうは全般にわたつて質問をさせていただいて、ことしの六月くらい、もう既に水産庁内部ではどうも始まっているようですが、水産基本法の取りまとめというのをやっていこうじゃないかといふふうでござりますから、その問題にも少し触れさせていただきながら、ひとつ議論をさせていただきたいと思っております。

ここで、きょうは最初に、厚生省の方からもおいでをいただきておりますので、奥緊の話といふか、特に私の選挙区に少し関係する話について議論をさせていただきたいと思います。

○小野(昭)政府委員 いわゆる水産加工品あるいは水産品を通じた食中毒というのはさまざまなものがあるわけでござりますが、近々、冬になりますと、小型の球形ウイルス、丸いウイルスでござ

うは残りの時間を、水産全般の話を少しあせていただきたいと思います。

漁業就労者二十四万人、だんだん減つていている時代でございます。遠洋漁業が衰退をして、沿岸漁業もなかなか継ぐ人たちがないと言われている時代。ですから、どうしても養殖漁業に大きなウエートを置かざるを得ない。今現在も、我が国全体で養殖業の占める割合というのは年々増加をして、平成九年度においては四二%にまで達している、そういう時代です。つまり、となる漁業からつくる漁業といいますか、資源管理型の漁業

というものが今からの時代どうしても必要であるし、漁業たんぱく資源をみずから排他的経済水域で確保していくなければならない時代だといふふうに思いますが、この問題を取り上げるときに、どうしても生産の減少、それから粗い手不足、そしてなつかつ、水産の世界でいうと世界の需給の逼迫という、大きな三つの問題が存在をしていると私は思います。

このことから、私はきょうは全般にわたつて質問をさせていただいて、ことしの六月くらい、もう既に水産庁内部ではどうも始まっているようですが、水産基本法の取りまとめというのをやっていこうじゃないかといふふうでござりますから、その問題にも少し触れさせていただきながら、ひとつ議論をさせていただきたいと思っております。

カキにつきましては、従前から、生食用であるかないかということをはつきりさせるような表示というものをきちんととしてくださいという指導を行つていただけでござりますが、今回の改正の採取海域の表示につきまして、都道府県を通じまして、営業者に対しましてきちんと表示をしていただこうよう指導したところでござります。

このといった措置を通じまして、生食用のカキの問題、これは確かにわざとおりで、食品衛生上のいわゆる安全の確保という観点から、適切な措置を講じてまいりたいといふふうに考へておられます。

○安住委員 今おっしゃられたいわゆるS.R.S.Vの問題、これは確かにわざとおりで、食品衛生法の今回の一部改正で食用生ガキの表示を追加していただいたことに関しては、私は一定の評価をさせていただきます。

しかし、問題は、実は生産者の側から見ると、採取海域にさかのぼつてそこを調べると言つてい

ますが、例えばカキの世界でいいますと、流通の衛生法の今回の一部改正で食用生ガキの表示を追加していただいたことに関しては、私は一定の評

価をさせていただきます。

しかし、問題は、実は生産者の側から見ると、

採取海域にさかのぼつてそこを調べると言つてい

ますが、例えはカキの世界でいいますと、流通の

衛生法の今回の一部改正で食用生ガキの表示を追加していただいたことに関しては、私は一定の評

価をさせていただきます。

<p

Vが本当に出たのか、それとも流通経路の中で何らかの不正があった、そこにまじっていたカキが

実はSRSVを持っているのではないかと言っているような、つまり流通の問題も実はそこにあるをするのです。

ですから、私は何点か伺いますけれども、食品の表示違反のための検査体制をこれから非常に強化していくつもりたいということを含めて伺います。

局長さん、生食用カキの輸入が認められているエリアがありますね。臺州、アメリカ、それから去年から韓国ですか。これは、資料をちょっとと読ませていただくと、例えば韓国でいうと、実際に調査をした結果、適正であると厚生省が判断をしたので輸入を認めたということのようですが、検査をした結果認められた。しかし、そのほかの生食用カキの輸入は今のところダメで、しかし、加熱用のカキについては、これは確認しますけれども、どこから輸入されても今の段階ではいわけですよね。

○小野(昭)政府委員 一般に、細菌にいたしましてもウイルスにいたしましても、加熱をいたしますとそれが死んでしまいますから、そのことに伴う食中毒の発生というのは一般的には起こらないというふうに言われているところでございます。そういった意味におきましては、加熱をして処理されるものにつきましては、基本的に汚染されていてもいいというふうに私は申し上げるつもりはございませんが、加熱という処理を通じまして安全の確保が図られるわけでございますから、特段の表示の必要はない。

ただ、生で食べるという場合には、まさに中の健康に影響が及ぶわけでございますので、適切な表示をし、消費者の皆さんに安全であるということを保証する必要があるという意味で行っています。

○安住委員 そこで、食品衛生法の中では確かに

ということです。

問題は、これは長官にも大臣にも聞いていただきますけれども、例えばカキでいいますと、広島

県と宮城県のカキというのが、二大勢力といいますか、ある。しかし、これは、流通業者というのが一方でいて、生産者は今は非常に不信感を持つている部分があるんです。何かといいますと、今まで自分が自分のところの生産カキから出たということで、例えばいろいろな検査を受けます。しかし、本當はもしかしたら、例えば、加工業者が加熱用のカキを混入したり、それから自分の生産したところと違うところから持ってきたカキを何とかガキと称して売るとか、こういう流通上で起きている不正が生産者側に不利益をもたらすということも私は間々、この世界といつたら変ですか、水商売の中にはかなり実はあるんではな

いかというふうに思っていますね。

これは、法律的な話というよりも、こういうの社会では間々見られることといいますか、こういうのをぜひ守ってもらいたい。つまり、これ

は、生産現場をちゃんと守るために、現地生産

の表示を的確に、厳格に運用するとの同時に、流

通の方でやはり何らかの躊躇をかけないと、生

産地が本当に泣くことになると私は思うんです。

これに関していうと、ちょっとどういうふうに

水産庁自体が取り組んでおられるか。これは、水

産の世界だけでなく、厚生省にも非常に関係す

る世界でございますけれども、大臣、役所の方は

このことについては答弁しにくいと私は思うので

AIS法の改正という位置づけにしておりますが、

そこで、先生御指摘のような流通段階というも

の非常にこれは大事でございますから、これら

の法案の審議を通じて、告示等で、消費者はも

とより生産者の皆さんあるいは流通関係の皆さん

にもプラスになるような、また国民的に必要な

発生を防止するというまでに至っていないわけ

になります。

具体的に申し上げますと、いわゆる保健所におきます食品衛生監視員等のスタッフによりまして常時点検をし、あるいは食中毒の発生時に的確に対応するということで対処してきていたところでありますけれども、残念ながら、完全に食中毒の発生を防止するというまでに至っていないわけになります。

限られた人員と限られた予算の中で最も効率的にやるという必要もあるわけでございますので、適宜重点的な課題、季節によって流行の差もござりますけれども、残念ながら、完全に食中毒の発生を防止するというまでに至っていないわけになります。

私は、やはり厳格な運用、ルール、産地表示

をきちっとするのはもう当然ですけれども、加工

業者なり流通業者がいわゆる違法カキを混入する

だと思ふんですけども、いかがですか。

○中川国務大臣 先生の御地元の海産物について、非常に大きな御関心をお持ちでの御質問であ

りますから、できるだけお答えしたいと思いま

す。

まさにその議論のポイントというのは、これから御審議をいたくであらうJAS法の中で農林省としてはより御質疑をいただければというふうに思いますが、御指摘のように、今回の持続的な漁業を確保するための法律にしましても、JAS法にしましても、国内での安定的な水産を初めて

する食料品の確保、あるいはまた安全で良品質のものを確保していく、そしてまた特にJAS法に関して申し上げますならば、消費者にとっても生産者にとってあるいは流通段階にとってもこれが非常にプラスになるようにすべき法律だと私は思っていますが、例がちょっと飛びます。しかし、私がちょっとと飛びます。私がいまして、例えば、例がちょっとと飛びます。お給食なんかの表示についても、その成分といいましょうか、入っている食品についてできるだけ表示をしなさいとか、いわゆる表示義務というものが出てくるわけでございます。

それが、お給食の中にはかなり実はあるんではな

いかというふうに思っていますね。

これは、法律的な話というよりも、こう

いうのをぜひ守ってもらいたい。つまり、これ

は、生産現場をちゃんと守るために、現地生産

の表示を的確に、厳格に運用するとの同時に、流

通の方でやはり何らかの躊躇をかけないと、生

産地が本当に泣くことになると私は思うんです。

これに関していうと、ちょっとどういうふうに

水産庁自体が取り組んでおられるか。これは、水

産の世界だけでなく、厚生省にも非常に関係す

る世界でございますけれども、大臣、役所の方は

このことについては答弁しにくいと私は思うので

AIS法の改正という位置づけにしておりますが、

そこで、先生御指摘のような流通段階というも

の非常にこれは大事でございますから、これら

の法案の審議を通じて、告示等で、消費者はも

とより生産者の皆さんあるいは流通関係の皆さん

にもプラスになるような、また国民的に必要な

発生を防止するというまでに至っていないわけ

になります。

限られた人員と限られた予算の中で最も効率的にやるという必要もあるわけでございますので、適宜重点的な課題、季節によって流行の差もござりますけれども、残念ながら、完全に食中毒の発生を防止するというまでに至っていないわけになります。

私は、やはり厳格な運用、ルール、産地表示

をきちっとするのはもう当然ですけれども、加工

業者なり流通業者がいわゆる違法カキを混入する

だと思ふんですけども、いかがですか。

○中川国務大臣 先生の御地元の海産物について、非常に大きな御関心をお持ちでの御質問であ

る原産地表示を義務づけた上で、農林水産消費技術センターによるモニタリング等を通じて適切な表示を行って、先ほど先生がおっしゃられた、消費者はもとより生産者の皆さん、そして流通業者の皆さんにとってもこれはある意味でプラスになる話でございますから、実効性のあるような体制をつくっていきたいというふうに考えておりま

す。

まさにその議論のポイントというのは、これから御審議をいたくであらうJAS法の中で農林

省としてより御質疑をいただければというふうに思いますが、御指摘のように、今回の持続的な

漁業を確保するための法律にしましても、JAS

法にしましても、国内での安定的な水産を初め

て、非常に大きな御関心をお持ちでの御質問であ

りますから、できるだけお答えしたいと思いま

す。

まさにその議論のポイントというのは、これから

御審議をいたくであらうJAS法の中で農林

省としてより御質疑をいただければというふうに思いますが、御指摘のように、今回の持続的な

漁業を確保するための法律にしましても、JAS

法にしましても、国内での安定的な水産を初め

て、非常に大きな御関心をお持ちでの御質問であ

りますから、できるだけお答えしたいと思いま

平成十一年四月十四日

意味で、日本の水産をめぐる状況というのは大変厳しいという認識を持つております。

○安住委員 そこで今度、水産基本法ということで、私も非常に関心すか、策定をするということで、私は非常に関心を持っているのです。農業基本法と同時にこの水産基本法をやるということになれば、一次産業のいわゆる憲法的な基本法というのができるわけですからそれはいいのですが、そこで、水産内部でどういう議論になつてあるかわかりませんけれども、長官、今後十年間の見通しを少し教えてもらいませんか。十年後といいますか、つまり、今後どうなるか。

例えば就労者の割合がどうなるのか。それに、就労者の割合がどうなる見通しで、そうしたら漁獲量というのはどれぐらい減るものなのか。そういう中長期的な見通しに立つてこれからちょっとと議論をしないといけませんから、水産庁、今後、今までの漁業状況、漁業を取り巻く環境が続くということを前提にしていえば、就労者というのはどうぞいい減つて、漁獲量というのもどういうふうな推移を示すという見通しを持っておられますか。

○中須政府委員 先生からお話をございましたように、漁業就労者の推移というものを眺めてまいりますと、かなりのテンポで減少を続けていくというのが率直な現状でございます。しかも、全体として減少しながら、かつやはり高齢者の割合、比率が大きくなっている、そういう状況でござります。

そういう意味においては、一面ではかなりの危機感を持って、これから先どういう形で漁業就労者を確保していかなければならないのか、やはりそういうことを真剣に検討しなければならないと思ふうな形で、我が国連海洋法条約を我が国が批准して以降、日韓の新しい協定が結ばれ、日中についても新しい協定が結ばれようとしている。そういう反面、ちょっと話はあれでございますが、いよいよ、平成八年に国連海洋法条約を我が国が批准

の管理ということを我が国の責任のもとに我が国が実施していかなければならぬ、漁業者とともにも管理をして持続的な利用ということを実現していくしかなければならない、そういう時期に来ている

わけで、そういう点から見ますと、今の我が国周辺海域における漁獲努力量というものは、資源に対するいささか多過ぎるというのが率直な私どもの見方でございます。

そういう意味におきましては、今後やはり五年なり十年というタームの中で、一定の漁獲努力量の削減、資源の持続的利用ということに見合った漁獲努力というのには止をしていく過程を進行させなければいけない。それはある意味では、やはり漁業就労者のある程度の減少ということにもつながるわけで、その辺のかじ取りというか、若い力は絶対確保しなければなりませんし、全体としてはそれをやるかもしれないけれども、そうでなければやるからには、そこには便利なところだけでも、人間にとっては便利なところだけでも、人間にとっては不便なところというのが多いわけですね。

そこで仕事はきついわけですよ。真冬のあの寒い海の中、北海道もそうでしょう。それと、背広を着ている人よりもお金がたくさんもらえないでなだらかな、そういう我が國の資源を持続的に利用し得る体制にどういうふうに軟着陸をしていくか、そういうことがこれから五年、十年の水産政策の大変大きな課題ではないか、こんなふうに思つておられるわけであります。

○安住委員 大臣、私もこう思うのですよ。多分十年後は、もしかしたら二十四万が十万人ぐらい減つて、十四万ぐらいになる可能性はあると私は思いますよ。これはいろいろな人から私は聞いて推理をしたら、何か近々いろいろなことを水産庁はもう始めるという話だけれども、もしかして十年後、十万人ぐらい減つて十四万人ぐらいになる可能性はある。

しかし、今、長官の話の続きで、私も就労者年齢というのも問題だと思うのですよ。私は、大學生についた人というのは何人ぐらいいるかおわかりですか。

○中川国務大臣 たしか五、六百人じゃないかと思います。

○安住委員 そうです。五百八十一人が正解なんですよ。なおかつ、水産関係学科、つまり水産高校というのがあるでしよう、ああいうところで何がございますが、後ほど御議論をいただきます新しい基

人いるかというと三百六人ですよ。防衛大学校など比ぢないです。二千八百人ぐらい卒業して、一割も漁業を行っていないのですから。これで、頭の中に二つ浮かんだのは、やはり食料自給率の問題が一つあります。現在、たしか水産はもう六割前後になっておると思います。

それからもう一つは、やはり日本型食生活といふのを推し進めていくこうというのが今回の法案ですけれども、魚のいっぽいところは、魚は私は、文部省に言って、水産学科そのものをこれからちょっと見直しをかけないといけないなと思つてます。

そこで、散漫な話をしてもしようがないから、やはりとる漁業というのはもうなかなか難しい、解決しないと漁業というのは将来がないような気が私はするのですね。

そこで、漁業というのは、全体の生産額でいえばもう半分近くになつておられるわけであります。

しかし、今、長官の話の続きで、私も就労者年齢というのも問題だと思うのですよ。私は、大學生についた人というのは何人ぐらいいるかおわかりですか。

○中川国務大臣 たしか五、六百人じゃないかと思います。

○安住委員 そうです。五百八十一人が正解なんですよ。なおかつ、水産関係学科、つまり水産高

校というのがあるでしよう、ああいうところで何がございますが、後ほど御議論をいただきます新しい基

本法ともそういう面ではこれは非常に大きく絡んでくる問題であるうと思います。

今、頭の中に二つ浮かんだのは、やはり食料自給率の問題が一つあります。現在、たしか水産はもう六割前後になつておると思います。

それからもう一つは、やはり日本型食生活といふのを推し進めていくこうのが今回の法案ですけれども、魚のいっぽいところは、魚は私は、文部省に言って、水産学科そのものをこれからちょっと見直しをかけないといけないなと思つてます。

そこで、漁業というのは、全体の生産額でいえばもう半分近くになつておられるわけであります。

しかし、今、長官の話の続きで、私も就労者年齢というのも問題だと思うのですよ。私は、大學生についた人というのは何人ぐらいいるかおわかりですか。

○中川国務大臣 たしか五、六百人じゃないかと思います。

○安住委員 そうです。五百八十一人が正解なんですよ。なおかつ、水産関係学科、つまり水産高

校というのがあるでしよう、ああいうところで何がございますが、後ほど御議論をいただきます新しい基

本法ともそういう面ではこれは非常に大きく絡んでくる問題であるうと思います。

今、頭の中に二つ浮かんだのは、やはり食料自

給率の問題が一つあります。現在、たしか水産はもう六割前後になつておると思います。

それからもう一つは、やはり日本型食生活とい

ふのを推し進めていくこうのが今回の法案

ですけれども、魚のいっぽいところは、魚は

私は、文部省に言って、水産学科そのものを

これからちょっと見直しをかけないといけないな

と思つてます。

そこで、漁業というのは、全体の生産額でいえばもう半分近くになつておられるわけであります。

しかし、今、長官の話の続きで、私も就労者年

齢というのも問題だと思うのですよ。私は、大學生についた人というのは何人ぐらいいるかおわ

かりですか。

○中川国務大臣 たしか五、六百人じゃないかと

思います。

○安住委員 そうです。五百八十一人が正解なん

ですよ。なおかつ、水産関係学科、つまり水産高

校というのがあるでしよう、ああいうところで何が

ございますが、後ほど御議論をいただきま

す。

○中川国務大臣 日本の食に対する水産の位置づけという御質問というふうに理解をさせていただ

きますが、後ほど御議論をいただきま

す。

○安住委員 は林産の中にも食品があるわけでござりますか

か

いわゆる食料安全保障という観点から、農、水、あるい

ら、そういう意味で、広い観点から日本の食生活・食料安全保障、そしてまた国民の我が国が確保できる数少ない資源であります食料安全保障という観点からも、日本の水産というものをさらに振興していくかなければならないというふうに考えております。

○安住委員　この話はまた出てきた段階でか

詳しく私も議論をしたいと思いますので、そのと
きにまた大臣の考えをただしたいと思います。

ところで、もう時間がなくなつてきましたから、ちょっと法律に関係することを何点か伺います。今度のこの法案の中では、大臣が基本方針の策定をすると書いてあるのですが、これは簡単でいいですから、何を具体的にどう定めるのか、そこを少し教えていただけますか。

す法律におきます農林水産大臣の定める基本方針でございますが、これについては、一つは養殖漁場の改善の目標ということで、漁場の海底の硫化物量だとか、あるいは魚病による高い死率を指標にした養殖漁場の改善目標ということを数値的に明らかにするという点が一点目でございます。

それから、具体的な、養殖漁場の改善あるいは特定疾病の蔓延防止等を図るための措置あるいは施設の整備ということに関して言えば、典型的には、例えはある一定の水域における養殖の飼養密度をどの程度まで低減をするか、どういうような水準を考えていくのか、あるいは投与するえさの量をどういう水準にすべきか、どういうふうに改善すべきか、あるいはえさを生えから配合飼料に転換をする問題、こういったことを具体的に措置の中身として掲げていく、そういうことを検討しているわけであります。

そのほか、国、都道府県を通じた試験研究体制など養殖漁場の改善あるいは病気の蔓延防止のための体制整備に関する事項、モニタリングの仕方とかその他の必要事項、そういったことを基本方針

の 中で定めていかたいというふうに思つております。
○安住委員 私は、法案の趣旨そのものは大変結構だと思いますが、ちょっと気になるのは、漁協の話は後でやろうと思つましたが、ここで言いま

漁協等が口論を認定するに書いたものですが、これは大臣、長官でもいいですが、漁協が適正化に科学的根拠等でございう形で示

策定するときには科学的根拠等々をどうして形で示すのですか。これは何らかのガイドラインがない

○中川国務大臣 もちろん全國に千数百ある漁協と、正直申し上げていろいろな漁協がありますから、果たしてそこまで手が回るのかという心配があるのですが、いかがでござりますか。

は、このままほっておけば非常にラッシュアワード状態が統一して、それは魚そのもの、海そのものの健康状態にも影響を与える、結果的に国民に対しても大きな影響を与えるということござりますから、国がまず基本方針をきちっと立てて、それには、科学的な根拠にきちっと基づいた形にして立てて、できるだけわかりやすい形でお示しをし

て、そして漁協が、そういう基本的なこの法律の理念を御理解いただいて、基本計画を立ててい

それに当たりましては、その後、都道府県との関係も出てくるわけでござりますけれども、勝手に、基本方針をつくったのだから、後はおやりなさいということではなくて、きめ細かい、指導という言葉は使いませんが、いろいろな御相談あるいはまたガイドライン等をお示しして、後は知らないよということには決してしないように、綿密に連絡といいましょうか御相談をいただきながらやっていきたいと思っております。

断基準をつくると、北海道では同じ基準でもよくて、青森では悪いというような話になるかもしれない。私も、やはりこれは、ある一定の基準といふものを設けてもらつて運用を始めないと、ちょっと難しいんじゃないかなと思うのですね。つまり、なぜかというと、そこでとれるものは

全国に流通するものでしよう。だから、そういう意味での見の判断というか、余り違ひない

意図での県の半蔵といふものに余り遠いといふのがいい方がいいと私は思うのですけれども、い

○中須政府委員 この点につきましても、先ほど大臣からお話し申し上げましたとおり、やはり国の大段階でのガイドラインと申しましようが、そういう形での、十分きめの細かい御相談に乗っていふうに思っております。

その理由というか、ただいま先生からお話をございましたとおり、特に勧告、公表というのは、ある意味で相手方にとっては大変大きなダメージにもつながることでございますので、そういういた意味で、できる限り、全国的なある意味でのバランスというか、そういうものがとれるようなガイドラインの設定等に努力をしていきたいというふう

に思います。
〔横内委員長代理退席、増田委員長代理
音頭おき〕

○安住委員 それと長官、悪化をした漁場、この話は、誤解を恐れず言えば、すべて人災ですか。人災、そうでしょう。海がもともと汚かったわけじゃなくて、そこで養殖をして、いわば自分たちのエゴもつくり、海底を汚してしまった。そういうことがあって、つまり、生産者にはその責任ももちろん感じてもらわないといけませんよ。自分たちでそれこそ過密な養殖をやり過ぎて汚くなつて、国で何とかしらなんという話は、これは生産者にそんな甘えを許してはならない。しかし一方で、その責任は明確にとらせると同じ時に、海をきれいにしていく、つまり、クリーニング

ングをどうするかという問題もある。これは、どうしたって生産者だけでできるものではない。これはある程度国がやらないと、きれいな海にまた戻すというのは、莫大な金がこれからかかるついで話になるかもしれないと思はうのですよ。この支援策と、生産者に対して明確な責任を負

面で」の法案には必要だと私は思うのですが、い

○中須政府委員 一つは、例えば養殖漁場の海底
ががでござりますが

の底質の悪化とか、そういうことの原因は何かと
いうことでいえば、これは、さまざまな要因、各
地域によってまた異なると思います。もちろん、
生産者もその一つの要因を形成しているわけであ
りましようし、地域によっては、川の上流から流
れ出たさまざまなもののが堆積をする、あるいは生
活雑排水等が入ってきて、そういうものが大きな

影響を与える。さまざまな地域によって、そこは変化というか違いがあるわけございまして、必ずしも一律の考え方ではないのではないかと、いうふうに私どもは思っております。

そういう意味において、原因の一つをつくって、きた生産者の責任という意味でいえば、まさに今回の法律のような仕組みのもとで、一度とそういう

うことを起こさないというか、これ以上の海洋漁場環境の悪化ということが起きないような取り組みを漁業者等がつぶつと取り組んでいく、それが一

つは責任を明確にするということでありましょ
う。
もう一つは、そういう問題かどうかに限定せ
ず、公害等によって漁場の効用が低下をしてい
る、そういう沿岸漁場において、いろいろな制約
がござりますから、すべて簡単にできるというこ
とではございませんが、費用対効果の評価とか、
例えば、クリーニングといつても、しゅんせつを
した場合、残土をどう扱ふうに処理するかと
か、なかなか難しい問題がございます。
そういったことがクリアできることについて
は、私ども、沿岸漁場整備開発事業等によつて、

が見込めるかというふうなアンケートをとりましたところ、それでも二千隻とかそのくらいの加入が見込めるのではないか、こういうようなお答えが来ているという段階でございまして、やはりある程度時間をかけて徐々にやっていかなければならぬ、そういうような課題ではないかといふうに考えております。

○安住委員 最後に一問だけ聞きますけれども、この法律の目的というのは、不慮の事故による損害の復旧及び更新なんかを容易にするものとする、漁船の運航に伴う不慮の費用負担、責任の発生、つまり、漁業経営が困難になることを防止し云々、もって漁業経営の安定に資することを防止されないということは、この法案の趣旨に反しませんか。

○中須政府委員 今回のこのプレジャーボートに対する任意保険の問題は、先生が御指摘になりま

したように、私どもとしては、基本的に、あくま

でも漁船がプレジャーボートによって被害を受けた場合に、その漁船所有者の漁業経営というものの安定を図るために必要な、そういう保険として考えた、動機は当然そこにあるわけでござります。

ただ、いろいろ立案過程で法制当局等とも議論をした結果、もし船主責任というものを漁船につかった場合だけに限定した保険ということを考えるなどということになるか。多分これは、そんなものに加入する人が、極めて魅力のない保険、たくさん船がいる中で、たまたま相手が漁船だと保険金が出るけれども、漁船以外だと出ない、それはちょっと幾ら何でも制度として成り立ち得ないのではないかと。

そういうような議論の経過を経て、法の目的からいえば付隨的であるということになりますが、保険として成り立たせるためには、そこはやはり漁船に限らず、第三者責任保険というか船主責任が必要である、こういうような最終的な判断に

たところで、それでも二千隻とかそのくらいの加入が見込めるのではないか、こういうようなお答えが来ているという段階でございまして、やはりある程度時間をかけて徐々にやっていかなければならぬ、そういうような課題ではないかといふうに考えております。

○安住委員 最後に一問だけ聞きますけれども、

この法律の目的というのは、不慮の事故による損

害の復旧及び更新なんかを容易にするものとす

る、漁船の運航に伴う不慮の費用負担、責任の発

生、つまり、漁業経営が困難になることを防止し

云々、もって漁業経営の安定に資することを防止されないということは、この法案の趣旨に反しませんか。

○中須政府委員 今回のこのプレジャーボートに

対する任意保険の問題は、先生が御指摘になりま

したように、私どもとしては、基本的に、あくま

でも漁船がプレジャーボートによって被害を受けた場合に、その漁船所有者の漁業経営というものの安定を図るために必要な、そういう保険として考えた、動機は当然そこにあるわけでござります。

ただ、いろいろ立案過程で法制当局等とも議論をした結果、もし船主責任というものを漁船につかった場合だけに限定した保険ということを考えるなどということになるか。多分これは、そんなものに加入する人が、極めて魅力のない保険、

たくさん船がいる中で、たまたま相手が漁船だと

保険金が出るけれども、漁船以外だと出ない、そ

れはちょっと幾ら何でも制度として成り立ち得ないのではないかと。

そういうような議論の経過を経て、法の目的からいえば付隨的であるということになりますが、保険として成り立たせるためには、そこはやはり漁船に限らず、第三者責任保険というか船主責任が必要である、こういうような最終的な判断に

至ったということで、趣旨はあくまでも先生の御指摘のとおりでござります。

○安住委員 ところで大臣、この中央会の会長は

現職の国会議員でござります。私は、これは別に

法律に違反しているわけじゃないから構わない

じゃないかと言わればそうかもしねないが、國

の認可法人のこういう中央会のようなどころに現

職の国会議員の方が会長をお務めになつていらっしゃる。

今までの時代の流れで、そういうところ

はいっぱいあるわけです。実は調べました。農林

水産省のこういう認可法人の中で、衆参の国会議

員の先輩の方々が会長をやっておられるところは

非常に多くございます。しかし、今後、今政治と

行政のあり方というものが見直されている中で、

特別会計からお金が入れられているこういう国の

認可法人に国会議員の方が、我々の同僚議員が、

いかなる理由があつても兼任する、兼ねるという

のはやはり好ましくない、むしろみずから改める

べきではないかなと実は私自身は思つております

が、大臣、どういうふうにこのことについてお考

えですか。

○中川国務大臣 先生御指摘のように、一般論と

して、認可法人に現職の国会議員がトップにいる

例というのはほかにもあるわけでござります。そ

れを前提にしての御質問でございますが、この漁

船保険中央会の会長の先生は、長きにわたって農

林水産行政に大変打ち込まれてきて、そしてま

た、地元県の会長をやられ、また全国の中央会の

委員もやられ、そして会長に請われて、余人を

ざいます。

したがいまして、手続上も何ら問題のないもの

であり、この保険制度の、この団体のトップとし

てふさわしいということを会員の皆さん御判断

をされた上で、その結果だというふうに認識をしてお

るところでございまして、むしろ私のような立場

かうそれはけしからぬとかけしかるとか言つこと

を差し控えた方が、この時代の行政と中央会なら

中央会との関係においては、より適切ではないか

というふうに考えております。

○安住委員 その個人が適切か適切じゃないかと

言つておられるんじゃないんですよ。

いや、私もその業界、専務理事か何かを呼んで

お話を聞きました。今までの流れからいつたら

ば、国からの補助金の問題等々があつて、つまり

そこには水産庁の次長も天下りをしている。構造

問題として、大臣、大臣もお若い、我々と同じ

世代の先輩として、我々の時代というのはやはり

そういうことは慎むべきだと私は思いますよ。立

法府に勤める者がこういう国の予算を、少なくとも

認可法人というか、そういうところでどんなに

貢献があつても会長をやるというのは、そこに、

余り言いたくはないが、族議員の温床になつてい

る部分もかなりあって、そういう誤解を招かない

ためにも、私はこういうところの会長を、いや農

林省の中だけでなく、水産庁も全部あります。

建設省も何も。私はそういうことは好ましくある

かないのかというふうに、どう思つているのかと

いうのを聞いているのであって、政治家としてで

すよ、大臣。

最後に、それだけ聞いて、私の質問を終わります。

私はそういうことはすべきでないという立場

から実は質問しているわけですから。

○中川国務大臣 会長として、ルールにのつとつ

て、余人をもつてかえがたいということでおなり

になつた会長であり、それは好ましいか好ましく

ないかということについてのコメントは差し控え

たいと思いますが、会長としても、政治家として

も、我々の代表としても、あえて感想を述べよと

言われば、大変に農林水産行政に熱心な、戦後

一貫してやられてきた私の尊敬する大先輩として

評価をしております。

○安住委員 質問の趣旨を理解していただけな

かったことを大変残念に思つて、最後、終わりま

す。

○穂積委員長 次に、宮地正介君。

きょうは水産二法を中心と質問させ

ていただきますが、私は具体的な問題について少

しお伺いをしてまいりたいと思います。

特に、今回の新法である養殖漁業の確保につい

て、これは大変重要な法案であると私は考えてお

ります。特に、特別な疾病と言われるウイルスの

魚病対策に本格的に取り組むということで、これ

は国民生活、安全な魚を食べていただく、こうい

うことからも大変重要な新法である、私はこう考

えておるわけでござります。

そういう中で、ウイルス病対策がこの法案の中

で特に強く出されているわけでございまして、そ

うした観点から、私は、まず具体的な国内の養殖

漁場の問題の中に今何点か国民に大変危惧を与える

て、これらの問題等がございますので、そうした事例を

通じて、この法案のこれからの方針性、こうした

問題について、まずお伺いをしてまいりたいと思

います。

御存じのように、愛媛県の宇和海におきまして

は、いわゆる一つはフグの養殖、このフグの養殖

の問題について、寄生虫防疫対策としていまだに

ホルマリンが使われている、こういう実情があり

ます。さらに、この宇和海ではアコヤガイの養殖

も行われているわけでござります。このアコヤガイ

のへい死については、平成六年に発生して以

来、大変に大量へい死の状況が続いているわけ

ございます。

まず、この実態について水産庁から御報告をい

ただきたいと思います。

○中須政府委員 御指摘のとおり、愛媛県の宇和

海、大麥養殖の主漁場でございまして、今お話し

ございましたフグ養殖あるいはハマチ、真珠母貝

養殖等の主産地として知られているわけであります。

ホルマリンの問題につきましては、率直に言い

まして、私ども、養殖業において薬剤としてホル

マリンを使用するということは、魚介類への残留

だと、あるいは環境への影響等が十分解明され

でない、そういう不安があるという意味におきまして、昭和五十六年の段階で水産府長官名を通して、事実上生魚に対してホルマリンを使達を出して、生魚に対するホルマリンの使用ことはやめようという指導を行つております。

その後、例えば何回かそういうことを繰り返すということを通じ、また各都道府県を通じて、その徹底を図るということをやってきておりまして、かなりの程度改善されているというふうに承知しておりますし、特に代替薬が薬として認められたということで、それへの切りかえを、切りかえというか、それを使うようについて今指導に努めているところでございます。

○宮地委員 アコヤガイの大量つい死の実態と原因についてはどのように水産庁としては把握をされているのか、報告していただきたいと思います。

○中須政府委員　このアゴヤカイの大量への死の問題が起きて以来、水産局養殖研究所を中心といたしまして、いかなる原因でこういう病気が起こるのかということの解明に努めてまいりました。現段階で明らかになっておりますのは、各種の感染試験の結果、感染症であるということは間違いない、試験を通じて明らかになつたというふうに考えております。

○・四五ミクロンのフィルターを通して、罹患した貝の一部のすりつぶしたものを通して出てきたものというんでしようか、それをもって他の貝に与えると感染をするということから、○・四五ミクロン以下の、つまりほぼウイルスの大きさといふか、あるいはウイルスの大きさに近い細菌、これが病原体であろうということころまで判明いたしましたが、まだその病原体自体を同定するに至っていない。そこに今懸念になって取り組んでいるところであります。

なお、感染症であるということと同時に、もちろん健康な強い貝であれば、その発症が軽減されるわけでありまして、そういう意味での養殖漁場

における適正な管理であるとか、養殖漁場において発生した場合に、他の貝にうつることを防止するためには早期に分離をするとか、そういうた養殖の管理面での指導措置ということとも、あわせて今指導を実施している最中にある、こういう状況で

○官地委員 このフグの養殖に使われているホルマリンの防疫対策といわゆるアコヤガイの大量へい死との相関関係についてはどのように考えておられるか、御説明をいただきたいと思います。

○中須政府委員 アコヤガイの大量へい死が起きた段階で、確かに今先生から御指摘ございましたように、フグの養殖に用いたホルマリンが原因の一部を構成しているのではないか、こういうお話をございました。それ以降、私ども各種の研究と、以上に、現実にホルマリンの使用規制、そういう指導に努めると同時に、各該当水域において

調査を実施いたしました。実際に海水をとてホルマリンが検出されるかどうか、そういうふうなことを調べてまいりました。

ただ、これまでの調査結果を見る限り、こういった海域において、現在、ホルマリンを例えは月三回程度調べておりますけれども、全く検出されていないという状況にあって、私ども現段階で、先ほど申しましたように感染症、これが根本的な原因ではないか、こういうふうに思っているわけでございます。

○宮地委員 そこで、私はまず宇和海におけるフグの養殖に使われているホルマリン対策について少しお伺いをしてまいりたいと思います。

ブグのえらにつくいわゆる寄生虫、ヘドロボツリウム、こう言われております。これがホルマリンという医薬品によって非常に効果がある。しかし、御存じのようにホルマリンというのは劇物でございます。このホルマリンについて水産庁長官は、昭和五十六年にいわゆる使用の禁止に関する通達を出した、こういう報告を先ほどされました。ホルマリンにかわる代替薬品として、マリンサワーS.P.30という、片山化学工業と全漁連が共

はやはり相当プレッシャーがかかっているのではなかろうか。

同開発した、今申し上げたフグのえらにつくところのヘテロボツリウムという寄生虫の防疫対策に非常に効果のある薬品が既に開発をされ、使用されているわけであります。

影響はどうなのか、また、今後これを防ぐのを考えがあるのか、どう養殖漁民に対し指導監督をしていく考えなのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○中須政府委員 ただいまお話をございましたマリンサワーS-P-30については、動物用医薬品とうか魚に対する医薬品としての製造承認の過程で、薬事審議会でも十分御論議をいただき、人体その他含めて、環境に対する悪影響はないということを認められた、こうしたことでございま

したがいまして、私ども特にオルマリンについては使用禁止ということを言つてゐるわけではあります。しかし、なかなかそういう使つてゐるのにはないかというふうな声が後を絶たないわけであつて、そういう意味からもせひ、そういう必要がある場合にはマリンサワーSP-30を使うといふことで寄生虫病の対策にする、こういう考え方でその推奨を図つてゐるというか、普及を図つてゐる、こういう状況にござります。

○宮地委員 マリンサワーSP-30を代替薬品として開発して、その普及に努めている、こういうこととありますから、要は、漁民にとっては、一つは財政的な面があらうかと思うのです。

御存じのように、ホルマリンの場合は二十キログラム当たり大体三千円から三千五百円程度、こう言われています。しかし、マリンサワーは二十一キログラム当たり約五千五百円ぐらい、そこに二十キログラム当たり三千円ぐらいい格差があるわけです。この財政負担というものは養殖漁民にとっても、今大変に経営の面でも厳しい状況にあるわけですから、この切りかえに対する財政負担というのは私は漁民の経営の安定化の中において

6

はやはり相当プレッシャーがかかるているのではなかろうか。

この価格の面の何らかの助成措置というものを、国なり県が応分の助成措置をすべきではないか。特にこれだけの大きな問題になつてゐるわけですから、この点について水産政策として余り今まで補助金政策というのはとられておりませんけれども、金融政策とかそういう点では繰り延べをしたりあるいは利子補給をしたり、そういう点でそれなりの御努力は評価をしておりますが、私はこの際、やはり漁民の経営安定対策の面から水産厅は思い切つて、このマリンサワーを普及するというのであれば私は財政的なフォローアップもすべきではないか、こう考えております。平成十一年度予算の中から、今後前向きに水産厅として財政的なフォローアップをする考えがあるかないか、この点についてお伺いしたいと思います。

○中須政府委員 先生御指摘のとおり、ホルマリンとマリンサワーSP-30という薬との間で、正確な価格という点では必ずしも私ども十分把握しているわけではありませんが、一定の価格差があるわけでございませんが、一定の価格差があるって、そのことが実態論として普及を妨げているのではないか、こういう御指摘は御指摘として私も理解できるところでございます。

しかし、率直に申しまして、ホルマリン自体については、やはり環境への影響その他が不明であるということをもつて使用禁止とあればございますが、使用しないようにという指導をしている、つまり魚に対する薬としてそもそも認められないものでござります。そういうものと、実際に薬として認められているものとの価格差を国なり公費でもつて負担をしていくというのは、政策的にそういうことを実現するのはできないのではないかというのが私どもの率直な気持ちでございます。

ワースP30について、例えば漁協の系統組織を通じて大量に共同で買って安く漁業者に供給するとかそういうふうな形での指導とか、そういう点については我々も努力をしていきたい、こんなふうに考へておるところでございます。

○宮地委員 私は、水産庁長官が今お話しになつた後段の部分、これは非常に結構です。しかし、先ほどお話をありましたように、マリンサワーSP30は薬事法で承認された医薬品であります。

ですから、これは勝手に販売するわけにいかない。もし漁協が中に入つて漁民に販売をするとなれば、もう御存じのように薬剤師なり歯科医師なり、薬事法にきちっとかんたんそういう方がいいなきゃいけない。やはりそういうフォローアップもしていく必要があるだろう。

と同時に、今お話しのように、大量にまとめて購入をして販売をすれば、これは生産性が上がり自然価格は下落をしていく。開発された当初は二十キログラム当たり七千五百円だったのが既にもう五千五百円まで落ちてきているわけですから、これはだんだん普及の度が高まれば高まるほど下落をしてくる。今水産庁長官は努力する、こうおっしゃったわけですから、それでは具体的にはどうやって国としてフォローアップできるのか。また、大量に購入をして大量に、漁民がこうした薬物を使わないで、薬事法で承認されたマリンサワーSP30を使う、こういうところにきちっとやはり筋道を通して、堂々と使っていける、こ

ういう道を開いてあげるべきではなかろうか。決して私は、先ほど価格差を言いましたけれども、価格差を補てんしろと言うんじゃない。漁民の経営が安定して、経営が順調ならない、ところが、非常に今厳しいわけです。そういう厳しい経営の中に新たな経営負担となつてきているから、やはりどうしても安くて効果のあるところに今流れている。皆さんのが幾ら通達を出しても、五十六年に出しても、今七十四年ですから、結果的に、今までいままでホルマリンが使われている。この実

態を見たときに、やはりそこをもう少し詰めて、きちっとした政府としての対応をしなくては漁民は対応できない。

今申し上げたそうした対応について、突つ込んで対策を講じるお考えがあるか、この点について伺いたいと思います。

○中須政府委員 私も必ずしも十分詳しく述べを把握しているわけではございませんので、適切な御答弁になるかどうか自信がございませんけれども、いわゆる普通の養殖をやっておられる方が薬屋さんに行つてマリンサワーSP30を貰う、買つて御自分で投薬をするということは認められるわけでございます。したがいまして、漁協を通じた共同購買行動ということで、それぞれの買うのをまとめて、漁協単位で、依頼を受けた漁協がまとめて買うという場合に、果たして販売業の許可が要るのかどうか、薬剤師の存在が必要なのかどうか、その辺、もうちょっと私も研究をしてみたいというふうに思います。

そういうことを含めまして、先生御指摘のとおり、このマリンサワーSP30がさらに普及する、その裏には、先生の御指摘になっている、そのことによってホルマリンが根絶されるのではないか、そういうことを期待されておられるということについては、さらに勉強していきたいというふうに思ひます。

○宮地委員 警察厅、急のあで恐縮でございますが、もしそういう無登録のやみルートの販売業者等が、あつてはならないことです。あるとすれば、そうした面についてきちっと取り締まりを

うが、そういったマリンサワーSP30がより普及する工夫をどうやっておけばいいかということについては、さらに勉強していきたいというふうに思ひます。

○宮地委員 お答えのとおりでございます。

○中須政府委員 御指摘の罰則につきましては、先生御指摘のとおりでございます。

○宮地委員 警察厅、急のあで恐縮でございますが、もしそういう無登録のやみルートの販売業者等が、あつてはならないことです。あるとすれば、そうした面についてきちっと取り締まりを

うが、そういったマリンサワーSP30がより普及する工夫をどうやっておけばいいかということについては、さらに勉強していきたいというふうに思ひます。

○宮地委員 さらに、いわゆるホルマリンの使用禁止を、昭和五十六年から通達を出してきて、なかなかそれがとまらない。私は、現地等いろいろと調査をしてみると、どうもこのホルマリンの販売、この問題に現地でいろいろとやはり疑惑が出ている。御存じのように、ホルマリンというものは、これは厚生省所管の毒物及び劇物取締法に基づいて販売がなされることになつて、いわゆる登録販売制度になつておるわけです。

ところが、現地においていまだに大変な疑問が出されている。一つは、こうした取締法に基づいた正規の登録販売業者による販売だけじゃない。じゃないか、言うならば、無登録販売業者がいわゆるやみルートでホルマリンを売っているんではないか、こういうお話もあります。というのは、いわゆるボリの容器にラベルが張つてあるんだけれども、そのラベルにはホルマリンというラベルじゃないらしい別の表示のラベルが張つてあって、現実的には中身はホルマリンである、こういうようなものが回っているという状況も私は伺っております。

そこで、まず厚生省に私は確認しておきたいんです。いわゆる毒物劇物取締法、この法律で、例えば無登録で販売した場合、やみルートで販売した場合、私は、罰則が三年以下、五万円の罰金、こう確認しておりますが、間違いないかどうか。

○中須政府委員 御指摘の罰則につきましては、先生御指摘のとおりでございます。

○宮地委員 警察厅、急のあで恐縮でございますが、もしそういう無登録のやみルートの販売業者等が、あつてはならないことです。あるとすれば、そうした面についてきちっと取り締まりを

うが、そういったマリンサワーSP30がより普及する工夫をどうやっておけばいいかということについては、さらに勉強していきたいというふうに思ひます。

○宮地委員 お答えいたします。

○警察官 お答えいたします。

○宮地委員 さうして、仮に刑罰法令に触れるよ

うな行為があれば、関係行政機関と連携を保ちつつ、事案の実態に即し適正に対処してまいらなければならぬというふうに考えております。

○宮地委員 大臣、今ちょっとと水産庁長官とお話ししていましたが、ホルマリンというものは劇物なんですね、医薬品じゃない。水産庁も昭和五十六年に禁止の通達をして、今日までいろいろと指導してきた。しかし、現実はいまだにホルマリンが使われている。それも、ちゃんとした登録業者に

出されている。一つは、こうした取締法に基づいた正規の登録販売業者による販売だけじゃない

から、それなりにやはり取締法に沿つてますから合法的です。しかし中には、今申し上げたようにゆきしき実態もあるわけなんですね。それについて

は今後警察厅にもいろいろ実態を調査していただきたい、こう思つております。

しかし、五十六年から今日まで約十八年間、通達を出しても実際にそれが使われている。これは何なんだろうか。少し水産庁は行政指導が甘いんじゃないらしい別の表示のラベルが張つてあって、現実的には中身はホルマリンである、こういいうようなものが回っているという状況も私は伺っております。

そこで、まず厚生省に私は確認しておきたいんです。いわゆる毒物劇物取締法、この法律で、例えば無登録で販売した場合、やみルートで販売した場合、私は、罰則が三年以下、五万円の罰金、こう確認しておりますが、間違いないかどうか。

○中須政府委員 御指摘の罰則につきましては、先生御指摘のとおりでございます。

○宮地委員 警察厅、急のあで恐縮でございますが、もしそういう無登録のやみルートの販売業者等が、あつてはならないことです。あるとすれば、そうした面についてきちっと取り締まりを

うが、そういったマリンサワーSP30がより普及する工夫をどうやっておけばいいかということについては、さらに勉強していきたいというふうに思ひます。

○警察官 お答えいたします。

○宮地委員 警察といいたしまして、仮に刑罰法令に触れるよ

うな行為があれば、関係行政機関と連携を保ちつつ、事案の実態に即し適正に対処してまいらなければならぬというふうに考えております。

○宮地委員 大臣、今ちょっとと水産庁長官とお話ししていましたが、ホルマリンというものは劇物なんですね、医薬品じゃない。水産庁も昭和五十六年に禁止の通達をして、今日までいろいろと指導してきた。しかし、現実はいまだにホルマリンが使われている。それも、ちゃんとした登録業者に

出されなかつた、こういう状況がございます。

また、関係県、全部で二十数県になります。

が、それらの県を通じまして、ホルマリンの使用の実態がどうなっているかということを昨年段階で再度調べていただきました。各県からいずれも、使用実態はない、こういうような調査に対する答えを受けています。

なお、平成十年度においてもさらにこのモニタリング調査を続けておりまして、熊本県、愛媛県、三重県において、六月から十一月の六ヵ月間に延べ九十九回のモニタリング調査をさらに実施しております。その結果については、現在取りまとめておりますので、また明らかになります。たら御報告をしたい、このように思つております。

○中川國務大臣 農林水産省としては今長官が御答弁したとおりでございますが、宮地先生におかれましては、とても現場の実情を最近時点でき把握をされて、実態としてはそういう危惧がある、そういう話を聞こえてきておるということです。

しかしいまして、マリンサワーSP-30ですか、幸いホルマリンにかかる医薬品があり、価格差があるということです。まず、県あるいは地方自治体あるいは漁連あるいは単協を含めて、先ほど長官から申し上げたような大量購入等々を含めて、いわゆるコストアップ要因をできるだけ少なくするような協力といいましょうか、みんなで力を合わせてそういう状況をつくり上げていくために、水産庁としてもこれから努力をしていきたいと思います。

また、十八年間にわたる通達と実態との乖離。これは今警察署からも答弁がありました。可罰性があるならばというお話をありましたし、またいろいろな条例、法律等に違反する可能性もあるというような先生の御質問でもございましたので、水産庁としても、関係行政、関係自治体あるいは関係業界を通じて、緊急にこの問題に終止符が打たれるように、つまり、ホルマリンの使用をやめてSP-30を奨励するようにという十数年にわたる我が方の通達が完全に実現できるように、全

力を挙げて調査、そしてまた全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○宮地委員 大臣の大変に真摯な前向きな答弁に敬意を表したいと思います。

そこで、先ほど長官が、アコヤガイの感染症である。その感染症は、いわゆる〇・四五ミクロ

ン以下のろ過性の病原体であり、これはウイルスまたはウイルス並みのものであるというお話をされておりました。ところが、今もう四十億を切っていることは御存じのとおりです。何とかアコヤガイの養殖をさらに発展させるために——アコヤガイというのは、私も今回知ったわけですが、十三度以下の海水のところに二ヵ月間置いておくと、今お話しのウイルスも消滅する。温度によってウイルス、病原体を消滅させることができる。ところが、最近は温暖化現象でもって宇和海の、海の温度も上がってきちゃって、なかなか皆さんが苦労している。

そういう中で、御存じのとおり、南方の貝を持ってきて、それで国内の貝とかけ合わせて、最近ハーフというらしいですが、戦後よく聞いた言葉ですが、ハーフ貝をつくって、何とかアコヤガイの真珠養殖をもう一度活性化して頑張ろう、こういうことで、真珠漁民の皆さんも、養殖の皆さんも大変な御苦労をされているわけです。

そこで、大臣、一つは、ウイルスを退治するワクチンですね、このワクチンをやはり早く開発するためには政府がます本気になつて研究開発に取り組むべきである、私はこう思つているんです。これについて、まず大臣はどういう姿勢を持っておられるのか。

それから、今申し上げたように、実は南方の貝というような先生の御質問でもございましたので、水産庁としても、関係行政、関係自治体あるいは関係業界を通じて、緊急にこの問題に終止符をつくる、強い貝でもう一度真珠養殖を再生させねばならない、これがうつてきています。この貝について、まず大臣はどういう姿勢を持っておられるのか。

ですよ。

私は、このところは、やはり政府は何らかの、全漁連あるいは養殖組合と連携をとつて、まさにアコヤガイの大変に真摯な前向きな答弁にござります。

そこで、先ほど長官が、アコヤガイの感染症で

かろうか。ましてや、アコヤガイの大量へい死が超えていた。ところが、今もう四十億を切っている。大変な経営のダメージを受けているこの養殖業者に対して、もっと心のこもった政府の対策をしてあげるべきではなかろうか、私はこう思つておりますが、大臣、この点について、二

点、御見解を伺えればありがたいと思います。

○中須政府委員 ちょっと前段に若干御説明を申し上げたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、感染症であるということはわかつておりまして、御指摘のとおりワクチンが開発されるということで大変大きな希望が持てるわけであります。

ただ、先ほど申しましたように、まだ病原体が同定されていないというところがございまして、今それに最大限の精力を割いています。その上でワクチンの開発ということが、これは貝にワクチンが効くかどうかということも含めてあります

が、次の課題ということで、そこは我が方の研究陣の精力を擧げて努力をしていきたいというふうに思つております。

それから、今先生の方から、ハーフというか、新しい強い貝をつくるというふうなお話がございました。これに關しましては、私ども、國から助成金を出ししまして、関係県の水産試験場等が実施している耐病性のアコヤガイの作出のための研

究だとか、あるいは高い死率を下げるための養殖技術の開発研究、これに助成を行つて、あらゆる手段を通じて、アコヤガイの大量へい死ということをどうやって防いでいくかという対策に私ども

もそれなりに全力を挙げて取り組んでいる、こういう状況があるということだけちょっと御説明を

申し上げたいと思います。

○中川國務大臣 今、長官からも答弁ありましたように、ワクチンも含めた技術開発を早急にやつていかなければならぬ。それから、今御審議いだいている法律の目的であります、いわゆる

もうと誠意のある対策を講じてあげるべきではない死率ですか、これを下げるための新しい養殖技術の研究開発というものも本法律の目的の一つでもござりますし、そういう広い意味の研究開発、技術研究。

さらには、自腹を切つてとあるいは大変売

上げが少なくなつたというような経営実態に対応するために、経営安定資金の融通あるいはまた近代化資金の償還の延長等、現制度等を含めまして、経営環境をできるだけ、少しでもいい状態にするよう、技術面、経営面、としてまた先ほど申し上げましたように、自治体等との綿密な協力を含めまして、総合的な対策をとつて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○宮地委員 まさに私は、今回のこの新法は、そ

うしたウイルス防疫対策が目玉になつてゐるわけですから、それに伴つた研究開発とか、あるいはワクチンづくりのための予算的な積極的な措置とか、これは私は先ほど頭に申し上げましたように、國民に安全な魚を食べていただくという基本的な原点があるわけですから、大いにこういうところには生きた予算を積極的に私は投入していただきたい、こう思うのです。

今回、この法律の中でつくられたいわゆる魚類防疫士というこの士ですが、全國に五百人ぐらいいるようですが、これについて、先ほど申し上げたような、いわゆる薬剤師とか獣医師にできるだけ近いところまでレベルアップをして、本当にこの魚類の防疫対策に有効に機能する士に資格と

いうものを充実していくべきであろう。単なる漁場の立入検査ができるとか、チエックができるとこの魚類の防疫対策に有効に機能する士に資格との関係、取り扱いとの関係と、いうのは非常にこれが重要な機能でございますので、この魚類防疫士の資格のレベルアップ、また今後の機能の拡大、

こうした問題にも私は取り組んでいただきたい。時間がありませんので、この点については要望にとどめておきたいと思いますので、大臣なり水産府長官もよろしく御配慮いただければと思うわけだと思います。

そこで、もう一点、具体的な問題について、私は、きょうは大臣もおりますので質問させていた

だときたいと思います。

先日、水産府長官にも申し入れをさせていた

きましたが、静岡県の清水漁港、ここはマグロの遠洋基地として、昔から歌に歌われた清水港とい

うことで、大変全國でも名をはせている港であります。

しかし、最近は、減船の問題等を含めまし

て、清水港の地域が非常に経済不況の中で今大変な実態にあることは御存じのとおりでございま

す。

ところが、この清水の漁港に二つの大変貴重な造船所があるのですね。御存じのとおり、日本で有数のマグロ・カツオの一本釣りの漁船を持つ技術、ノウハウを持っている造船所、三保造船所というのがあります。こうした造船所が、造船不況の中で、今会社更生法の手続をとっておる。しかし、恐らくマグロ・カツオ漁船の全国の漁船を今まで半数以上つくったという大変な技術を持つている造船所があるわけです。今、この造船所が会社更生法で大変な思いになっている。こうしたところについて、地域の経済の活性化はもちろんですが、何らかの形で救済対策というものに積極的に取り組んでいくべきであろう。

昨年、あの国有林野事業の改革のときにも私は申し上げました。国有林野事業を改革していく中で、特に国有林の守り手であった現地のいわゆる防人と言われた作業員の方、そういう方が、私も会いましたが、中学校を出て、三十年、四十年勤めて、山を見ればばっとその山の実情がわかる、そういうような人は、むしろ国有林野を守る宝ですよ。そういう宝はリストラの対象に置くべきではない、むしろ国有林野の守りとして政府は、林野庁は守るべきだ、こういうことで私は大臣に申し上げたことがあります。

同じように、私は、今回の清水漁港における三

造船のこの技術、ノウハウというものは、日本

全体のマグロ・カツオ漁船づくりの宝として、何

べきではなかろうか、こういうことで先日長官に

も申し入れさせていただいたわけです。

まず、この点について長官としてどういうふうに対応されようとしているのか、できたら大臣の決断でこの問題について今後前向きに救済対策を講じていただければ、こう考えますが、この点についてお伺いしておきたいと思います。

○中川國務大臣 先生は、日本の基幹産業である水産のいろいろな状況の変化に基づく大変厳しい現状、そしてまた国民にとって必要不可欠な安全な水産資源の確保という観点からずっと御質問をされてきたわけでございまして、その中の厳しい実例の一つとして今の御指摘があつたものといふうに考えさせていただき、大きな意味での一つの典型的な事例として、私自身も地元に水産の他人事と思えずお伺いをしていましたので、とても

大変に大きな事業計画を進めております。これに

きては、ぜひ運輸省としても今後とも積極的に

進めていただきたい。

しかし、今申し上げたように、清水には遠洋漁業基地というものがありますから、ここに遠洋漁業基地がある、遠洋漁業の清水漁港というものをしっかりと意識していただいて、この漁港の活性化と港湾の整備拡充をぜひ調和のとれた形で進めていただきたい。特に漁港のいわゆる整備等については、魚の加工場だとかあるいは市場だとか、非常に地域経済の活性化につながるそうした面があるわけですから、ぜひ、清水港の大事業プロジェクトの中に清水漁港が埋没してしまわないよう充をしていただきたい。

きょうはこのことを申し上げておきたいと思

いますが、この点について、運輸省の見解を確認しておきたいと思います。

○川嶋政府委員 お尋ねの特定重要港湾、清水港でございますけれども、清水港は、欧米を初めといたしまして国際的コンテナ航路の拠点となつております。我が国におきます主要なコンテナ港として重要な役割を果たしておりますほか、木材の輸入基地でありますとか、あるいは先生御指摘の遠洋漁業の基地としても大きな役割を果たしてい

るということを認識しております。

○宮地委員 具体的な事例ですから、これは大臣

の答弁の限界というものは私も承知しております。ぜひ、その言わんとする心を酌んでいただ

て、日本のマグロ・カツオ漁船づくりに大変な貢

献をした中小造船会社が今瀕死の状況にある、ま

たそれについても、清水市挙げて何とかできない

かと清水市の市長を先頭に県にも国にも大変な要

請行動もしているわけですから、これはもう私は

利害を超えて、日本の水産業界に果たしたこれま

での貢献、またこれから日本の船づくりについ

て貴重な財産を、ともしひを消さないように、ぜひ

御努力をいただければありがたいと思っており

ます。

そこで、きょうは運輸省に来ていただきており

ますが、ここでの港湾の整備事業について、ぜ

ひ努力をいただければありがたいと思っており

ます。

ついでに、きょうは運輸省としても今後とも積極的に

進めていただきたい。

しかし、今申し上げたように、清水には遠洋漁業基地というものがありますから、ここに遠洋漁業基地がある、遠洋漁業の清水漁港というものをしっかりと意識していただいて、この漁港の活性化と港湾の整備拡充をぜひ調和のとれた形で進めていただきたい。特に漁港のいわゆる整備等について、そこには、魚の加工場だとかあるいは市場だとか、非常に地域経済の活性化につながるそうした面があるわけですから、ぜひ、清水港の大事業プロジェクトの中に清水漁港が埋没してしまわないよう充をしていただきたい。

きょうはこのことを申し上げておきたいと思

いますが、この点について、運輸省の見解を確認しておきたいと思います。

○川嶋政府委員 お尋ねの特定重要港湾、清水港でございますけれども、清水港は、欧米を初めといたしまして国際的コンテナ航路の拠点となつております。我が国におきます主要なコンテナ港として重要な役割を果たしておりますほか、木材の輸入基地でありますとか、あるいは先生御指摘の遠洋漁業の基地としても大きな役割を果たしてい

るということを認識しております。

○宮地委員 時間が参りましたので終わります

が、きょうは、水産二法の問題は特に養殖関係を

中心に質問させていただきました。この両法案は

大変に、これから日本の養殖業の発展、あるい

は漁船やそうした皆さんの保護の確保、特に最近

のプレジャーボートの増加に伴う衝突事故等から

協力をさせていただきます。今後、港湾管理

者であります静岡県等とも十分な協議をいたし

ます。

開発でありますとか、あるいは江戸地区的水産基

地の再整備等について御検討をいたしまして、駅前の再

○總務委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。一川保夫君。

○一川委員 限られた時間内でございますので、数点お伺いしたい、そのように思っております。

今回の漁船損害等補償法の一部改正という問題に関連いたしまして、きょう、先ほどのいろいろな質疑の中でも話題が出ておりましたけれども、最近、漁船の数が減少傾向にあるということで、昭和五十五年ごろをピークにしてだんだん隻数が減ってきているという状況の中で、こういった保険制度をいろいろな面で維持していくのは、大変難しい状況下にあるというふうに思います。

そういう中で、漁船の保険組合に関連した、こういった経営状況の現状から察して、今後の見通しというものについてどのように認識しておられますか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○中須政府委員 最近におきます漁船保険の運営状況というか、概括して見てまいりますと、御承知のとおり、我が国周辺海域等での資源量の減少とか国際漁業規制の強化、こういう状況が反映されまして、漁船隻数自体が徐々に減少している。そうなりますと、やはり保険事故の発生度合いの振れが大きくなるという問題がありまして、一般論で申しましても、保険リスクが高まる傾向といふことが否定できないわけあります。

それから、午前中も若干触れたわけでございますが、同じ漁船の数がございましても、なかなか設備投資が思うに任せないということで、漁船の船齢が伸びている、老朽化が進行している。そうなりますと、保険額としては一隻当たりの価額は毎年減っていくわけになりますので、同じ料率であれば保険料收入は減っていく。ところが、老朽化等が進んでくるということもありまして、保険金の支払い額の方は横ばいだということで、どうしても適正な保険料率の見直しがある程度必要な状況にあるというのが現状でございます。

ただ、率直に申しまして、漁業者の経営自体、大変厳しいものがございます。こういった中においては、漁船保険組合、組織を通じまして、非常に効率的な運営によって、できるだけ漁業者への負担が過度にならないよう努力をする必要があるうかと思うわけであります。

そういう意味で、今回の改正におきましても、再保険制度の見直しを通して、漁船保険団体の統合一元化に向けた条件整備ということとも一つのねらいとしているわけでございまして、そういうことを含めまして、今後、安定的な効率的な保険運営ということが可能になるように努力をしていかなければならぬ、こういうふうに考えているわけでございます。

○一川委員 この漁船の保険制度というのは、漁船そのものは、御案内のおおり、当然ながら、いろいろな台風等の自然災害を受けやすいところに停泊されたり、そこで動いているわけでございまして、こういった保険制度というのは、漁業者にとっては大変力強い、ありがたい制度だというふうに私は思うわけです。

そういう面では、ほとんどの漁業者がこれに加入しているというふうに聞いておりますけれども、今回この法律改正によりまして、今後こういった制度をしっかりと堅持していく中での、考え方をしっかりと堅持していく中での、そういうふうに私は思うわけです。

○一川委員 そのあたりの考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○中須政府委員 御指摘のとおり、やはり、漁船というのは漁業生産活動におきまして一番基本になる資本財というか財産でございまして、それが漁船保険制度によって不慮の事故から守られていくということが、何よりも漁業経営の安定のかなめになるということだろうと私ども思っておりまますし、また、そういう事情があるからこそ、先生の御指摘のとおり、大変高い加入率というものがよろしいのではないか。これは私の要望でござりますけれども、やはり、そういったところを基本的には考えていかないといふのが抜本的な解決が難しいのではないかという感じもいたしますので、ひとつよろしくお願いをしたい、そのように思います。

こういった漁船保険の基本的な使命というか、漁業者の経営の安定という観点での役割は決して今後とも減ることはないわけでありまして、そういう意味では、やはり、末永くというか安定的に長期にわたって、この事業が実施し得る基盤を整備していくというのが私どもの使命であります。

そういう意味で、先ほど申しましたように、この制度の運営のスリム化と言うと言葉がいいかどうかでござりますけれども、効率的な運営によって漁業者の負担が増嵩することのないように対処をしていく。そういう努力を重ねながら制度の安定的な運営を図っていくことが重要だ、こいつふうに肝に銘じておられるということがあります。

○一川委員 それと、今回のこの改正の中で、プレジャーボート等に対する任意保険制度の導入も考えられているわけですから、私自身も地元で、そういうたプレジャーボート等がいろいろ停泊している地域のところに漁港も立地しているわけですから、基本的に河口部分でそういう状態が見受けられるわけですね。

そうした場合に、これはこれから課題でもあるかと思うのですけれども、そういうた河川の河口付近の停泊するスペース、それは、漁港として使っているスペースもあれば、また新たなそういう漁港の敷地があるわけですから、また一方では、河川の河口付近にプレジャーボートが相当停泊している場合があるわけです。

ですから、そういうた河川管理者、漁港管理者側とのいろいろな調整なり今後の対策を始めたものを、しっかりと連携をとっていった方がよろしいのではないか。これは私の要望でござりますけれども、やはり、そういったところを基本的には考えていかないといふのが抜本的な解決が難しいのではないか。これが私の要望でござりますけれども、やはり、そういったところを基本的には考えていかないといふのが抜本的な解決が難しいのではないか。これが私の要望でござりますが、そこが行革のあたりで組織が縮小しますが、そこが行革のあたりで組織が縮小してその人事があるとか、こういうことがあつ

それから、これは直接この法案と関係ないかもしませんけれども、最近、いろいろと心配していろいろな意見が出てくるわけですけれども、例の日韓漁業協定にまつわる問題でございます。

私の地元石川県なんかでも、もうそろそろ、五月に入りますと底びき網漁船が操業に入るわけでございますし、それからまた、イカ釣り漁船が六月ぐらいから操業に入るわけです。今のことろ、日韓漁業協定での、例の大和堆を含む暫定水域におけるいろいろな操業に関するルールづくりが、まだはっきりしたもののが決まっていないということで、いろいろ関係者が非常に心配をしたり不安に思っているわけですけれども、今現在どのようない進捗状況なのか、そのあたりをまずお尋ねしたいと思います。

○中須政府委員 御承知のとおり、日韓の漁業協定、新しい協定に基づきます操業のルールづくりというか、この問題につきましては、一月二十二日の発効後しばらくの間中断ということで、精力的に交渉して、二月五日に合意を見て、ほどなくして双方の排他的経済水域における入会漁業というものが実現したわけでございます。

本来のもくろみでございますと、その段階で起きだけ早く日韓漁業共同委員会を開催いたしまして、今お話をございました、大和堆等を含みます暫定水域における操業ルールというものをを早期にその場で決めて実施をしていく、こういうことを日韓双方で考えていたわけであります。

それが、御承知のとおり、韓国側から協議漏れがあつたというお話を出てまいりまして、そのことかなりの時間を費やしたことと、実は、協議漏れの問題の合意を経た後、韓国内部では、いろ

で、私どもの方からは、できるだけ早く、可及的速やかに共同委員会を開きたいというふうに申し入れをしているわけでございますが、もう少し待ってほしいという韓国側のお話で、現在なお開催のめどが立っていないという状況でありますて、私ども、引き続き外交ルートを通じまして早期の委員会開催というのを韓国側に要請していく

でありますし、韓国側とそういうにらみ合いをしながらの操業というのはいろいろな面でやはり不安感を伴うというふうに思うわけです。そのあたり、できるだけ早期に話し合いを進めていただきたいということに尽きるわけですからども、そのための農水大臣の意気込みのほどをひとつお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

が最近多いわけです。
そういう中でなおかつ日韓の話し合いが詰めが
できていないということに対し、非常に心配が
あるというのは我々も十分わかりますので、ぜ
ひ、そのあたりのことも勘案しまして、できるだ
け早期に操業ルールの確立を、話し合いの合意が
できますように、最大限の努力をお願いしたい、
そのように思っております。

○一川委員 相当の数がます想定されるわけでござりますけれども、この法律の条文の中で関連性のところでちよと確認したいと思いますのは、改善計画なるものを一応認定されるわけですがとも、その改善計画に沿つて余り努力しないといふところに對しては認定を取り消すという条文が第五条に含まれているわけですね。それと、改善計画に基づいての勧告、七条ですかに勧告とか、

○中須政府委員 そこで、ちよっと長官に確認したいわけですがけれども、今韓国側との交渉再開に努力しているというお話をなのですけれども、韓国側とそういういろいろな操業ルールについての話が決着しないと、今関係の漁業者がその区域に対して操業を行なうことはできないということなのですか。それとも、それはどういうことになるのですか。

○中須政府委員 今回の新しい日韓の漁業協定におきましては、それぞれ相手国の二百海里水域内で自國漁船が操業する場合は相手国から許可を受けないと操業できない、したがいまして、その許可を受ける前提としての各種の操業条件を取り決め、その上で、許可を得て現在お互いに入漁している。

ところが、御承知のとおり、暫定水域というのには、そういう性格の水域ではございませんで、それぞれが旗國主義、それぞれ許可証が出ている自分の国旗のもとで操業できる、取り締まりもそれぞれ旗国が行う、こういう水域でございますので、暫定水域に関しましては、日韓両国の操業の共通ルールがない状態でも、それぞれの国の船がそれぞれの国の規制で操業ができるという状態が現在続いている、こういう水域だということです

る二年から三年にわたる交渉、大きなポイントの一つだったわけですが、協定そのものが交換発効され、そしてまた実務者協議、お互いのEZの中の協議も決着したわけでござりますけれども、先生の御地元の沖合であります北部あるいは南部の暫定水域につきましては、協定上、日韓共同委員会でお互いにルールを決めていこう、操業最高隻数あるいは操業条件あるいはお互いの自主ルールのあり方等々について決めていこうということでございますが、今長官からも答弁ありますように、私のカウンターパートが交代してしまった、あるいは向こう側の事務的な体制が非常にこれから変わっていくという状況でございまして、これはある意味では向こう側の事情でありますけれども、暫定水域においてお互いの漁業秩序あるいは資源管理を守っていくことが今回の協定の一一番大事なポイントの一つでございますので、引き続き、韓国政府に対しまして、できるだけ早く共同委員会、そしてそこでの決着を得るべく私自身これからも一層努力を続けていきたいというふうに考えております。

○一川委員 今ほどもお話をされましたように、漁業関係者にすれば暫定水域における韓国漁船による資源の乱獲ということを一番心配もするわけだと思いますし、それからまた、きょう午前中ちょっとと話題が出ましたように、先日のああいう北朝鮮と思われる不審船舶が出没した地域も割とこの暫定水域に近い水域で出没しているということもありまして、その海域で漁業をやっている方々にとってはいろいろな面で非常に不安な要素

法律に関連しましてお尋ねいたします。こういった法律をつくるは、策定するということの問題意識というのは、当然ながら、こういった水域が相当汚染されてきている、漁場の環境が非常に悪化しているという中でこの法案が策定されてきておるわけでござりますけれども、特に、この法案の中の第四条の、基本方針に基づいて漁場の改善計画というものを策定することになつておりますけれども、この法律が施行になつた段階では全国で大体どれぐらいの、何カ所ぐらいがこういった改善計画なるものを早急に策定しなければならないというふうに考えてはいるのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○中須政府委員 これはあくまでも推定でございますが、私ども全国の養殖の主要県におきまして、サンプル的という感じでございますが、五十二海域についてその水質とか底質とかその辺を調べまして、通常、私ども考えて漁場としての自然の浄化能力の範囲内だと判断される基準を超えている漁場というのが約四割あったというようなデータがござります。

四割程度の漁場がそういう形で問題があるという前提に立ちますと、全国の海域、漁業地区に分けて約五百地区ぐらいが海面養殖業が盛んな地区でござります。そうなりますと、この五百地区のうちの約四割、全国でいえば二百地区ぐらいでござった漁場改善計画を樹立していくだけで改善を取り組む、こういうことが必要な海域、あるいは期待したい海域、こういうことになるのではなくいかと、大きさっぱな推計でございますが、把握し

あるいは余り努力しないということであればそれもまた公表するというようなことになりますし、もっと悪質な場合には漁業法三十四条に基づいてのいろいろな、漁業権の見直しですか、こういうことも考えているというようなことになつているわけですから、そのあたりの条文の関連性というか、そういう改善計画に対して熱心でないというところに対してもどういうペナルティーを考えているのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○中須政府委員 今回の法律におきましては、基本的な枠組みとしては、農林水産大臣が基本方針を定め、その基本方針を見てと言うとおかしうございますが、その前提に立つて、漁協という形をとつておりますが、漁業者が自主的に改善計画を定めるというのが一番メインの柱でございます。自主的に自分たちでやるべきことを定めて、都道府県知事の認定を受け、その場合には一定のメリットが生ずる。これは制度的なものもございまますし、制度外では私どもの方で各種の補助事業を、そういうところについて優先的に採択していくというふうなことを含めて対応していく、こういうような構成になつているわけであります。それが、あくまでも基本の形であります。

ただ問題は、自主性にゆだねているということになりますので、相当漁場が悪化しているところでもそういう計画が現実には地元から出てこないということがありますので、担当措置として、基本的には、都道府県知事が、こういう海域では改善計画をつくりな

が最近多いわけです。そういう中でなつかつ日韓の話し合いが詰めができないないということに対しても、非常に心配があるというのは我々も十分わかりますので、ぜひ早期に操業ルールの確立を、話し合いの合意ができるよう、最大限の努力をお願いしたい、そのように思っております。

それではもう一つ、今回の持続的養殖生産確保法に関連しましてお尋ねいたします。こういった法律をつくられる、策定するといった問題意識というのは、当然ながら、こういった水域が相当汚染されてきており、漁場の環境が非常に悪化しているという中でこの法案が策定されてきておるわけでございますけれども、特に、この法案の中の第四条の、基本方針に基づいて漁場の改善計画というものを策定することになつておりますけれども、この法律が施行になつた段階では全国で大体どれぐらいの、何カ所ぐらいがこういった改善計画なるものを早急に策定しなければならないというふうに考えてはいるのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○中須政府委員 これはあくまでも推定でございますが、私ども全国の養殖の主要県におきまして、サンプル的という感じでございますが、五百二海域についてその水質とか底質とかその辺を調べまして、通常、私ども考えて漁場としての自然の浄化能力の範囲内だと判断される基準を超えている漁場というのが約四割あったというようなデータがござります。

四割程度の漁場がそういう形で問題があるという前提に立ちますと、全国の海域、漁業地区に分けて約五百地区ぐらいが海面養殖業が盛んな地区でございます。そうなりますと、この五百地区のうちの約四割、全国でいえば二百地区ぐらいでござった漁場改善計画を樹立していただいて改善に取り組む、こういうことが必要な海域、あるいは期待したい海域、こういうことになるのではなくいかと、大きさっぱな推計でございますが、把握し

ております。○一川委員 相当の数がまず想定されるわけでござりますけれども、この法律の条文の中で関連性のところでちょっとと確認したいと思いますのは、第五条に含まれているわけですね。それと、改善計画なるものを一応認定されるわけですけれども、その改善計画に沿って余り努力しないといふところに對しては認定を取り消すという条文があるいは余り努力しないということであればそれをまた公表するというようなところもござりますし、もっと悪質な場合には漁業法三十四条に基づいてのいろいろな、漁業権の見直しですか、こういうことも考えているというようなことになつてゐるわけでそれども、そのあたりの条文の関連性というか、そういう改善計画に対し熱心でないといふところに對してはどういうペナルティーを考えているのか、そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○中須政府委員 今回の法律におきましては、基本的な枠組みとしては、農林水産大臣が基本方針を定め、その基本方針を見てと言うとおかしうございますが、その前提に立つて、漁協という形をとつておりますが、漁業者が自主的に改善計画を定めるというのが一番メインの柱でございます。自主的に自分たちでやるべきことを定めて、都道府県知事の認定を受け、その場合には一定のメリットが生ずる。これは制度的なものもございまますし、制度外では私どもの方で各種の補助事業を、そういうところについて優先的に採択していくというふうなことを含めて対応していく、こういうような構成になつてゐるわけであります。それが、あくまでも基本の形であります。

ただ問題は、自主性にゆだねているということでござりますので、相当漁場が悪化しているところでもそういう計画が現実には地元から出てこないということがあり得るわけでありまして、そういう場合の担保措置として、基本的には、都道府県知事が、こういう海域では改善計画をつくりな

さい"ということを勧告する制度、それを勧告してもどうしてもやらない"ということであれば、公表して、社会的な圧力をかけて、ぜひ改善計画をつくりていただきたい、こういうふうに迫っていく"というのを最後のやり方として、条項として置いておる。

そこでもどうしてもだめな場合には、最終的に漁業権を、漁協に対して免許をし、その漁業権に基づいて養殖漁業が行われているわけでござりますので、その漁業権に制限なし条件を後から付与することができる。そういう都道府県知事が付与することを、うなづいた何段階かの過程を経て、勧告し、公表しても実施できない場合には、そういう形で最後の方法として強制的に一定の措置をとらせるということを法律上措置している。

ただ、これはあくまでも、基本ではなくて、例外というか、どうしても大変状況の悪いところでの取り組みが行われないときの最後の措置だ、こういう位置づけであります。

たお 五条で お詫のこざしました 話画の認定
の取り消しというのは、計画はつくったけれども
ちっともそのとおりやらない、いろいろな事情が
あり得るわけあります。そういうときにはそぞ
の計画に伴うメリットを与えないとか、そういう
意味を含めまして認定を取り消す、取り消します
と、そこでどうしてもまだ改善が必要であれば再
度、例えば六条以下に移つて勧告をするとか、そ
ういうことも可能な白地の状態に戻す、こういう
ような措置を法定してある、こういうふうな関係
にござります。

○一川委員 時間が参りましたので、以上で終わります。ありがとうございました。
○穂積委員長 次に、中林よし子君。
○中林委員 私は初めに、漁船損害等補償法の改正に関するお伺いします。

地元の広島県漁船保険組合の皆さんに直接お話を伺ってまいりましたが、中央会もですが、この保険組合も単年度では赤字になっているというございました。広島の組合は古くから、今風といふ

前の積み立てを取り崩していると言つていまし
た。

広島では、加入者の圧倒的多数が五トン以下の
小さな漁船で、一人か二人しか乗れないという非
常に零細な漁業者で、掛金もそつ大きいわけでは
ありませんが、しかし、いざ台風などで船に損害
があれば、この保険制度なしに漁業を続けること
はできないということで、非常に大切な制度だと
いうふうに言っておりました。

そこで、大臣、今回の改正で再保険は中央会に
一本化されるわけですけれども、国庫負担もこれ
までどおりで、国がこの保険制度に責任を持つと
いうことは変わりませんかどうかということの確
認と、それから保険制度に対する国の責任、今後
さらになどうされていくおつもりなのか、それにつ
いてお伺いします。

○中川国務大臣　今回の法律改正によりまして、
先生御質問の国の責任は変更はございません。

ます、契約者との関係におきまして、漁業者
に対する保険料の国庫負担のあり方は変更はござ
いません。

さらに、県単位、そしてまた漁船保険中央会と
の関係は、従前国が個別比例の方式で負担していく
た再保険を中央会が一元的にやって、それに対す
る再保険という形でやるわけでございますが、國
と県との間にあつたものを中央会に一たん集約を
して、その上で中央会の保険を国が再保険する、
その場合には十三億円の特会からの繰り入れであ
るということですございまして、基本的には、これ
は国の責任というものは何ら変更はございません
ん。

○中林委員　今回の改正は団体からの要望とい
ふこともありますて、運営が円滑にくくよう、国庫
負担、再保険料の保有割合だと保険料の責任割
合など、国がちゃんと責任を強めていくことを要
望しておきたいと思います。

今回の改正で、先ほどから大変問題になつてい
るブレジャーポートについての問題ですけれど

然災害があると特に補償額が大きくなるので、従前の積み立てを取り崩していると言つていまし
た。

常に繊細な漁業者で、掛金もそつ大きいわけではありませんが、しかし、いざ台風などで船に損害があれば、この保険制度なしに漁業を続けることはできないということで、非常に大切な制度だとうふうに言っておりました。

そこで、大臣、今回の改正で再保険は中央会に一本化されるわけですけれども、国庫負担もこれまでどおりで、国がこの保険制度に責任を持つと

いふことは認めませんかと云ふことの確認と、それから保険制度に対する國の責任、今後さらなるどうされていくおつもりなのか、それについてお伺いします。

○中川国務大臣 今回の法律改正によりまして、先生御質問の国の責任は変更はございません。

まず、契約者との関係におきましても、漁業者に対する保険料の国庫負担のあり方は変更はございません。

いません。
さらに、県単位、そしてまた漁船保険中央会との関係は、従前国が個別比例の方式で負担していく

た再保険を中央会が一元的にやって、それに対する再保険という形でやるわけございますが、国と県との間にあつたものを中央会に一たん集約を

して、その上で中央会の保険を国が再保険する、
その場合には十三億円の特会からの繰り入れもある
るといつてございまして、基本的には、これ
は国の責任というものは何ら変更はいたしませ
ん。

○中林委員 今回の改正は団体からの要望ということもありまして、運営が円滑にいくよう、国庫負担、再保険料の保有割合だとか保険料の責任割合など、国がちゃんと責任を強めていくことを要望しておきたいと思います。

今回の改正で、先ほどから大変問題になっていたプレジャーボートについての問題ですけれど

も、任意加入ができるという道が開かれてくるわけですが、このプレジャーボートとのトラブルが漁船の間では絶えなくて、補償割合など、話し合いかつからず随分長引いているというふうに組合の方をおっしゃっておりました。

ですから、これは漁業者にとって非常にいいことだと思つたのですが、ただ、問題は、こういう制度ができたけれども、では実際にプレジャーボートの加入が促進できるかというと、なかなか担保できないのじやないかと先ほどの論議を聞いて思つたのです。

広島の場合だと、大体全国で三十三万ぐらいのプレジャーボートという資料をいただいておりますけれども、一万九千隻ぐらいだとおっしゃっているのですね。極めて多いところです。運輸省とも連携して、水産厅自身が加入促進の宣伝を継続的に行なうべきだというふうに私は思うのです。

プレジャーボートの所有者というのは推測をすぎなくて、把握が余りちゃんとされていないとふうに思います。だから、そういう意味では、継続的な宣伝、あるいは実際加入していくだけ始めたの努力というのは、やはり水産厅としても、漁船の方々の被害を守るという観点から特段の計画が必要なんぢやないかと思うのですけれども、その辺の具体的なプレジャーボートの加入促進のための御計画をお聞きしたいというふうに思いました。

○中須政府委員 現在におきましても、プレジャーボートに対する保険というのは民間保険会社で行われているわけでありますし、これはやはり主として二つの原因で加入が大変低調であります。

一つは、保険の加入あっせんとか事務処理、それを効率的に行なうだけの体制が現地にはない、そういうことが一つありますし、それからプレジャーボートの利用者の方というのは一人一人個別でございまして、一定の組織化をされたりするところいう組織を通じて加入促進等が図られるわけですが、そういうことが非常に難しいということ

も、任意加入ができるという道が開かれてくるわけですが、このプレジヤーボートとのトラブルが漁船の間では絶えなくて、補償割合など、話し合이がつかずに随分長引いているというふうに組合の方がおっしゃっておりました。

ですから、これは漁業者にとっても非常にいいことだと思うのですが、ただ、問題は、「こういう制度ができたけれども、では実際にプレジャーボートの加入が促進できるか」というと、なかなか担保できないのではないかと先ほどの論議を聞い

ますにれども、一万个千隻くらいだとおっしゃっているのですね。極めて多いところです。運輸省とも連携して、水産庁自身が加入促進の宣伝を継続的に行うべきだというふうに私は思うのです。

ブレジヤーボートの所有者というのは推測にすぎなくて、把握が余りちゃんととされていないというふうに思います。だから、そういう意味では継続的な宣伝、あるいは実際加入していくだけではなくて、

めの努力というのは、やはり水産庁としても、漁船の方々の被書を守るという観点から特段の計画が必要なんじやないかと思うのですけれども、そ

の辺の具体的なプレジーポートの加入促進のための御計画をお聞きしたいというふうに思いました。

○中須政府委員 現在におきましても、プレジャーボートに対する保険というものは民間保険会社で行われているわけであります、これはやはり主として二つの原因で加入が大変低調であります。

一つは、保険の加入あっせんとか事務処理、それを効率的に行うだけの体制が現地にはない、そういうことが一つあります。それからプレジャーボートの利用者の方というのは一人一人個別でございまして、一定の組織化をされたりする

とそういう組織を通じて加入促進等が図られるわけですが、そういうことが非常に難しいということ

とで、賠償責任保険というベースでも「三九六程度の加入しかない、こういうのが実情でございます。

今回、そういう現状を放置もできないということで、漁船保険組合が元受けになり、中央会が再保険をするという形でプレジャーボートの賠償責任保険というものを開始しようと思っているわけではあります。ですが、この場合には、先ほど申しました二つの原因のうち一つは、保険の加入のあっせんだと、事務処理を効率的に行うという意味ではこの保険は漁業協同組合が実際に第一線の末端でいろいろ仕事をしていくだけがありますが、そこがまさに浜に事務所があるわけでありまして、そういうプレジャーボートの利用状況などとか実情は十分御承知でございますので、そういう点では事務処理の効率化ということを含めて一定の仕事ができるのじやないか。

ただ、利用者が組織化されていないといふところは相変わらず同じでござりますので、やはりそこは私どもといたしましても、利用者あるいは漁業者の双方にとってこういう制度に加入することにメリットがあるんだということを普及啓発していくというか、そういう努力を続けることによって漁協の加入促進運動というか、そういうものを支援していきたいというふうに思つております。

○中林委員 続いて、持続的養殖生産確保法案についてお伺いします。

まず、漁場の改善についてですけれども、昨年真珠養殖事業法を廃止するという審議がありまして、そのとき私は、真珠養殖業者の皆さんには、事業法を残して法律で過密養殖を制限してほしいと願っていると法律の廃止に反対してまいりました。そのときに過密養殖などの大きな問題がありまして、それを法律で対応してほしいというのは漁業者の皆さんの切実な声でした。養殖の量などを適正にして漁場の環境を保つために国がきちんと対策をとるというのは当たり前で、遅きに失した感をぬぐい去ることができないわけですが、この法案を実効あるものにするということが今求

められて、いふとこもうに思ひます。

広島県ではヘテロカブサによるカキの大量死で
大変な打撃を受けて、委員会としても視察に行つ

が得られないというのがこれまでの経緯だった、そういうふうに概括的には総括ができると思いま
す。

態、それについてはどうに把握していらっしゃるござります。

も、実効性が上がらないんじゃないかと思うのですね。

たわけですが、私は、先日被害の大変大きかつた地域の養殖業者の皆さんとお会いしてお話を伺いました。ひどいところでは七、八割のカキが死んでいます。こういう業者の方もいらっしゃいました。ここで過密養殖の問題がクローズアップされておりまして、研究によつてもヘテロカプサは潮の流れがよくなると被害が減る、こういうことがわかつておりますし、過密養殖をやめればある程度被害が食いとめられるということはわかつているのです。

ただ、やはりそういうことを何回か繰り返して
きて苦い経験もあるわけであります、広島県なんかの場合でも、やはり今回テロカブサであれだけの被害を受けるということになると、やはり本当にいよいよこれは取り組まなければいけないというような機運がある意味では漁業者の中にも高まっている、こういうことだらうと思います。
そういう意味におきまして、この機運というものを大切にしながら、私ども今回この法律案を提案して、ぜひ漁民の皆様方への普及を図つてこれを活用していく、こういうふうに今思つ

話でも、いろいろ現地でやっておられる方々から話を聞く中で、今回あれだけの被書が出て、現実に密殖というのをある程度改善してみた、そういう漁業者の方もいらっしゃいます。そうしてみると、結構やはり一つ一つのカキは大きくなつて、決して数を減らしたことがそのまま収入減になるのではなくて、むしろ、その一つ一つのものが大きくなることによってプラスになった側面がある、こういうことを述懐されておられる方にも、私はお会いをいたしました。

ふえるんだ、こういうふうに今長官からお詫びがあつたわけですけれども、いずれ収入が安定するということでは、今被書を受けて、こういう制度ができるという、ここをどう乗り切つていく、この制度に実効性が伴うようしていくかということが問われていると思うのですね。

それで、この法案で漁協などが自主的に漁業権行使規則の改正などで対応するようになつて、そういう改正をしたら、みずから漁協が改正をちゃんととやつたら國が何らかの手だてをするということが私は必要なんじやないかと思つのです

そこで県かこれは広島県ですけれども、いか方針をだを向こう四年間で二割減らす、こういう方針を決めました。恐らく、これは養殖業界の中でこういう規制に踏み切ったのは初めてではないかと思ふ。の皆さんのお話でも、実はこのことが余り進んでいない、まだ日にちがそつたってはいらないということともあるのでしょうか。

○中林委員 一人一人になるとなかなかという話で、不公平感などがそこに存在しているんじゃないかというお話をだつたと思うのですけれども、しかし、本当に業者一人一人が問題なんとして、日々におっしゃるのは、今回被書が出た上にいかだを減らせと言われても、まさに死活問題にかかるわけであります。

でも取り組んでいくと、そういうことが必要なわけあります。そういう意味では、私どもも粘り強く漁業者の方々に話をしていくことを含めまして、こういう現状を機に、ぜひ漁業者自身の手による密漁の改善に取り組んでもらいたい、こういうふうに思うわけであります。

ね。だから、大臣にぜひ政治的判断を仰ぎたいと思うのですけれども、何らかの方法で、国が漁協に対しても補助を出すとか、漁民にそれが還元できること、そういうことのやはり国としての後押しをしているんだという裏づけが必要なんじゃないかとうふうに思うのですけれども、いかがでしようか。

そこで、長官にお伺いしたいと思うのですけれども、取り組みは非常に積極的でも、実際はなかなかいいかだを減らすとすることが進んでいないということになってしまっているのですけれども、その原因はなぜかとお考へをでしようか。

わって、なかなかそうはいかないんだとおっしゃるわけですよ。これまでだつて、自宅を抵当に入れて工場をつくつて、カキの殻をむく打ち子さんを雇つて、毎年その方々の生活も成り立つようにならうとすれば、おのずから毎年養殖しなければならぬわけなのです。

ジウム等いろいろございますけれども、皆さんなり、もうそろそろ本当にみんなで取り組まなくちゃいかぬ、こういう強い声が、もちろん、だからといって簡単に各論まですべてスムーズな

○中川　義次大臣　この法案の目的は、漁業が安定的・持続的に維持発展できることが目的でありますから、国民の食料といいましょうか、水産物の安定供給のために役に立つこともありますけれども、第一条をお読みいただければ、水産関

○中須政府委員 よく俗な言葉で、総論賛成各論
反対というようなお話をございますが、やはり個々の漁業者、養殖を営んでおられる方々自体も、相当密殖というか、過密な養殖になつていい、これを改善しなければいけないという一般論の段階では確かにそうだというふうにおっしゃるわけであります。が、現実に個々の一人一人の漁業者がどれだけ減らすか、そういう議論になつてきましたと、環境条件がそれぞれの養殖漁場によって異なる、そういうことから不公平感というふうな問題も出てまいりでしようし、現実に減らしたときに漁業収入が一体自分の場合どうなるのか、そういうような個々の問題が出てきてなかなか合意

ならないカキの量というのは、そこから量が決まってくるというふうにおっしゃるわけですね。ことしのような大量死などがあればたちどころに生活ができなくなつて、大きい業者はそれでも持ちこたえられるかもしれないけれども、一人で細々やっている業者も一律に三割減と言われてもなかなかできないという苦しい胸のうちをおつしゃつておりました。

いくということではありませんけれども、これだけ皆さんの声が高まっているということは、必ずや、少しずつかもしませんけれども、前進につながっていくんだということで、私ども努力をしていきたいというふうに思っております。

○中林委員 翁殖業者の方々は、密殖することはよくないということは古も承知で、ただ、生活のためにやらざるを得ない、これだけ魚価が下がつて景気も悪くなるというような中で、養殖業者の皆さんも自転車操業をやっているというのが今の状況です。だから、その年その年きちんと収入がなければ、せっかくこういう海の環境を守ろうとか養殖の環境を守っていこうという制度ができる

係者にとってプラスになるための法案である。そのためには、先生先ほどお話しになりましたが、いっぽいつくりたいんだという気持ちがあることは私もわからないわけではございませんけれども、しかし限られた湾あるいは水域の中で、つくればつくるほど病気の問題あるいは品質の問題等々で、逆にただつくればいいのではないんだということに生産者御自身が気づいて、そしてまた我々もそういう体制に対しても技術的あるいは科学的、さらにはいろいろな情報等も通じてお手伝いをしていこうというのがこの法案の趣旨でござります。

協等が行う漁場改善計画の作成や漁場の環境を測定するために必要な機器等の導入についての支援措置等も講じておりますので、あくまでも今回の持続的な増養殖事業をきちっと推進していけば、これは漁業者自身にメリットになってくるというのがこの法の趣旨、目的でございます。

○中林委員 私も法案を読みましたので、それがあるというのは知っているんですけど、例えば、これは国策として減反なんかやったときに補助金が出たりという誘導措置があつたわけですね。だから、今広島のカキがこれだけ壊滅的な打撃を昨年受けたものですから、やはり何らかの援助を検討していただけたらというふうに思つております。

次に移ります。実は私、その業者の方々と話して大変驚いたんですけど、大体全体で二、三割減だということです。ところが、広島のカキがそれだけ減ったから値がよくなつたのじゃないかというふうに思つたんですね。ところが、値は少しも上がつてないということで、その原因をお伺いしました

ら、韓国のカキが入っているんだ、こうおっしゃるわけですね。悪質な業者が韓国のカキを広島産のカキに混ぜて、それを広島カキとして出荷している、こうおっしゃつてありました。

これはこれとして大変重大な問題だと思つわけ

ですけれども、輸入の冷凍カキが生食用として出

回っているのではないかと思えるんですね。自分

たちは保健所の非常に厳しい検査も通つて、広島

の新聞ですけれども、ここでも、生食用カキに

先立つて解禁された加工加熱用の輸入カキについ

て、宮城県産カキと偽って出荷されている疑いが

強いと指摘している流通業者もいるという報道

で、そこで一番困るのは、混入販売された生食用カキで食中毒などが起きた場合、宮城県産が原因ではないとしたら、それをどう裏づけ、自分たちがどう証明していいのかわからないということです

頭を抱えているんだというような新聞報道もあるわけですね。これはどうなっているのかというのをぜひ調査していただきたいというのが一点です。

もう一つは、一体どこでとれているのか、原産

国表示ですね。これは当然やるべきだと思うんで

すね。カキには毒がある場合もありますので、消

費者の安全にもかかる問題ですから、原産国表

示というのは、先ほどからJAS法の中でどう

お話をありましたけれども、ぜひカキの問題も加

えていただきたいと思うんですけれども、まず農

水省、いかがでしょうか。

○中須政府委員 私ども、実はこれまで魚介類の

表示につきましては、水産物の表示のガイドライ

ンというものを業界団体というか公益的団体に

つくついていたいで、それに基づいて産地表示を初

めてとすると一連の表示の適正化を図る、こういうこ

とに努めてまいりました。この中では、目につい

ては生食もかなり多いということを含めまして、

原産地表示を行つ、原産地を表示するということ

をこのガイドラインの中では義務的にお願いをし

てはいる、こういうことになります。ただ、率直に

言つて、これは行政指導の分野でございます

です。強制力はないわけあります。

そこで、カキを含めて、かねてから水産物につ

いても原産地表示を徹底すべきであるという強い

要請が消費者あるいは生産者の皆様からもござい

ました。そういう意味におきまして、午前中大臣

からお話を申し上げましたとおりでございます。

そこで、こういった事例が起つりましたときには、いわゆるどこでとれたかということをさかのぼつて調査をいたしまして、SRSV、いわゆる球形小型ウイルスによる食中毒が見られてるところでございます。

そこで、こういった事例が起つりましたときに、いわゆるどこでとれたかということをさかのぼつて調査をいたしまして、所要の措置をとるとい

うことが食中毒の拡大防止のために非常に重要なことがあります。

そこで、こういった事例が起つましたときには、いわゆるどこでとれたかということをさかのぼつて調査をいたしまして、SRSV、いわゆる球形小型ウイルスによる食中毒が見られてるところでございます。

い經営状況となつています。生きているカキの水揚げをしながら大量に死滅したカキを引き上げ、処分し、また来年、さ来年出荷するカキの準備も展望し、必死の毎日が続いています。

カキの養殖には船や筏、作業場の維持や人件費など多くの費用がかかり今年は多くの養殖業者が倒産の瀬戸際にまで立たされると言つても過言ではありません。

そういう中で昨年十一月一日広島県の新設した融資枠十億円の「ヘテロカプサ赤潮被害漁業者経営維持安定資金」融資制度を私達カキ業者は大きな期待を持って受け止め多くの業者が申込みました。しかし、現状においてこの融資をこのガイドラインの中では義務的にお願いをしていますが受けられたのは十数業者しかおらず、担保や二名以上の保証人など厳しい審査で断られるものが続出し、カキ業者救済の緊急対策融資となり得ていません。

そこで訴えがなされておりまして、ちょうど私が出かけたときも「こも」も言われました。

その後、これは一月に出されているものなんですが三月末までという一定の期限がありまして、広島県の方に聞いたら、七十件申し込みがありました。輸入品を含めまして採取されました。湖沼というものを表示するようになります。昨年の十一月に食品衛生法施行規則の改正を行いました。輸入品を含めまして採取されました。湖沼という名前を表示することとしたわけでございます。ただ、率直に言つて、これは行政指導の分野でございます。

なお、本規則の施行につきましては、本年十月一日から施行することといたしております。

なあ、本規則の施行につきましては、本年十月一日から施行することといたしております。

なあ、先生から御指摘のございましたようないいふべき表示をしたような場合は、これが当然食品衛生法に基づいて厳正な措置をとることになるわけでございます。

○中林委員 広島のカキの被害に関連してですかね、例えば偽った表示をしたような場合は、これは当然食品衛生法に基づいて厳正な措置をとることになります。

なあ、先生から御指摘のございましたようないいふべき表示をしたような場合は、これが当然食品衛生法に基づいて厳正な措置をとることになります。

い經営状況となつています。生きているカキの水揚げをしながら大量に死滅したカキを引き上げ、処分し、また来年、さ来年出荷するカキの準備も展望し、必死の毎日が続いています。

カキの養殖には船や筏、作業場の維持や人件費など多くの費用がかかり今年は多くの養殖業者が倒産の瀬戸際にまで立たされると言つても過言ではありません。

い經営状況となつています。生きているカキの水揚げをしながら大量に死滅したカキを引き上げ、処分し、また来年、さ来年出荷するカキの準備も展望し、必死の毎日が続いています。

カキの養殖には船や筏、作業場の維持や人件費など多くの費用がかかり今年は多くの養殖業者が倒産の瀬戸際にまで立たされると言つても過言ではありません。

また起きるかも知れない、返済が滞ることがないとはとても言えない、そういう緊急なものだからこそ、私は、国や県が財政を出すというのは当然で、少なくとも、国が県に対して債務保証な
どの援助をして、県の財政出動をしやすくする。
広島県が行ったのは利子補給だけだったのです
ね。

だから、そういうことがあって、大臣、このかぎり、
の大量死問題の県の緊急融資に対する援助、今後
の課題として、漁民の方から強い要望があれば、
何らかの水産庁としての対応、農水省としての対
応、お考えいただけませんでしょうか。

○中川国務大臣 先ほどから先生の御質問で、広
島のカキの被害がございますが、これは、一般論
としての、御審議いただいておりますこの持続的
な漁業を推し進めるためのいわゆる密殖等を防ぐ
でいこうという、その今まで過殖ぎみであったと
いうことと、昨年の広島県の災害が原因のもの
と、多分ダブルで来ているのではないのかなと私
は考えております。

いずれにしても、被害は被害でございますが、
一般論として、この増養殖事業が過殖ぎみである
からこれから末永くいいものをつくっていくこと
いう、本法案、御審議いただいているものと、そ
れから、昨年全国を襲った災害の一つで、広島で
も災害が発生し、赤潮を中心としてカキについて
の被害が出たということ、これを二重の意味で
今回広島のカキというものを議論されておるので
はないかというふうに私は考えながら、今先生、
生産者の皆さんの被害に対して、いろいろな御措
定や実情を御紹介されました。

県としてもいろいろ御努力をされておるようで
ござりますし、国といたしましても、県とともに
に、經營が困難になつております漁業者、養殖業
者に対して、近代化資金について、貸し付け条
件、つまり期限の延長、あるいはまた、今後、公
庫資金を通じまして、金融公庫の沿岸漁業經營安
定化資金等活用について検討をしてまいりたいと
考えております。

○中林委員 実際に借りたい人が借りられないということのないよう、実情を把握していただきたいと思います。

さらに、このとき、一つ大問題が出ておりましたのは、死んでしまったカキを処分する費用の問題なんですね。いかだ一台を撤去するのに十五万円かかる。それがつるされたままでは二次災害を引き起こす可能性がある。この問題は県の水産試験場の方も指摘をしておりました。漁場の環境保全という点からも、そのままにして放置しておくのではなく、やはり見逃すことができないと思うのですね。

だから、財政的な支援も含めてですけれども、

廃棄物の処理施設につきましては、共同でそういうものをつくる場合に助成をするというような道もござります、あるいは融資というような道もござります、そういうものを活用して支援をしていく、こういうふうに考えているところでございまして。す。

○中林委員 業者の方々は、大きな被害があつたところで七、八割減をやっているのですね。だから、もうともじやないけれども死んだカキの処理にまでなかなか、金銭的に処理するために手出しができないという非常に困った苦悩を打ち明けられたわけですよ。

だから、そういう共同で何かすれば資金が出来る

て、未侵入であるか発生地域を限定するために必要な措置が講じられている疾病であって、我が国に侵入した場合には重大な被害をもたらすおそれのあるものの侵入を防止するため、病原体を我が国に持ち込むおそれのある水産動物の種苗の輸入について、農林水産大臣の許可の対象とする制度となっております。

対象とする疾病に関する検査方法が確立され、いく必要があるところでございますが、現在のところ、先生御指摘のようにコイ、サケ類あるいはクルマエビについて疾病が指定されておりますけれども、今後とも、海外の疾病発生状況の把握に努め、新たな知見が生じ、あるいは侵入を防止すべき疾病が海外に発生し、疾病的侵入を防止するため必要があれば、対象魚種及び疾病的見直しを図つていきたいと考えております。

○中須政府委員　カキ殻あるいは死したカキを含めたカキ殻の処理　これは適正に行わなければ、その漁村環境を含めていろいろ大きな問題に発展するということでござりますので、適正な処理が必要だというのは御指摘のとおりだと思いま
す。

セひ聞いて、東とおも話ししながら、左近町としている。山場ともいふが、もつこの夏が一つの山場でも、養殖業者の方々が、もうつこの夏が一つの山場だ、本当に廃業していくのかどうか山場だ、こういうふうにもおっしゃっておりましたので、対応していただきたいと思います。

最後に、実は、こういうようなことが起きるのも、一つは、輸入種苗。これが今まで日本では起り得なかつたような病気を蔓延させるというものがあると思うのですね。

種苗の輸入については、コイとサケ・マスとクルマエビだけが、疾病を持っていないと証明され

て入ってくる、あとのは一応フリー・バスになつてゐるわけですね。

○中林委員 私は、やはり一番根本的には海の環境を守るということなんですかけれども、輸入種苗がかなり原因になってしまっているということを考えれば、やはりその検疫体制をさらに充実させるというかしっかりやっていただくということを要望いたします。質問を終わります。

○穂積委員長 次に、前島秀行君。

○前島委員 持続的養殖生産確保法の中の、特に魚病対策の問題を中心によつと伺いたいと思います。

私は、今度の法律対応の中で、蔓延防止措置といふものが導入され、輸入された魚病の蔓延を阻止するために、県がその対応として、病気につれてしまつた場合に、港内、らわしく

ただ、いざれにしても、カキの養殖という事業に伴つて出てくるカキ殻の処理というのは、基本的に一種の産業廃棄物ということです。いまして、第一義的には養殖業者の責任で行うというが基本的なことだらうと思います。

ただ、言うまでもなく、大きな規模になつてくる、あるいは環境に与える影響が大きいということであれば、私どもいたしましては、沿岸漁業構造改善事業その他の事業を活用して、いわゆる

しい。水際で食いとめられることが義務づけられる
ているわけですけれども、水産物に関してもやはり
りそれは必要なんじゃないか。これだけ疾病の蔓
延がいろいろなところで起きて、しかもそれが原
因で壊滅的な打撃を受ける人たちが多いわけです
から、そういうことがぜひ必要だと思うのですけ
れども、いかがでしょうか。

○中川国務大臣 水産動物の国際的な検疫制度に
つきましては、国際水産動物衛生規約というもの
がありまして、我が國も、この規約に基づきまし

かたれた魚類の移動の制限などがある。あるいは強制的に消毒等々の蔓延防止の措置をとる、そのことによって生じた損害については補償する、こういう形になつてゐるわけでありますけれども、蔓延防止という観点から見ると、かなりの強制的な迅速な対応が求められる。そのところ、ある意味でこの種の問題というのは時間が必要する問題ですから、かなりの強制的な決断、執行も必要だろう。しかし、同時にまた、それに伴う被害ということもかなりある。

後で話を聞きたいと思っていますが、私のところでは、これは内水面ですけれども、井戸水、地下水が出てきたことによって養鶏場に被害が出たという形で強制的に、自動的に捨てちゃった、こういうふうなこともあります。そのように、蔓延を防止しなきゃいかぬ、迅速な対応が必要だ、必ずそれについては損害等々が伴う、その場合県が補償する、こうなっていますけれども、この場合の補償の基準といいましょうか補償の算定というのは一体どういうことを中心にしてやつていくのか、あるいは補償の支払い方法というのは、一体どんなふうなことを想定してこの蔓延防止の措置とそれに対する補償ということを考えているのか、その辺のところをまずお聞きしておきたい、こういうふうに思います。

○中須政府委員　ただいま御指摘の点は、法案では九条に損失補償という規定を設けまして、準則というか基本的な定めをしているところでござります。

基本的な私どもの考え方といたしましては、いろいろ知事が命令をした場合、焼却、埋却等を行った場合には当然焼却、埋却に経費を要する、あるいは消毒命令が出れば消毒に費用を要する。そういうものは、まさにその費用が損失補償の対象になる、こういうことだらうと思います。

問題、なかなか難しいのは、魚 자체の例えば焼却、埋却ということを命令した場合に、その魚の価値をどう見るか。原則的には、処分時に商品価値があるものについて、それをどう評価して金額にするのか、こういうことがあるわけであります。それにつきましては、法律では九条二項に、補償を受けようとする見積額を、補償を受けようとする者が都道府県知事に申請を出しなさいといふことになつていて、それに対して都道府県知事は、それを受けたら金額を決定して申請人に通知をする、こうなつているわけであります。

私ども、この規定を実際に動かす場合には、やはりこういう金錢に絡む話でございますので、第三者による鑑定というか評価、そういうことを通

じて妥当な額というのを出していただいて、補填を聞いていただくということが一番望ましいのではなくをしていただくということがないかというふうに現時点では考えております。それからまた、これは法律上はもちろん都道府県知事が支払いをする、こういうことでありますけれども、事柄は日本全体における魚病の蔓延防止、こういう観点に立って知事さんにやつていただくわけでございますから、原則的に、このようにしておきたいと思いますが、した都道府県の経費については国が応分の負担をする、こういう考え方で、その必要額についても十一年度、一応予算計算をしておるところでござります。

○前島委員 そうすると、いわゆる対応にかかる経費だけではなくして、蔓延防止のために処分あるいは焼却された魚といいましょうか、いわば魚病のもののそのものも補償の対象ということにならぬ。計算、どういう評価をするかはいろいろな方法があるということだと思いますので、それは改めて確認をしておきたいと思いますが。

問題は、関係者にちょっとと言われた意見の中で、補償財源は一体どうするのか、今具が命令して具があれするんだけれども、現実にはこの補償財源が確保されているのか、こういうことが非常になに心配になる。こういうことをよく言つていました。

そうすると、これはいつ起るかわからないということになりますので、どういう形でその財源が担保されているのか、保証されているのかといふものがないと、県自身も対応し切れないんだろうし、また効果も上がらないだろうということになつてますので、これは毎年の予算の中でその種のことを計上するんですか、一定の財源みたいなものを担保して、あるいは制度としてつくつておくのか、その辺のところがあいまいでありますと実際の対応についても迅速な対応ができるないわけなんでありまして、その辺のところの財源、国が責任持つよということはこれはわかるんですね。県にやらせるからといって県がその補償が

きるわけがないので、国が補償しないとこれはどうしようもないことなんですねけれども、それは確かにどういう形で国が担保するのか。
基金みたいなものだと、そういう対応の予算を設置みたいなものをつくるのか、あるいはまた何かの制度的なものを確保しておくのか、その辺のところが明確にならなくてないと現場段階でも対応できないだろうし、また、現実に処置その他の方を命ぜられた関係者も実際にはやり切れないので、実際に踏み切れない、こういう懸念があるといふうに私は聞いているんですが、その辺のことをもう少し、財源の見通し、確保といいまして何か、明確にしてほしいと思います。

○中須政府委員 先ほど申しましたように、本件につきましては最終的に国が負担をしなければならないという考え方から、私どもは毎年度、これは率直に言って、年度当初に見積もってその額を内におさまるということはございませんけれども、常に一定額は計上しておいて不時の支出に備える、さらにそれが拡大をした場合にどういう形で処理をするか。流用するとか補正予算をいたぐくとかあるいは予備費を使うとか、それはさまざまなかな方法があるかと思いますが、年度当初に定額を計上して準備をしておこう、こういうふうに考えておりますし、平成十一年度につきましては現にそのように、大きな額ではございませんが、措置をしてあるということです。

ただ、現実には都道府県が支払うということになりますので、都道府県の場合にも同じようならかじめ当初予算に計上しておいていただくか、あるいは起きたときに補正予算とかそういう形で処理をするか、これはそれぞれの県の対応にござるを得ないのではないか。特に今回はまだ法律ができておりません。そういう意味において、都道府県では現時点では予算措置は何もなされないという状況だらうと思います。

○前田委員 いずれにせよ、やつた後またごたがった起こると、これは迅速な対応が求められるのができておりません。そういう意味において、都道府県では現時点では予算措置は何もなされないという状況だらうと思います。

財源の確保ということは明確にしておいてほしい、そのことがまた対応のブレーキにならないようにならんとした財源の確保をぜひお願ひをしておきたい、こういうふうに思います。

それから、私が若干意見を聞いた関係者の中では、立入検査・強制検査とそれから魚類防疫員制度との関係の問題についていろいろと不安といいましょうか、実際の制度をつくっても、実質的に効果といいましょうか実効性といいましょうか、それを確保していくためには、ただ制度をつくって、協力員だと防護士等々の制度だけ、あるいはそういう要員を置いておくだけでは、現実には既存の病気、既存の問題についてはわかるけれども、新たに病気が侵入してきたり蔓延するということは現場にとってはかなり新しい問題なんですね。既存の知識だけでは対応できないという問題が実は心配としてある、こういうことを聞くわけでございます。

そういう面で、危険性があるときに立入検査をする、こういうわけでありますけれども、実行する、立入検査するための要件といいましょうか、どういう状況、どういう基準でもってそういう検査をしていくのか、その辺のマニュアル的な、一定の基準的なものは中央なり県の方にちゃんと示すのか、その辺のところが一つ。

それから、立入検査をやって、その結果さまざま実行措置がとられてくるということになつてきますと、やはりその判断ということが現場にとっては非常に重要な、こういうふうに認識しているわけであります。その場合、既存の魚類防疫士という制度があるようでありますけれども、この制度と、今度新たに魚類防疫員というものの、あるいは協力員という制度を置くんだ、こういうふうにいろいろ書いてあるんですね。立入検査のやり方、基準あるいは要件ということと、それにかかる人というのはイコール防疫協力員なのか、防疫士なのか協力員という新たにくろうとする制度の人なのか、その辺の関係をちょっと整理してみてくれませんか。

○中須政府委員 たくさん御質問の項目がございましたので漏れなくお答えできるかどうかでござりますが、一つは、立入検査の要件というか基準ということでございます。これにつきましても、私ども、確定的に考えているわけではございませんが、今先生がおっしゃったような、何らかのガイドラインのようなものをつくるて都道府県にお示しをするということも必要かなというふうに思っております。

具体的には、やはり立入検査ということになりますれば、養殖水産動植物にある種の異常が発生している、へい死が起きているとかそういう異常が認められる、あるいは、明らかに特定疾病の発生ということが確認されていて、その周辺でさらに調べなければならない、そういう必要があるとき、あるいは、この法律では新疾病という概念がありまして、既存の病気と明らかに症状が異なる新しい病気が出てきたときは届け出をしていただく、報告をしていただくということになっているわけですが、そのため、発生状況等の調査をする、新疾病かどうかを確認するため、あるいは原因究明のための調査をする必要がある、そういうふうなときに立入検査ができるというふうに基本的と考えております。

ただ、いずれにしましても、後ほどの御質問と関連するわけであります、魚類防疫員というふうな形で任命される方は、多分、各都道府県の水産試験場の職員の方が一番多くなると思います。そういう方々は、業者の皆さんから請われて、あるいはいろいろ実情を見るために各養殖場を巡回する形で任命される方であります。そういう作業は日常的に行われているわけでありまして、そういうふうな中から例えば端緒をつかんで立入検査になっていくとか、そういうふうな形で、日常的には、毎日毎日立入検査をやっているということではなくて、巡回指導等が行われていて、その中から一定の異常なことがあつたときに立入検査ということが魚類防疫員であれば可能になる、こんなふうな形で実際には運用していくのかなというふうに思っているわけであります。

○前島委員 防疫協力員というのは、いわゆる県の職員だとか防疫士ではなくて、漁業関係者が恐らくお話をございましたけれども、別の観点で、魚類の防疫に関して一定の資格制度というか、一つの国家資格として魚類防疫士という制度を実は発足させておりまして、大体三年間、毎年一、三週間にわたって研修を受けるということを義務づけられておりまして、泊まり込みでかなりの水準の研修を受けて、試験に合格すると魚類防疫士といふ称号が与えられるということになっておりますが、こういう方々が各都道府県の職員で数おられるわけでございます。

今、都道府県の水産試験場等に二百数十名ぐらいい魚類防疫士の資格を持つておられる方がござりますので、この方々に魚類防疫員の主力になっていただく、こういうような形で、当面、実態的に魚類防疫員はお願いをしよう、こんなふうに考えております。

それから、魚類防疫協力員というのは都道府県の職員ではございませんでして、例えば漁協の中でも魚病の指導をやっておられるとか、そういうふうな形で、日々の心配事でありますから、その辺のところはちゃんと、やる以上は、対応できるような専門的知識の教育等々を今後十分やってもらいたい。この辺のところは現場からの強い要望でありますので、ぜひ対応をお願いしたい、こういうふうに思います。

それから、私のところで昨年起こった問題で一、二お聞きしたいと思っているのです。

富士山の根っこで、昨年夏に、非常に雨量、増水があつたために、わき水がおちやつて、さまざまな被害が起つたんです。その起つた被害のことで魚類防疫員にさまざまな協力をしていただきたいな、こんなふうに思つていてるわけですが、こんなふうな形で第一線での仕事をやっていなければいけない、こんなふうに思つていてるわけですね。その同じような要因、原因になつたのであります。その同じような要因、原因で、養殖場のマスが、ガスを引き込んだ形の中でもつて全部死んでしまって、相当の被害があつた

それから、魚類防疫員というのは、この法律に基づく立入検査とか、いろいろ質問をしたり、そういうことを専門的に行うということと都道府県知事が置くことができるという規定になつていい私ども、確定期に考えているわけではございませんが、今先生がおっしゃったよな、何らかのガイドラインのようなものをつくるて都道府県にお示しをするということも必要かなというふうに思つております。

この種の、魚について何らかの被害があつた場合に補償が行われるかどうかということに関しても、現実には何も役に立たないというのが現場の人的心配事でありますから、その辺のところは、現場にいる協力員の専門的知識というのを、今後どう対応していくかということが非常に重要なことです。

それでないと、制度をつくっても、委員を任命しても、現実には何も役に立たないというのが現場の人的心配事でありますから、その辺のところはちゃんと、やる以上は、対応できるよう専門的知識の教育等々を今後十分やってもらいたい。この辺のところは現場からの強い要望でありますので、ぜひ対応をお願いしたい、こういうふうに思います。

結果として、農作物あるいは道路等々の建設省の関係は災害と認定して補償の対象になつた、しかし、同じ原因でマスの被害があつただけれども、それは災害として認定されなくて、補償の対象にならなかつた。なぜ補償の対象にならなかつたのか、その辺のところをちょっと聞きたいのです。

○中須政府委員 ちょっと正確な答えというか、私も実情を必ずしも十分把握しているわけではございませんが、農産物等に補償が行われたというのは、農業共済からの補償があつたということです。

○前島委員 ちょっと正確な答えというか、私は実情を必ずしも十分把握しているわけではございませんが、農産物等に補償が行われたというのは、農業共済からの補償があつたということです。

○前島委員 ちょっと正確な答えというか、私は実情を必ずしも十分把握しているわけではございませんが、農産物等に補償が行われたというのは、農業共済からの補償があつたということです。

○前島委員 ちょっと正確な答えというか、私は実情を必ずしも十分把握しているわけではございませんが、農産物等に補償が行われたというのは、農業共済からの補償があつたということです。

○前島委員 ちょっと正確な答えというか、私は実情を必ずしも十分把握しているわけではございませんが、農産物等に補償が行われたというのは、農業共済からの補償があつたこと

る、ないということはまた別の問題として、災害認定なのか病気の認定なのかというところが分かれ道だうと思います。

確かに、原因は、地下水が岩場の間を流れいで、その間に空間があつてガスが発生したと。雨量が多くなったのですから水が上がって、ガスを巻き込んでマス池のところに入ってきたのでマスが死んでしまった、こういうことなんですよ。だから、ガスを巻き込んで病気になつたので死んでしまつた、こういうところにウエートを置いて病気認定をしたんだと。しかし、そもそも雨量が、静岡のその地域は大体年間二千ミリの雨が降るところですが、それが三千ミリぐらいになつてくると水が上がって、ガスが発生して、巻き込んで、こういうことなのであります。

農業災害の方も道路の方の補償の問題は、災害と認定したから補償の対象になりました。しかし、原因は同じであるけれども、こっちの方は災害じゃなくて病気として認定したんだと。だから、県の方も市の方も、さまざまな補償といましょか、対応のあれではありませんと。こういう分かれ道になつてしまつたということなのでありますし、ここはこれから内水面におけるさまざまな原因等々の中での大きな一つの分かれ道だろうと私は思いますので、今後ひとついろいろ対応を検討してもらいたいということがあります。

それから、最後に、この内水面の関係者の中で、今長官が言われましたように、共済が適用されていませんといふことなんですね。それで、保険制度は、多少関係業者は入っていたのであります。特にリバティという外資系の保険に入つて、結果としては被保険額の半分しか保険でも対象にならなかつた、こういう結果なんです。

したがつて、これは、内水面の今後の振興とか、あるいは今回提起になつておりますさまざまなもので、持続的に発展させていくという意味で、内水面の方も補償制度、共済あるいは保険制度の充実ということが大切ではないだろうかな、こういう

うふうに私は思っています。

その辺の内水面漁業の振興という観点から、内水面漁業関係者に対する共済制度、保険制度の充実のあり方について、もし御意見あるいは考え方を持っていましたら、そこを聞かせていただきて、私の質問を終わらたいと思います。

○中須政府委員 内水面におきます漁業共済制度の導入ということにつきましては、制度的にはもちろん門戸が閉じられているわけではなくて、可

能であるわけであります。

一つは、当然、保険事業、共済事業であるからには、一定の数なり広がりがないと保険設計そのものができないという意味で、それだけの規模に達しているのかどうかという点で、内水面の養殖業、いろいろございますけれども、なかなか規模として十分保険設計にたえ得る規模になつていません。それは、漁協なりがやはり一定の人と事務能力というかそういうものを持って元受けとしてそのためには、当然元受けになる団体が必要でござります。それには、漁協なりがやはり一定の人と事務能力というかそういうものを持つて元受けとしてそれから、もう一つは、実際に共済対象になる仕事をしなければならないわけでありまして、そこが率直に申しましてなかなか今の内水面の組織体制では厳しいのではないか。

こういうことから、現実的な課題になつていかがります。

これから内水面漁業の振興というのも我々の大きな課題だというふうに思つておりますので、そういう中で、各取り組んでおられる方々の中に具体的にそういう御要請があれば、お話を伺いたいというふうに存じております。

さきの質問者の中にもちよつとありましたけれども、日韓の関係で、これは国籍不明でございませんから、どこの船ともなかなかなんですか

も、この前のような不明船がやってまいりましたとき、やはり漁業関係者は非常に不安でございま

す。今回は初めから漁船でないというような振舞いであったことですので、多分初めから海上保安

署というふうな役割になつたのかなと思いま

す。

一つ心配されるのは、漁船らしく装つてくるこ

とがあると思います。この間のケースは船の上に網が積んでないけれども、逆にたくさん網を積ん

だり、まさに漁船としか見えないような形で入つてくるようなことも考えられますので、この点に

その質問の前に、最近の日韓の関係で、非常に多くの方々の御努力をちょうだいしたこと感謝

したいと思います。日韓交渉が非常に苦しい中を、ことしの一月二十一日には新協定として発効したわけでございます。

私の地元は兵庫県でございまして、兵庫県は、内海と同時に、北の方は日本海に面しておりますだけに、この日韓交渉の流れ、動き、そういうものに非常な関心をして心配を持ちながら見守つてきましたわけでございますが、地元の方々も一段落と

いたわれば、本当にほつとされかけている、そんな状況でございまして、それだけに、本当に心か

らその御努力に敬意を表したい、高く評価してい

るということを言いたいと思います。

それと、いいところまで来ておりますが、まだもう少し詰めなければいけぬ問題も残つてゐるようになります。日韓両方との排他的な水

域内の操業の条件の詰めというよつなことも、これが率直に申しましてなかなか今の内水面の組

織体制では厳しいのではないか。

ただ、今回の事件等を通じまして、私ども、教

訓というか、結局、今回の場合は私どもは前面に出ることはなかつたわけであります。もしも立入検査を行つて、そういう容疑がないかどうか調べる、これは一義的に実施をする役割を持っている

ところになりますれば、当然、私ども直ちに海上保安

合には、洋上におきまして停船命令を発し、立入

検査を行つて、そういうふうに思つております。

ただ、今回の事件等を通じまして、私ども、教

訓というか、結局、今回の場合は私どもは前面に出することはなかつたわけであります。もしも立入

検査を行つて、立入検査を実施するという

ことになりますれば、当然、私ども直ちに海上保安

合にも連絡をして、協力態勢のもとにそういう

う船について追跡し、立入検査を実施するという

ことになりますれば、当然、私ども直ちに海上保安

合にも連絡をして、協力態勢のもとにそういう

う船について追跡し、立入検査を実施するという

ことになりますれば、当然、私ども直ちに海上保安

合にも連絡をして、協力態勢のもとにそういう

う船について追跡し、立入検査を実施するという

ことになりますれば、当然、私ども直ちに海上保安

については水産庁の方でも何らかのマニュアルみたいなものを準備しておく必要があるのかなと思う

んですが、水産庁長官、この点はどうでしょう。

○中須政府委員 私ども、漁業の法令を我が国の海域において行使をする、そういう権限を持って

いるわけでございまして、当然、漁船と思われる船が漁業法令違反等を疑わせる行為をしている場

合には、洋上におきまして停船命令を発し、立入

検査を行つて、立入検査を実施するという

ことになりますれば、当然、私ども直ちに海上保安

合にも連絡をして、協力態勢のもとにそういう

う船について追跡し、立入検査を実施するという

ことになりますれば、当然、私ども直ちに海上保安

合にも連絡をして、協力態勢のもとに

う思つておるわけでございます。

○宮本委員 終わります。

○櫻井委員 次に、宮本一三君。

さきょうは、二法案が提出されておりまして、そ

れの議論、二、三御質問をしたいというふうに思つておるわけでございます。

養殖業というのは非常に水産業界の中で大きな

一つ心配されるのは、漁船らしく装つてくるこ

とがあると思います。この間のケースは船の上に

法案について、二、三御質問をさせていただきました

で努力をしていきたいと思っております。

○宮本委員 ありがとうございました。

それでは、今度の法律案、持続的養殖生産確保

法案について、二、三御質問をさせていただきました

で努力をしていきたいと思っております。

養殖業というのは非常に水産業界の中で大きな

ウエートを持ってきているわけでございますし、たしか水産業全体の売り上げの半分近くまで、そこまでいかないのか、そんなウエートにまでなっているようなことを聞いているわけでございますが、養殖業の現状認識といいますか、あるいはこれからその課題といふうなもの、これはどういふうにお考えでしようか。

○中須政府委員 ただいま御指摘ございましたように、我が国の養殖業、平成九年の数字でござりますが、いわゆる沿岸漁業の生産額、これの四七%を占める、実金額で申し上げますと、約六千億弱の水揚げというか売り上げというか、そういう意味で、我が国の沿岸海域における主要産業、主要な漁業、こういうような位置づけができるわけであります。沿海地域の産業、そういうことのみならず、国民に安定的に、特に中高級魚を供給していくという意味でも大変大きな役割を果たしている、こういうふうに私ども位置づけております。

ただ、最近の養殖業をめぐる状況ということを全体として見ますと、先ほど来お話をたくさん出しておりますように、過密養殖等を原因とする養殖漁場の悪化、あるいはそれに付随する魚病の発生、そういうふうな問題がございます。それとともに、全体として見れば、景気の低迷によって魚価は低下傾向でございますし、特にこれまで沿岸、我が国周辺で豊富にとれましたイワシの資源をえさにすることによって、安い餌料をふんだんに使うことによって成り立っていた側面もあったわけであります。イワシ資源が大変大きく減るという中で、餌料価格の高騰というふうな問題もございます。そういった意味で、多くの課題を抱えている状況にある、こういうふうに見ていくわけでございます。

ただ、漁業全体の中を見ると、この養殖業は後継者のいる割合も大変高い漁業でございます。やはり今後ともいろいろこういった課題を克服し

ながら、我が国漁業の主力部隊の一つとして成長し、持続的な生産を展開していかなければなりません。そういうふうな漁業だと考えておる次第でございます。漁場の改善あるいは魚病の防止ということで、今回新しい法案の御審議をお願いしていける次第でございます。

○宮本委員 ありがとうございました。基本認識について、本当にわかりやすい説明をちょうだいしたわけでございます。

確かに、養殖というのは大きなウエートを持っておりまして、私の地元の兵庫県の淡路島とか明石とか、あの辺がノリの養殖では非常に大きなウエートを持っておりまして、全国の売り上げが約一千億と言われておるのでですが、そのうちの百八十億、一割近くまでがあの辺でノリの養殖をやっているわけで、そういう意味では本当に基幹産業になつてくるというような感じさえ持つていております。

今お答えをちょうだいいたしましたように、養殖業のこれから役割といふものは非常に大きいわけですけれども、やはり漁場の悪化ということと、汚れた海をどういうふうに救うかということは非常に大きな問題だと思いますし、従来型、イカナゴなどかイワシみたいなものをえさとして養殖してきたその時代は、確かに残ったものが下へ沈殿しますから、漁場が非常に汚れてしまうという心配が大きかった。ただ、いろいろ御苦労していただきまして、最近のえさを見ておられますと、何かドッグフードのような感じでございます。このような努力のおかげで、余ったえさが水に溶けてしまったような工夫もされておりますし、そういうふうな工夫もされておりますし、そういうふうな努力の努力は大きな成果を上げている、このように思つわけでございます。

ただしかし、それだけの努力はしながらも、なつかつやはりえさを与える絶対量がぐっとふえておりますから、どうしても漁場の悪化を食いつめています。

られない、あるいは進行しているんじゃないかなというような実態にありますので、これは本当に努力をさらに重ねていただきたい、このように思います。それ同時に、特定の疾病蔓延の危険性について、これは外國から入ってくるかもしれませんし、いろいろな原因が考えられるわけですけれども、対応が手おくれになると大変なことになる。これは自然の魚ではないですから、一ヵ所に囲つてやっているものですから、万一本ういう病気が発生しますと、間髪を入れずに手を打たないと大損害になるというよくなこと、ぜひ手おくれにならぬような準備をお願いしたいというふうに思うわけでございますが、こういった問題点といいますか課題といいますか、これを今度の法律によってどうな対応をしようとしているのか、そこらも聞かせていただきたいと思います。

○中須政府委員 養殖業をめぐる問題点なり現状についてはまだいま先生から御指摘のあったとおりでございます。強いて言えば、密殖あるいは過剰なえさの投与、こういうことを通じて養殖漁場が悪化している、率直に言って、そういう実態がかなり見受けられる。そのことがやはり魚自体を弱いものにして、あるいは病気の病原体が存在しやすい環境というか、そういう面が相ましまして魚病の被害が拡大している、こういう状況が見られるわけであります。

このために、今回の法案におきましては、持続的な漁業生産の確保を図っていく、安定的に長く続く、日先の利益ではなくて中長期にわたって安定した漁業、養殖生産が行われるような仕組みをつくつていこうということを基本理念にいたしまして、具体的な措置としては、農林水産大臣が数値を含めた基本方針において一定の目標を示して、全国の養殖漁業者が取り組むべき方向というものを明らかにする。それを受け、各漁業協同組合等が養殖漁場の改善計画をつくって、自分の力というものを第一義的に漁場の改善に取り組んでいただく。

その際の主たるやり方というのは、やはり一つは密殖の防止、魚の数あるいは貝の数を漁場に対して減らすということをやる。それから、過剰なえさの投与をやめて、あるいは生えを配合飼料に変えることによりまして、底に落ちる前に全部魚に食べてもらう、そういうような改善策を図る。こ

ういうことを通じて、養殖漁場の改善の取り組みを促進したい。

それから、もう一つは、やはり大きな問題は魚病の問題であります。こういった養殖漁場の改善ということを通じて魚病の発生を減少させるということはもちろんですが、特に最近海外からの輸入の増大に伴つて懸念されます。我が国には存在しない病気、これを特定疾病といふことで、冒頭申しましたように、持続的な養殖漁場の実現ということに努力をしていきたいというのが、この法案の目指すところというか、この法案を御承認いただいた後の養殖業についての対応方針ということになるわけでございます。

○宮本委員 ありがとうございました。

ただ、この法律の内容を、漁業者に対しましてこれを普及しなければいけないわけですが、これはどういうふうなものを考えておられるのか。特に、実際の運用ということになりますと、漁業協同組合の役割も今申されましたように大事なんですが、この普及・方法あるいは普及策というものをちょっと教えてください。

○中須政府委員 御指摘のとおり、この法案は漁業者の自主的な取り組みということをかなり中心

に十分御理解をいただく。それともう一つ、魚病
ということにつきましてもかなりの強制措置も
持つておりますので、そういう意味でも、この法
案が成立した暁における漁民への普及といふこと
は大変大きな重要な課題だというふうに認識をして
おります。

きた際にさまざまなかたちで普及活動を行なうわけですが、今回の場合、特に最近、養殖漁業を営んでおられる方々、各種のシンポジウム等での集まりが大盛んであります。多くの共通の問題意識を抱えて、どう漁場の改善に取り組むかというふうな会合も頻繁に行われておりますので、そういうような会合にも我々も積極的に出ていて、こういう法案の普及を含めて努力をしていきたいというふうに思っております。

やはり都道府県というか行政組織を通じた普及と各系統組織というか漁業者団体を通じた普及、双方相まって十分末端に浸透するよう努めを続けていきたい、努力をしていきたいというふうに存じております。

それから、これはさつきも話をさせてもらつた
ように、養殖業が極めて大きなウエートを持つて
きている昨今の漁業でございます。そういう意味
で、養殖も含めて沿岸漁業の振興策というのが非
常に大事な食料供給の基本になってきた感のある
水産業でござりますだけに、何としても早急に漁
業基本法のようなものをぜひ考えていただきた
い。特に地元淡路島あるいは兵庫県の方ではそうち
いった希望が非常に強いのですから、これは大
臣、どのようにお考えになつてあるか、ひとつ聞
かせていただきたいと思います。

ところが、成功裏に運用されてきた制度に改正

トの保険であるとか、転載した積み荷に対する保

ズの変化というものに対応して、任意の保険制度というものを創設いたしまして、プレジャーボー

というものを中央会に一括して再保険をする仕組みにし、国は再々保険で最後の補償を行う。こういうふうに制度を改正することによって、保険共同体の一元化などに資するよう持っていくたいという点が一つ。
それから、やはり近年におきます漁業者の二一

く、効率的な運営ということが保険事業にとって欠かせない一つの課題であります。そういう意味におきましては、将来の課題としてこういう漁船保険事業を行う団体の統合・一元化ということを視野に入れまして、その意味で、現在国が実施しております漁船保険、普通保険、積荷保険の再保険

に漁業者の経営の安定に大変大きな役割を果たしていると私どもも感じてゐるわけであります。こういう制度について今回改正をしなければならないということで、お願いをしてゐる主たる点は二点ござります。

しの汽船会社はとくとく大部分がこの保険に加入をしているということでございまして、保険金総額、合計いたしますと一兆五千億円の保険規模、こういうような水準に達しておりますし、毎年事故があつて支払われている保険金の支払い総額が二三百十億円程度、こういう水準でございます。まさ

○中須政府委員 一つは、漁船損害補償制度の、昭和二十七年に発足して以来の歴史、役割についてのお話をがございました。この間、いろいろ保険内容の充実というふうなこともおかげさまで実施をしてまいりました。現在、制度の対象とされるる漁船はほとんじん大部分がこの保険に加入して

が必要だというわけで今度法案となつて出でているわけですけれども、これが必要な一番大きな問題あるいは社会的ニーズというのは何だったのかということ。その点と、それに対して具体的にどう対処をしようとしておられるのか、お伺いしたいと思います。

卷之三

○木下委員 私は自由民主党、民主党、公明

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。木幡
弘道君。

○穂積委員長　この際、本案に対し、木幡弘道君外五名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○總積委員長　起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○穂積委員長　ただいま議題となつております両案中、まず、漁船損害等補償法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○宮本委員 ありがとうございます。以上で質問を終わります。
○穂積委員長 これにて、両案に対する質疑は終局いたしました。

険だとか、そういうた形でのきめの細かいサービスの提供、ニーズに合った保険事業の実施、こういうものに取り組んでいきたい。

そのほかいろいろ課題はございますが、そういう点で、この制度を充実し、さらに先行きの経営の安定、運営の安定を図っていく、そういう意味

卷之三

党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民
主党・市民連合を代表して、持続的養殖生産確保
法案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げ
ます。

まず、案文を朗読いたします。

持続的養殖生産確保法案に対する附帯決 議(案)

我が国養殖業は、沿岸漁業の振興、漁村の活
性化及び豊かな食生活の形成に大きな役割を
担っているが、近年、養殖漁場の悪化や新たな
魚病被害等が深刻化しており、その対策が緊急
の課題となっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記
事項の実現に努め、安定的・持続的な養殖生産
の実現に万全を期すべきである。

記

一 漁業協同組合等による漁場改善計画の作成
が全国的に進められるよう、国及び都道府県
の試験機関、水産業改良普及組合等を中心と
した推進体制の整備に努めること。

また、残餌糞等の処理、海底の浚渫、赤潮
の発生防止に係る技術開発等のための調査研
究の推進に努めること。

二 低廉かつ安定した飼料の確保を図るた
め、未利用魚種の利用や安価で高効率な配合
飼料の開発を推進すること。

三 特定疾病等のまん延を防止し、被害を最小
限に抑えるため、魚病発生の早期把握及び情
報の迅速な伝達体制の確立を図るとともに、
国・都道府県の関係機関、種苗生産業者、養
殖業者等の連携による魚類防疫体制の強化を
図ること。

また、魚類防疫員及び魚類防疫協力員の育
成・能力の向上のための研修制度の整備等を
図ること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑

の過程等を通じて委員各位の御承知のことろと思
いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し
上げます。(拍手)

○穂積委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 起立総員。よって、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農
林水産大臣から発言を求められておりますので、
これを許します。農林水産大臣中川昭一君。

○中川国務大臣 ただいま御可決いただき、まこ
とにありがとうございました。御決議いただきま
した附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力を
いたしてまいります。

○穂積委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました兩法律案の委員会報
告書の作成につきましては、委員長に御一任願い
たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○穂積委員長 お諮りいたします。
この法律案の内容といたしましては、第一に、
農用地整備公団を解散し、実施中の業務等を森林
開発公団を改称した緑資源公団に承継させること
であります。
第二に、水源林の造成を行う必要がある地域の
うち農業の生産条件が不利な地域において、森林
の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一體的
に実施する事業を業務として位置づけることとし
ております。
第三に、緑資源公団の役員数は、両公団の役員
合計数の四分の一以上の縮減を行っております。
続きまして、農林漁業金融公庫法の一部を改正
する法律案につきまして御説明申し上げます。
農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対する資金
の融通とともに、食品の加工及び流通の分野に対
する貸付けについても実績を上げてきたところ
であります。が、このたび、特殊法人の整理合理化
の一環として、日本開発銀行の食品工業向け融資
を農林漁業金融公庫に移管することといたしまし
た。

この法律案の内容といたしましては、食品の製
造等の施設の設置等に必要な資金の貸し付けを農
林漁業金融公庫の業務に追加するとともに、これ
に伴い、同公庫の目的に、食品の製造等の事業を
営む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な資
金を融通することを追加することであります。

最後に、農業災害補償法及び農林漁業信用基金
法の一部を改正する法律案につきまして、御説明
申上げます。

農業災害補償制度につきましては、農業災害対
策の一環として農業経営の安定のために多大の寄
与をしてまいりましたが、意欲ある担い手を育成
し、農業経営の安定を図る観点から見直しを行
ふとともに、行政改革の一環として、農業共済基金
を廃止し、その機能を農林漁業信用基金に移管す
ることとしております。

この法律案の主要な内容といたしましては、第
一に、農作物、家畜及び園芸施設の各共済事業に
おいて、てん補内容の充実、引き受け方式の改善
等を行うこととしております。

第二に、共済事業の運営基盤の充実及び強化を
推進するため、都道府県で一つの規模となつた農
業共済組合が農業共済組合連合会の権利義務を承
継する仕組みを創設することとしております。

第三に、農業共済基金を解散し、その業務を農
林漁業信用基金に行わせることとしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要
な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い
ただきますようお願い申し上げます。

○穂積委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わり
ました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十分散会
臣中川昭一君。

森林開発公団法の一部を改正する法律案

森林開発公団法の一部を改正する法律
森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

緑資源公団法

第一条 緑資源公団は、農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開拓するため必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もつて農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする。

第二条 [森林開発公団]を「緑資源公団」に改め。第三条の二第一項中「十億円」の下に「と森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第号)附則第三条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項の規定による政府の出資金のうち十億円に相当するもの及び前項に「及びこれを」を並びにこれらを」に改め、「第十八条第一項第六号」の下に「及び第七号ニ」を加え、「あてなければ」を「充てなければ」に改める。

第五条中「森林開発公団」を「緑資源公団」に改める。

第七条中「三人」を「五人」に、「監事一人」を「監事二人以内」に改める。

第十一条第一号を次のように改める。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

第十一項中第二号を削り、第三号を第一号とし、同条第四号中「いかなる」を「いかなる」に改め。

め、同号を同条第三号とする。

第十八条第一項第一号を削り、同項第二号の二中「前号に掲げるもののほか、」を削り、「きわめて」を「極めて」に、「行なわれて」を行なわれてに改め、同号を同項第一号とし、同項第一号中「前二号」を「前号」に改め、同項第三号中「前二号」を「前一号」に改め、同項第四号中「又は第一号の二」を削り、同項中第七号を第十号とし、第八号の次に次の三号を加える。

七 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、前号の農林水産大臣の指定する地域であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として政令で定める要件に該当するもの(以下「特定地域」という。)の区域内において、同号の事業及びイからハまでの事業を一体として行う事業(これと併せて行う二又はホの事業を含む。)で、その事業による受益が相当範囲にわたり、かつ、その事業の実施が当該地域における農林業の振興と

森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る見地から相当であると認められるもの(以下「特定地域整備事業」という。)を行うこと。

イ 農用地(耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ。)の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きよ排水又はこれらに準ずる事業として政令で定めるもの(これらに準ずる事業と併せて行う農用地間における地変換の事業を含む。)

ロ 農業用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設で政令で定めるもの(以下「土地改良施設」という。)の新設又は改良

ハ 農用地(政令で定めるものに限る。)を林地とするための土地の形質の変更の事業

定する分収育林契約の当事者となつて行う当該契約に基づく育林に係る事業

ホ 造林又は育林を行うための林道の開設又は改良

八 前号の事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

九 第七号ロの事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設又は同号ホの事業を行うことにより開設され、若しくは改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

十 第十八条第一項中「前項に掲げる」を「前項の」に改め、「及び第一号の二」を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「及び第一号の二」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

第十八条第一項の次に次の二項を加える。

3 公団は、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 あらかじめ農林水産大臣の認可を受け、国際協力事業団その他政令で定める者の委託により、開発途上にある海外の地域における農業開発(次号において「海外農業開発」という。)に関する調査その他の業務(国際協力事業団以外の者の委託による場合にあつては、政令で定めるものに限る。)を行うこと。

二 申出に係る事業の施行によつて利益を受けれるべき土地(以下「受益地」という。)の面積が、政令で定める面積以上のものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、申出に係る区域及びその周辺の地域における農林業の生産基盤の整備の状況、農林業従事者数その他の農林業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通し等に照らし、申出に係る事業を行うことによりこれらの地域の農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進が図られると見込まれるものであること。

農林水産大臣は、前項の規定により前条第一項第七号の基本計画を定めようとするときは、

大蔵大臣及び自治大臣に協議するとともに、関

別措置法第二条第二項各号に掲げる事項のはか、第六項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項その他農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

第十八条の次に次の二項を加える。

(特定地域整備事業に係る基本計画)

当該契約に基づく育林に係る事業

ホ 造林又は育林を行うための林道の開設又は改良

八 前号の事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

九 第七号ロの事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設又は同号ホの事業を行うことにより開設され、若しくは改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

十 第十八条第一項中「前項に掲げる」を「前項の」に改め、「及び第一号の二」を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「及び第一号の二」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

第十八条第一項の次に次の二項を加える。

3 公団は、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 あらかじめ農林水産大臣の認可を受け、国際協力事業団その他政令で定める者の委託により、開発途上にある海外の地域における農業開発(次号において「海外農業開発」という。)に関する調査その他の業務(国際協力事業団以外の者の委託による場合にあつては、政令で定めるものに限る。)を行うこと。

二 申出に係る事業の施行によつて利益を受けれるべき土地(以下「受益地」という。)の面積が、政令で定める面積以上のものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、申出に係る区域及びその周辺の地域における農林業の生産基盤の整備の状況、農林業従事者数その他の農林業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通し等に照らし、申出に係る事業を行すことによりこれらの地域の農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進が図られると見込まれるものであること。

農林水産大臣は、前項の規定により前条第一項第七号の基本計画を定めようとするときは、

大蔵大臣及び自治大臣に協議するとともに、関

7 農林水産大臣は、第一項第七号の特定地域を公示するものとする。

8 第一項第七号の契約においては、分収林特

いこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後のその実施に係る区域に含めた区域」と読み替えるものとする。

第二十三条に次の二項を加える。

3 公団は、第一項の規定により特定地域整備事業実施計画の変更をしようとする場合において、その変更後の特定地域整備事業実施計画がその変更により第十八条第一項第七号イの事業（農用地間における地目交換の事業に限る。）の実施に係る区域を新たな区域とすることとなるときは、前項において読み替えて準用する第二十二条の三第三項各号の同意のほか、その新たに区域内にある土地についての事業参加資格者の全員の同意を得なければならない。

4 第一項の規定による災害復旧事業実施計画の変更については、第二十二条の三第三項（第一号から第二号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「与えなければならない」とあるのは「与えなければならない」とあるものには「与えなければならない。ただし、第十八条第一項第九号の事業（林道に係るものに限る。）で災害のため急速に行う必要があるものに係る災害復旧事業実施計画については、災害復旧事業実施計画を公表すれば足りる」と、同項第四号中「区域」とあるのは「区域（その変更によりその実施に係る区域の一部がその変更後のその実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後のその実施に係る区域に含めた区域）」と読み替えるものとする。

5 第十九条第三項及び第二十条の規定は第十九条第一項の林道事業実施計画又は第二十一条第一項の管理規程の変更について、第十九条第三項及び第二十二条の三第五項並びに土地改良法第八条第一項、第五項及び第六項、第九条、第十条第五項、第四十八条第四項及び第六項並びに第八十七条第十項の規定は第二十二条の三第一項の特定地域整備事業実施計画又は前条第一項の特定地域整備事業実施計画又は前条第一

り、条例で、同項の事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者（第十八条第一項第七号ハの事業にあつては、その事業の実施に係る区域内にある土地について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者）その他農林水産省令で定める者で、当該事業によつて利益を受けるものから、その者の受ける利益を限度として、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3 第一項の都道府県は、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。この場合においては政令で定めることにより、都道府県及び市町村にあつては政令で定めることにより、条例で、第十八条第一項第七号イ又は第十九条第一項中「実施計画」を「林道事業実施計画」に改め、同条中「実施計画」を「林道事業実施計画」に、「又は第二十二条の二第一項の業務方法書」を、「又は第二十二条の二第一項の業務実施計画」に改め、「第二十二条の二第一項」の下に、「第二十二条の三第一項、第二十二条の六第一項」を加え、「若しくは業務方法書」を「業務方法書、特定地域整備事業実施計画若しくは災害復旧事業実施計画」に改める。

4 第二十五条第一項中「第十八条第一項第一号、第一号の二又は第一号の事業」を「第十八条第一項第一号、第二号若しくは第七号ホの事業又は同項第九号の事業（林道に係るものに限る。）に、「基づきを「基づき」に改め、同条第五項中「同項ただし書きを「前項に改める。

5 第二項に規定する者が第一項の事業の実施に係る区域の全部又は一部をその地区とする土地改良区の組合員である場合には、同項の都道府県は、その者からの第二項の規定による負担金の徴収に代えて、その土地改良区から当該負担金の額に相当する額の金額を徴収することができる。

6 土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項、第三十八条並びに第三十九条の規定は、前項の規定により同項の金額を徴収される土地改良性の当該経費について準用する。

7 第二項の都道府県は、第二項、第三項及び第五項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項の事業によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受けける利益を限度として、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

8 第二項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

（特別徴収金）
第二十七条の三 公団、都道府県又は市町村は、公団にあつては政令で定めることにより、都道府県及び市町村にあつては政令で定めることにより、条例で、第十八条第一項第七号イ又は第十九条第一項中「実施計画」を「林道事業実施計画」に改め、同条中「実施計画」を「林道事業実施計画」に、「又は第二十二条の二第一項の業務方法書」を、「又は第二十二条の二第一項の業務実施計画」に改め、「第二十二条の二第一項」の下に、「第二十二条の三第一項、第二十二条の六第一項」を加え、「若しくは業務方法書」を「業務方法書、特定地域整備事業実施計画若しくは災害復旧事業実施計画」に改める。

第一項の見出しを「林道の開設又は改良に係る費用負担」に改め、同条中「第一号の二」を「第七号ホ」に改める。

（農用地整備等に係る費用負担）
第二十七条の二 公団は、政令で定めるところにより、第十八条第一項第七号イからハまで若しくは第八号の事業又は同項第九号の事業（土地改良施設に係るものに限る。）に要する費用の一部を当該事業の実施に係る区域をその区域の全部又は一部とする都道府県に負担させることができ。

2 前項の都道府県は、政令で定めるところによ

は前条第一項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百二十二条第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(土地改良法の準用等)

第二十七条の五 土地改良法第二百十二条、第二百三十三条、第二百四十四条第一項、第二百十五条、第二百六十八条(第一項を除く)、第二百二十一一条から第二百二十三条まで、第二百三十八条(第一号に係る部分に限る)、及び第二百四十二条(同法第二百三十八号第一号に係る部分に限る)の規定は公団が行う第十八条第一項第七号イ及びロ並びに第八号の事業並びに同項第九号の事業(土地改良施設に係るものに限る)について、同法第五十八条から第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十五条、第二百三十三条の二、第二项及び第二項、第二百三十九条、第二百二十条、第二百三十八条(第一号に係る部分に限る)、第二百三十九条並びに第二百四十二条(同法第二百三十八条第一項第七号イ及びロの事業並びに同項第九号の事業(土地改良施設に係るものに限る)について、同法第六十三条第一項、第二百一十七条、第二百二十二条の二及び第二百三十六条、第二百二十二条の五第二項、第二百二十二条の六第二項、第二百二十二条の五第二項、第二百二十二条の六第二項、第二百二十二条の五第二項、第二百二十二条の六第二項及び前項における土地改良法の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条の二 公団は、毎事業年度、損益計算書(利益及び損失の処理)において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるとき

は、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第三十四条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「貸付」を「貸付け」に改め、「森林開発債券」を「緑資源債券」と改める。

第三十五条中「森林開発債券」を「緑資源債券」に改める。

第三十六条中「第十八条第一項第一号から第二号までの事業」を「第十八条第一項第一号、第二号及び第七号ホの事業並びに同項第九号の事業(林道に係るものに限る)」に改める。

第三十八条を次のように改める。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十八条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十九条第一号中、「第三十五条若しくは前条第一項」を「若しくは第三十五条」に改め、同条第三号中「第三十二条第一項」の下に「又は前条」を加える。

第四十四条及び第四十五条を次のように改める。

第四十四条及び第四十五条削除

第四十七条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第四十八条中「三万円」を「二十万円」に、同条第一号中「この法律により」を「この法律の規定(第二十一条の四第一項において準用する土地改良法第五十三条の四第一項の規定を含む)により」に改める。

第四十九条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十条第一項中「及び第一項」を「から第三項まで」に改め、同項第一号イ中及び第一号の二を削り、同項第三号中「前」号を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の「一号」を加える。

三 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業で社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものを行う土地改良区その他政令で定める者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

附則第十条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により公団が行う同項の業務については、旧農用地整備公团法第二十条から第三十条まで、第三十九条及び附則第十九条第一項の規定並びに農用地開発公团法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第七十号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十一年法律第八十七号)以下「旧事業団法」という。第二十三条から第二十五号までの規定は、改正法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法第二十三条第一項及第十二条並びに第二十四条第一項から第三項までの規定及び第五項中「事業団」とあるのは、までの規定及び第五項中「事業団」とあるのは、附則第十二条第一項を次のように改める。

三 土地改良法第二条第一項に規定する旧農用地整備公团法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項の業務で社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するもの」を加え、「及び同条第二号」を「並びに前条第一項第一号及び第二号」に改める。

附則第十二条第一項中「前条第一項第一号」の下に「及び附則第十三条第一項に規定する旧農用地整備公团法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項の業務で社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するもの」を加え、「及び同条第二号」を「並びに前条第一項第一号及び第二号」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

(旧農用地整備公团の業務に係る特例)

第十三条 公団は、第十八条第一項から第三項まで及び附則第十条第一項に規定する業務のうち農用地整備公团法第十九条第一項の業務(農用地開発公团法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公团法第十九条第一項第二号に係るものに限る)を行なう場合には、農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)第三条第一項第四号中「業務」とあるのは、「業務若しくは綠資源公团法附則第十三条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公团法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号第二号に係るものに限る)」を行なう場合には、農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)第三条第一項第四号中「業務」とあるのは、「業務若しくは綠資源公团法附則第十三条第一項に規定する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公团法第十九条第一項第二号の業務」とする。

3 第一項の規定により公団が旧農用地整備公团法第十九条第一項第一号の業務又は同法附則第十九条第一項の業務(農用地開発公团法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公团法第十九条第一項第二号に係るものに限る)を行なう場合には、農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)第三条第一項第四号中「業務」とあるのは、「業務若しくは綠資源公团法附則第十三条第一項に規定する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公团法第十九条第一項第二号の業務」とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

第二条 森林開発公团は、この法律の施行の時に

において、緑資源公団となるものとする。

(農用地整備公団の解散等)

第三条 農用地整備公団は、この法律の施行の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において緑資源公団が承継する。

2 農用地整備公団の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、農用地整備公団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 農用地整備公団の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお從前の例による。

4 第一項の規定により緑資源公団が農用地整備公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における農用地整備公団に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から緑資源公団に出資されたものとする。

5 第一項の規定により農用地整備公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第四条 前条第一項の規定により緑資源公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができるない。

第二条 前条第一項の規定により緑資源公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができるない。

第十一条 農地開発機械公団の解散の際にその役員又は職員として在職した者であつて、國家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百五十二号)附則第十条第二項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において農用地整備公団が当該土地の取得をした日以後十年を経過したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することがない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に緑資源公団という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、この法律による改正後の緑資源公団法(以下「新法」という)第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(役員に関する経過措置)

第六条 新法附則第十三条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第百四十三号)第十九条第一項及び第二項の業務

でこの法律の施行前に開始されたもの(新法附則第十三条第一項の政令で定めるものを含む。)

が完了するまでの間に限り、新法第七条に定め

るもののはか、緑資源公団に、役員として、理

事一人を置くことができる。

(恩給に関する経過措置)

第七条 森林開発公団の役員又は職員として在職した者については、この法律による改正前の森

林開発公団法第四十四条の規定は、この法律の

施行後も、なおその効力を有する。

(農用地整備公団法の廃止)

第八条 農用地整備公団法は、廃止する。

(農用地整備公団法の廃止に伴う経過措置)

第九条 旧農用地整備公団法(第十条及び第十一

条を除く。)の規定によりした処分、手続その他

の行為は、新法の相應規定によりした処分、手

続その他の行為とみなす。

金の額の改定等に関する法律等の一部を改正す

る法律(昭和五十四年法律第七十三号)による改

正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に

関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)

第一百二十七条第二項の復帰希望職員であるもの

で、引き続いて農用地開発公団の役員又は職員

となつた者については、旧農用地整備公団法附

則第八条第二項の規定は、この法律の施行後

も、なおその効力を有する。

第三条 農地開発機械公団の役員又は職員として在職した者については、旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおそ

の効力を有する。この場合において、同条中

「農用地開発公団」とあるのは、「緑資源公団」と

する。

第三条 施行日以後に新法附則第十三条第一項に規定する旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の

業務のうち旧農用地開発公团法第十九条第一項

第一号イ若しくはロ又は同項第二号の事業が施

行された場合における新地方税法第七十三条の

第六条第一項の規定の適用については、同項中「換

地の取得」とあるのは「換地の取得(緑資源公團

法附則第十三条第二項の規定によりなおその効

力を有するものとされる農用地開発公团法の一

部を改正する法律(平成十一年法律第二号)附

則第八条の規定による廃止前の農用地整備公團

法附則第十九条第一項の規定によりなおその効

力を有するものとされる農用地開発公团法の一

部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四

号)による改正前の農用地開発公团法第二十三

条第一項において準用する土地改良法第五十四

号附則第八条の規定による廃止前の農用地

整備公团法(昭和四十九年法律第四十二号)附則

第十九条第一項の業務のうち農用地開発公团法

の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四

号)による改正前の農用地開発公团法第十四

十九条第一項第一号イ又はロの事業の用に供する不動産を直接取得した場合における新地方税法第七十三条の四第一項第一号の規定の適用について

は、同号中「不動産」とあるのは、「不動

産並びに緑資源公団が緑資源公团法附則第十三

条第一項に規定する森林開発公团法の一部を改

正する法律(平成十一年法律第二号)附則第

八条の規定による廃止前の農用地開発公团法第

四十四号)による改正前の農用地開発公团法第

十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供

する不動産を直接取得した場合における新地方税

法第七十三条の四第一項第一号の規定の適用につ

いては、同号中「不動産」とあるのは、「不動

産並びに緑資源公団が緑資源公团法附則第十三

条第一項に規定する森林開発公团法の一部を改

正する法律(平成十一年法律第二号)附則第

八条の規定による廃止前の農用地開発公团法第

四十四号)による改正前の農用地開発公团法第

十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供

する不動産を直接取得した場合における新地方税

法第七十三条の四第一項第一号の規定の適用につ

いては、同号中「不動産」とあるのは、「不動

産並びに緑資源公団が緑資源公团法附則第十三

条第一項に規定する森林開発公团法の一部を改

正する法律(平成十一年法律第二号)附則第

八条の規定による廃止前の農用地開発公团法第

四十四号)による改正前の農用地開発公团法第

十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供

する不動産を直接取得した場合における新地方税

法第七十三条の四第一項第一号の規定の適用につ

いては、同号中「不動産」とあるのは、「不動

産並びに緑資源公団が緑資源公团法附則第十三

条第一項に規定する森林開発公团法の一部を改

正する法律(平成十一年法律第二号)附則第

八条の規定による廃止前の農用地開発公团法第

四十四号)による改正前の農用地開発公团法第

十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供

する不動産を直接取得した場合における新地方税

法第七十三条の四第一項第一号の規定の適用につ

いては、同号中「不動産」とあるのは、「不動

産並びに緑資源公団が緑資源公团法附則第十三

条第一項に規定する森林開発公团法の一部を改

正する法律(平成十一年法律第二号)附則第

八条の規定による廃止前の農用地開発公团法第

四十四号)による改正前の農用地開発公团法第

十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供

する不動産を直接取得した場合における新地方税

法第七十三条の四第一項第一号の規定の適用につ

いては、同号中「不動産」とあるのは、「不動

産並びに緑資源公団が緑資源公团法附則第十三

条第一項に規定する森林開発公团法の一部を改

正する法律(平成十一年法律第二号)附則第

八条の規定による廃止前の農用地開発公团法第

四十四号)による改正前の農用地開発公团法第

十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供

する不動産を直接取得した場合における新地方税

法第七十三条の四第一項第一号の規定の適用につ

地開発公団法第二十四条第二項において準用する土地改良法第六条第一項の規定による土地の取得を含む。」とする。

4 農用地整備公団が行った旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業に係る一時利用地又は換地に対して課する平成十一年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

5 農用地整備公団が旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業の用に直接供する固定資産に対する課する平成十一年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

6 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)附則第十二条第九項の規定は、国が作成した計画に基づく政府の補助を受けて、農用地整備公団が旧農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する旧農用地開発公団法第十九条第一項の業務として新設し、若しくは改良し、又は施行日以後に緑資源公団が新法附則第十三条第一項に規定する旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項に規定する旧農用地開発公団法第十九条第一項の政令で定める農業用施設を都道府県又は市町村から譲渡しを受けた場合における当該施設の取得に対して課す不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、なおその効力を有する。この場合において、農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)附則第十三条第九項中「以後に公団が」とあるのは、「以後に農用地整備公団が」と、「新法」とあるのは「森林開発公団法の一部を改正する法律(平成

十一年法律第一号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法」と、「旧法」とあるのは「農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法」と、「又は改良した」とあるのは「若しくは改良し、又は森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一号)の施行の日以後に緑資源公団が緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)附則第十三条第一項の規定により行う森林開発公団法の一
部を改正する法律(平成十一年法律第一号)

7 農用地開発公団法附則第十九条第一項に規定する旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号の事業と、新租税特別措置法第三十三条の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、緑資源公団法附則第十三条第一項に規定する旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは緑資源公団法附則第十三条第一項に規定する旧農用地整備公団法附則第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「第九十六条の四」
8 8 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第一号)以下「所得税等負担軽減措置法」という。第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第二号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一号)附則第十二条第七項の規定」とする。

9 施行日前に行われた旧農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ若しくはロ又は同項第二号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新法附則第十三条第一項に規定する旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記については、新租税特別措置法第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十
五号)附則第十三条第一項第一号イ若しくはロの事業」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第一号中「又は農業振興地域の整備に関する法律第十三
条第二項」と、「同法第五十三条の二の二第一
項」とあるのは「土地改良法第五十三条の二の二第一項」と、新租税特別措置法第六十五条第一
項第二号中「又は農業振興地域の整備に関する法律第十三
条第二項」と、「同法第五十三条の二の二第一
項」とあるのは「土地改良法第五十三条の二の二第一項」と、新租税特別措置法第六十五条第一
項第一項と、新租税特別措置法第六十五条第一
項第一項に規定する旧農用地開発公団法第十三
条第一項に規定する旧農用地整備公団法附則第
十九条第一項の業務のうち旧農用地開発公団
法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と、
11 第十九条第一項の業務のうち旧農用地開発公
園法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と、「第九十六条の四」とあるのは「第九十六
条第一項」と、「同法第五十三条の二の二第一
項」とあるのは「土地改良法第五十三条の二の二第一項」と、新租税特別措置法第六十五条第一
項第一項に規定する旧農用地開発公団法第一
項第一項に規定する旧農用地整備公団法附則第
十九条第一項第一号の事業」と、新租税特別
措置法第六十五条第一項第一号の規定による改
正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一
号若しくはロ又は同項第一号(業務の範囲)に規
定によりなおその効力を有するものとされる
は「森林開発公団法の一部を改正する法律(平成

十一年法律第一号)附則第八条の規定による
廃止前の農用地整備公団法」と、「旧法」とあ
るのは「農用地開発公団法の一部を改正する法
律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前
の農用地開発公団法」と、「又は改良した」とあ
るのは「若しくは改良し、又は森林開発公団法
の一部を改正する法律(平成十一年法律第一号)
の施行の日以後に緑資源公団が緑資源公団
法(昭和三十一年法律第八十五号)附則第十三
条第一項の規定により行う森林開発公団法の一
部を改正する法律(平成十一年法律第一号)

12 12 本項の規定の適用がある場合における経済
社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税
及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十
一年法律第一号)以下「所得税等負担軽減
措置法」という。第六条の規定の適用について
は、所得税等負担軽減措置法第二条第二号中
「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条
の規定」とあるのは「第二条の規定並びに森林
開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律
第一号)附則第十二条第七項の規定」とする。

13 13 前項の規定の適用がある場合における経済
社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税
及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十
一年法律第一号)以下「所得税等負担軽減
措置法」という。第六条の規定の適用について
は、所得税等負担軽減措置法第二条第二号中
「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条
の規定」とあるのは「第二条の規定並びに森林
開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律
第一号)附則第十二条第七項の規定」とする。

による廃止前の農用地整備公団法第二十三条第一項において準用する土地改良法第五十四条の二項における規定による換地の取得を「第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。」)と、「土地の取得」とあるのは「土地の取得(緑資源公団法附則第十二条第一項の規定によりなほその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第十四条第二項において準用する土地改良法第六条第一項の規定によ

第三十四条の三第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十四条第一項第三号中「若しくは農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」及び「並びに農用地整備公団法第二十三条第二項を削り、「(土地改良法)を「同法」に改める。」第六十五条第一項第二号中「土地改良事業」を「土地改良事業又は」に改め、「又は農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」を削り、同項第四号中「農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」を削る。

(昭和特例措置法の一部改正に伴う経過措置)

一項」とあるのは「土地改良法第五十三条の二」の
二第一項」と、新租税特別措置法第三十二条の
二第一項の規定により、地積を特に減じて換地
第一項第一号中「又は農業振興地域の整備に
関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十
三条の二第一項の事業」とあるのは、「農業振興
地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第
五十八号)第十三条の二第一項の事業又は緑資
源公団法附則第十三条第一項の業務のうち旧農
用地整備公团法第十九条第一項第二号の事業」
と、新租税特別措置法第三十三条の三第一項中
「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、緑
資源公団法附則第十三条第一項の業務のうち旧
農用地整備公团法第十九条第一項第一号イの事
業」と、新租税特別措置法第三十四条の三第二
項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる
場合及び土地等(日農用地整備公团法第十九条
の二の二第一項)」とあるのは「土地改良法第五十
五条第一項の規定により、地積を特に減じて換地

第三条の二の二第一項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業」とあるのは、「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は緑資源公团法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公团法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良

用する土地改良法第五十四条の二第四項に規定する清算金(当該土地等について、緑資源公团法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公团法第二十一条第六項において準用する土地改良法第八条第五項第一号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は緑資源公团法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる事業、緑資源公团法附則第十三条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公团法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

旧農用地整備公團法第二十三条第一項において
準用する土地改良法第五十三条の二第一項
第一号に規定する農用地に供することを予定す
る上地に就するこの規章並に付則第十三項
第一号附則第一十三条第一項及び第二項
の規定」とする。
(所得稅法等の一部改正)
(二十四年) 次に掲げる法事務見習生中森林開拓公

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公團法第一三十三条第一項の項及び農用地整備公團の項を削り、水資源開発公團の項の次に次のように加える。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十一条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第三十三条规定第一項第三号中「若しくは農用地整備公团法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号イの事業」及び「並びに農用地整備公团法第二十三条第二項」を削り、「(土地改良法)」を「(同法)」に改める。

を有するものとされる「旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、「同法第五十三条の二の二第一

第一類第八号 農林水產委員會議錄第八号

緑資源公団

法律第八十五号(昭和三十一年)

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表

第一号の表

印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表

第一号の表

法人税法別表第一号の表

(登録免許税法の一部改正)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表

(登録免許税法の一部改正)

第二十五条 登録免許税法の一部を次のように改
正する。第五条第六号中、「農用地整備公団法(昭和四
十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一
号、第二号若しくは第四号(業務の範囲)に規定
する事業」を削る。別表第一中「森林開発公団の項及び農用地整備
公団の項を削り、水資源開発公団の項の次に次
のよう」に加える。第五条第六号中、「農用地整備公団法(昭和四
十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一
号、第二号若しくは第四号(業務の範囲)に規定
する事業」を削る。別表第一中「森林開発公団の項及び農用地整備
公団の項を削り、水資源開発公団の項の次に次
のよう」に加える。

緑資源公団 法律第八十五号(昭和三十一年)

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第五条第六号中、「農用地整備公団法(昭和四
十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一
号、第二号若しくは第四号(業務の範囲)に規定
する事業」を削る。別表第一中「森林開発公団の項及び農用地整備
公団の項を削り、水資源開発公団の項の次に次
のよう」に加える。

緑資源公団 法律第八十五号(昭和三十一年)

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第五条第六号中、「農用地整備公団法(昭和四
十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一
号、第二号若しくは第四号(業務の範囲)に規定
する事業」を削る。別表第一中「森林開発公団の項及び農用地整備
公団の項を削り、水資源開発公団の項の次に次
のよう」に加える。

緑資源公団 法律第八十五号(昭和三十一年)

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第五条第六号中、「農用地整備公団法(昭和四
十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一
号、第二号若しくは第四号(業務の範囲)に規定
する事業」を削る。別表第一中「森林開発公団の項及び農用地整備
公団の項を削り、水資源開発公団の項の次に次
のよう」に加える。

緑資源公団 法律第八十五号(昭和三十一年)

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)
(地価税法の一部改正による改正後の地価税法
の一部を次のように改正する。)

第二十条第五号を削る。

(地価税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の地価税法
(以下「新地価税法」という。)の規定は、施行日
以後の各年の新地価税法第二条第四号に規定す
る課税時期(以下この条において「課税時期」と
いう。)において個人又は法人(同条第七号に規
定する人格のない社団等を含む。以下この条に
おいて同じ。)が有する土地等(同条第一号に規
定する土地等をいう。以下この条において同
じ。)に係る地価税について適用し、施行日前の
各年の課税時期において個人又は法人が有して
いた土地等に係る地価税については、なお従前
の例による。2 施行日以後に新法附則第十三条第一項に規定
する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第
一項第一イの事業が施行された場合における
新地価税法第二十条の規定の適用については、
同条各号列記以外の部分中「事業」とあるのは、
「事業又は緑資源公団法昭和三十一年法律第八
十五号)附則第十三条第一項に規定する業務の
うち旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第
四十三号)第十九条第一項第一号イ(業務の範
囲)の事業」とする。農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百
五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百
五十五号)の一部を次のように改正する。3 農林漁業金融公庫は、前二項に規定するもの
のほか、食品の製造、加工又は流通の事業を営
む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な長
期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通す
ることを困難とするものを融通することを目的
とする。第十八条第一項中「第一条」を「第一条第一項」に
改め、同条第四項中「第一項に規定する業務の外」
を「第一条第一項に掲げる目的を達成するため」
に、「貸付」を「貸付け」に改める。第十八条の二及び第十八条の三を次のように改
めめる。第十八条の二 公庫は、第一条第三項に掲げる目
的を達成するため、次の各号に掲げる者に対
し、それぞれ当該各号に定める資金の貸付けの
業務を行ふ。一 農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区
域内に又はこれに隣接して設置され、主として
当該卸売市場の取扱商品以外の農畜水産物
の販売の業務の用に供される集団的な売場で
あつて、当該卸売市場の一部であると認める
ことを相当とするもの(以下「村設集団売場」特殊法人の整理合理化を推進するため、農用地
整備公団を廃止し、その権利義務について森林開
発公団を改称した緑資源公団に承継させるととも
に、水源をかん養するため森林の造成を行う必要
があるものとして指定された地域のうち、農業の
生産条件が不利な地域において、森林の造成と農
用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する
事業を緑資源公団の業務に追加する等の措置を講
ずる必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。という。)を開設する者であつて地方
公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場
において卸売の業務を行う者(以下「卸売業
者」という。)若しくは仲卸しの業務(農畜水産
物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内
に設置する店舗において当該卸売市場の卸売
業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし
又は調製して販売する業務をいう。)を行う者
(以下「仲卸業者」という。)又はこれらの者が
主たる構成員若しくは出資者となつてある法
人であつて当該卸売若しくは仲卸しの業務の
改善を図るため当該構成員若しくは出資者のた
る卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に
相当する業務を行うもの 当該卸売市場(付
設團体売場を含む。)の施設又は当該卸売若しく
は仲卸しの業務に必要な施設であつて農畜
水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡
大を図るために必要であると認められるも
のの改良、造成又は取得に必要な資金の改め、同条第四項中「第一項に規定する業務の外」
を「第一条第一項に掲げる目的を達成するため」
に、「貸付」を「貸付け」に改める。二 農林畜水産物のうちその生産事情及び需給
事情からみて需要の増進を図ることが特に必
要であると認められるもの(以下「特定農林畜
水産物」という。)を原料又は材料として使用
する製造又は加工の事業であつて、当該事業
により特定農林畜水産物につき新規の用途が
開かれ、又は当該事業において加工原材料用
の新規品種に属する特定農林畜水産物が使用さ
れ、当該特定農林畜水産物の消費が拡大され
ると認められるものを宮む者 その製造又は
加工に必要な施設の改良、造成又は取得その
他新規の用途の開拓若しくは採用又は品種の
育成若しくは採用に必要な資金であつて主務
大臣の指定するもの三 指定地域内において生産される農林畜水産
物(以下「指定地域農林畜水産物」という。)を
原料若しくは材料として使用する製造若しく
は加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しく
はその加工品の販売の事業であつて、新商

品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを當む者、当該新商品の研究開発等を行うのに必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うのに必要な資金である主務大臣の指定するもの。

四 食品若しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらは出資者となつてあるか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取扱に必要な資金(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。)に必要な資金であつて、主務大臣の指定するもの(前三号に定めるものを除く。)

前項第三号の「指定地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農業の健全な発展を図るために、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定

するものという。

3 第一項第四号の「食品」には、飲食料品のうち薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

4 第一項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間は、別表第一の範囲内で公庫が定める。

第十八条の三 公庫は、第十八条第一項、第四項及び第五項並びに前条第一項に規定する業務の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者に対し、当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期

限及び据置期間は、別表第一の範囲内で公庫が定める。

第三十六条第三号中「第十八条の四まで及び附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に改める。

附則第二十二項中「公庫は」を「公庫が」に、「を

限り、第十八条第一項、第四項及び第五項、第十

八条の二第一項、第十八条の三第一項並びに第

八条の四第一項に規定する業務のほか」を「の間

に」に、「長期かつ低利の資金であつて他の金融機

関が融通することを困難とするもののうち主務大

臣の指定するものの貸付けの業務を行うこと

ができる。

第三十六条第三号中「第十八条の三まで及び附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に改め、第四項及び第五項を削る。

附則第二十三項中「公庫は」を「公庫が」に、「を

限り、第十八条第一項、第四項及び第五項、第十

八条の二第一項、第十八条の三第一項並びに第

八条の四第一項に規定する日以前に行われた貸付けについては、なお從前の例による。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第四条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第三十条第二項第一号及

び第三十六条第三号」を「及び第三十条第一項第一号」に改め、「同法第三十六条第三号中「附

則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並び

ずつ繰り上げる。

別表第一中「第十八条の四關係」を「第十八条の三關係」に改め、同表の第二号を次のよう

に改める。

二 第十八条の二第一項に規定する資金

(一) 第十八条の二第一項第一号及び第三号に定める資金

(二) 第十八条の二第一項第一号及び第三号に定める資金

年八分五厘 二十五年 五年

年九分五厘 十五年 三年

十五年 三年

年八分五厘 二十五年 五年

年九分五厘 十五年 三年

(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部改正)

第八条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項」を「並びに第十八条の三第一項」に改め、同条第三項中「附則第二十三項」を「第十八条の三まで」に、「附則第二十三項並びに」を「第十八条の三まで及び」に改める。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第六項中「第十八条の二第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

理由

特殊法人の整理合理化の一環として、日本開発銀行の食品工業向け融資を農林漁業金融公庫に移管するため、農林漁業金融公庫の業務に、食品の製造、加工又は流通に必要な施設の設置等に必要な資金の貸付けを追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一
部を改正する法律案

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一
部を改正する法律

第一条 農業災害補償法(昭和二十一年法律第二百一十五条)の一部を次のように改正する。

目次中「及び蚕繭共済」を削り、「第二百一十条の二十六・第二百一十一条の二十七」を「第二百一十六条・第二百一十一条の二十八」に、「第五章の二十六一第一百一十条の二十八」に、「第五章の二十六一第一百一十条の二十九」を「第二百一十二条の二十九」に、「第五章の二十六一第一百一十条の二十九」を「第二百一十二条の二十九」に改め、「百分の五十五」の下に「(蚕繭に
係るものにあつては、一分の一)」を加える。

第十三条の六中「第十二条第五項」を「第十二
条第四項」に改める。

第七条」を
第三百四十一條の二
第三百四十二條の二
第五章の二
農林漁業信用基金の農業

「第五章
政府の再保険事業及び保険事
業」を
第二節
再保険事業(第三百三十三條)
第三百四十二條の七

災害補償関係業務(第三百四十二条の八—第三百四十二条)

「第三百四十一條の二
第三百四十二條の二
第五章の二
農林漁業信用基金の農業

十二条の十五)

に改める。

第二条中「再保險事業」の下に「又は保険事業」を加える。

第五条第一項中「区域は」の下に「第五十二条の二第一項の特定組合以外の農業共済組合については」を、「市町村の区域」の下に「、同項の特定組合にあつては都道府県の区域」を加える。

第十二条第五項中「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、同条第四項を削る。

第十三条第一項中「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、同条第一項中「規定により組合員たる資格を有するもの」及び「耕作の業務及び養蚕の業務」としては、「耕作の業務を営む者については」を削り、「農作物」との当該業務を「農作物」との耕作の業務に改め、「養蚕の業務を行なう」としてはその當該共済資格団体のうち養蚕を行なうことを目的とするもの(以下蚕繭共済資格団体といふ)で同項

の規定により組合員たる資格を有するもの及び「耕作の業務及び養蚕の業務」としては、「耕作の業務を営む者については」を削り、「農作物」との当該業務を「農作物」との耕作の業務に改め、「養蚕の業務を行なう」としてはその當該共済資格団体のうち養蚕を行なうことを目的とするもの(以下蚕繭共済資格団体といふ)で同項

の規定により組合員たる資格を有するもの」及び「若しくは蚕繭若しくは晚秋蚕繭」との当該業務の規模及び「又はその蚕繭」とを削り、同条第二項中「又は蚕繭共済」、「又は春蚕繭、初秋蚕繭若しくは晚秋蚕繭」との当該業務の規模及び「若しくは蚕繭若しくは晚秋蚕繭のいずれか及び「若しくは蚕繭共済」を削り、「農作物若しくは蚕繭」を「農作物」に改め、「若しくは当該蚕繭」と及び「若しくは養蚕」を削り、「第一号加入資格者」を農業共済再保険特別会計の保険料収入にこれ

を計上することができる。

第十三条の四中「種類等」との下に「(蚕繭に
係るものにあつては、同項の蚕作共済の共済
を加え、「同条第一項」を「第二百一十条の十四第
二項」に改め、「百分の五十五」の下に「(蚕繭に
係るものにあつては、一分の一)」を加える。

第十三条の六中「第十二条第五項」を「第十二
条第四項」に改める。

第十五条第一項中「第一号から第七号まで」に改め、同項第一号及び第二号から第七号まで」に改め、同項第一号を次のように改める。

二 削除

第十五条第一項第五号中「農作物につき栽培」を「農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕」に改め、同項第八号中「、第一号」及び「養蚕」を削り、「第五号に規定する栽培」を「第五号に規定する栽培若しくは養蚕」に改め、同条第二項中「、養蚕を行なうことの目的とするもの」を削り、「同項第五号に規定する栽培」を「同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕」に改め、「第一号」を削り、「耕作、養蚕」を「耕作」に改め、「第一号」を削り、「耕作、養蚕」を削る。

第十六条第一項中「又は第二号」、「又は農業共済資格団体のうち養蚕を行なう」としてはその當該共済資格団体のうち養蚕を行なうことを目的とするもの(以下蚕繭共済資格団体といふ)で同項

の規定により組合員たる資格を有するもの」及び「耕作の業務及び養蚕の業務」としては、「耕作の業務を営む者については」を削り、「農作物」との当該業務を「農作物」との耕作の業務に改め、「養蚕の業務を行なう」としてはその當該共済資格団体のうち養蚕を行なうことを目的とするもの(以下蚕繭共済資格団体といふ)で同項

の規定により組合員たる資格を有するもの及び「若しくは蚕繭若しくは晚秋蚕繭」との当該業務の規模及び「若しくは蚕繭若しくは晚秋蚕繭のいずれか及び「若しくは蚕繭共済」を削り、「農作物若しくは蚕繭」を「農作物」に改め、「若しくは当該蚕繭」と及び「若しくは養蚕」を削り、「第一号加入資格者」を農業共済再保険特別会計の保険料収入にこれ

を計上することができる。

第五十三条の次に次の二条を加える。

第五十三条の二 農業共済組合連合会の組合員たる一の農業共済組合の他に当該農業共済組合連合会の組合員がなくなつたとき又は農業共済組合連合会の組合員たる組合員たる農業共済組合連合会の組合員が成立したときは、当該農業共済組合が成立したときは、当該農業共済組合は、省令で定めるところにより、主務大臣に、当該農業共済組合連合会の権利義務(当該農業共済組合連合会がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。次項において同じ。)を承継することについて、認可を申請し

なければならない。

前項の認可があつたときは、当該農業共済組合連合会の権利義務は、その時ににおいて当該認可の申請に係る農業共済組合連合会に承継されるものとし、当該農業共済組合連合会は、その時において解散するものとする。

第一項に規定する場合に存する農業共済組

格者」を「農作物共済加入資格者」に改め、同条第二項中「農作物若しくは蚕繭」を「農作物」に改め、「若しくは蚕繭共済」及び「若しくは春蚕繭、初秋蚕繭若しくは晚秋蚕繭の全部若しくは一部」を削り、「行なう」を行なうに「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に改め、「又は蚕繭共済」、「又は春蚕繭及び「又は当該蚕繭」とを削る。

第二十二条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「第一号加入資格者及び第二号加入資格者」を「農作物共済加入資格者」に改める。

第十四条第六項中次の二項を加える。

農業共済組合連合会は、第一項各号に掲げる事由によるほか、第五十三条の二第一項の規定による権利義務の承継があつたことによつて解散する。

第四十七条第一項中「合併」の下に「及び前条第四項の規定による解散」を加える。

第五十三条の次に次の二条を加える。

第五十三条の二 農業共済組合連合会の組合員たる一の農業共済組合の他に当該農業共済組合連合会の組合員がなくなつたとき又は農業共済組合連合会の組合員たる組合員たる農業共済組合連合会の組合員が成立したときは、当該農業共済組合が成立したときは、当該農業共済組合は、省令で定めるところにより、主務大臣に、当該農業共済組合連合会の権利義務(当該農業共済組合連合会がその行う事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。次項において同じ。)を承継することについて、認可を申請し

なければならない。

前項の認可があつたときは、当該農業共済組合連合会の権利義務は、その時ににおいて当該認可の申請に係る農業共済組合連合会に承継されるものとし、当該農業共済組合連合会は、その時において解散するものとする。

合は、第十五条第三項及び第六条第四項の規定にかかわらず、前項の規定による権利義務の承継が行われるまでの間は、これを当該農業共済組合連合会の組合員とみなす。

第二項の規定による権利義務の承継の際際には、存する農業共済組合連合会と政府との間の再保険関係については、当該再保険関係に係る共済責任期間(家畜共済に係るものにあつては、共済掛金期間)が終了するまでの間は、同項の規定により農業共済組合連合会の権利義務を承継した農業共済組合(以下特定組合という。)を当該農業共済組合連合会とするとして、この法律の規定を適用する。

前各項の規定によるものに依る。第一二〇条の規定により農業共済組合が農業共済組合連合会の権利義務を承継する場合の手続及び当該農

業共済組合が当該農業共済組合連合会の権利義務を承継した場合の当該農業共済組合連合会と政府との間の再保険関係に係る経過措置に関する必要な事項は、政令で定める。

第五十八条前段を次のように改める。

農業共済団体の解散及び清算には、民法第
七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七
十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手
続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条
第二項、第三十六条、第三十七条ノ一、第一百
三十五条ノ二十五第一項及び第三項、第一百
十六条、第一百三十七条並びに第百三十八条の
規定を準用する。

第八十三条第一項中「左の通り」を「次のとおり
に改め、同項第二号を次のように改める。

二 削除
第八十四条第一項中、「蚕繭共済にあつては「一号」を削り、同項第二号を次のように改め。」

第八十四条第一項第三号中「第五十日」の日(主務大臣が特定の地域についてその日後の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日)を「第二十日」の日(その日に離乳していないときは、離乳した日。以下同じ。)に改め、同項第六号中「指定するもの」の下に「並びに蚕繭」を加え、「風水害」を「農作物にあっては風水害」に改め、「糖度の低下」の下に「蚕繭にあっては蚕兒の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獸害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び獸害による減収」を加える。

第八十四条第一項第三号中「第五十日の日(主務大臣が特定の地域についてその日以後の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日」を「第二十日の日(その日に離乳していなないときは、離乳した日。以下同じ。)に改め、同項第六号中「指定するもの」の下に「並びに蚕繭」を加え、「風水害」を「農作物にあっては風水害」に改め、「糖度の低下」の下に「蚕繭にあつては蚕児の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獸害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び獸害による減収」を加え
る。

第八十五条第一項中「から第三号まで」を、及び第三号に、「共済事業のすべて」を「共済事業」に改め、同条第二項中「又は蚕繭共済」、「又は養蚕」及び「又は同項第二号の蚕繭の全部」を削り、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第三項中「若しくは蚕繭共済」及び「若しくは同項第二号の蚕繭の一部」を削り、「農作物又は蚕

「繭」を「農作物」に改め、「又は蚕繭共済」を削除

り、「若しくは一部又は同項第一号の蚕繭の全部若しくは」を「又は」に改め、同項第八項中及び蚕繭共済を削り、同項第一号中「又は蚕繭共済」を削り、「行なわれて」を「行われて」に、「共済事業と同種の共済事業」を「農作物共済」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、「又は蚕繭共済及び「又は同項第一号の蚕繭」を削り、「農作物又は蚕繭を「農作物」に改め、同項第三号中「又は蚕繭共済」を削り、「行なっていない場合」を

「行われていない場合」に、「行なうその行なわれていない共済事業と同種の共済事業」を行なう農作物共済に、「当該共済事業を当該農作物共済」に改め、「又は同項第二号の姦瀬」を削除する。

〔農業共済組合(特定組合を除く)第十四項において同じ。〕はに改める。

第八十五条の四第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「又は蚕繭共済」を削り、同条第五項中「若しくは蚕繭共済」を削る。

第八十五条の八第一項中「及び蚕繭共済」を削り、同條第二項中「行なう」を「行う」に改め、「及び蚕繭共済」を削り、「左の各号の定める」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「又は蚕繭共済」を削り、「行なつてないとき」を「行つてないとき」に、「その行なつてない共済事業と同種の共済事業は行なわない」を「農作物共済は行わない」に、「行なつている」を「行つている」に改め、「又は同項第二号の蚕繭の一部」を削り、「農作物又は蚕繭」を「農作物」に改め、同條第三項中「及び蚕繭共済」を削る。

第八十七条の二第一項中「若しくは蚕繭共済」を削る。

第九十一条中「当該組合等が」の下に「政府又は」を加える。

第九十三条第一項中「又は蚕繭共済」及び「又是養蚕」を削り、同條第二項中「栽培」の下に「又は養蚕」を加え、同條第四項中「又は蚕繭共済」を削る。

第九十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第八号中「農作物」の下に「蚕繭」を加える。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第一節 農作物共済

第一百四条第一項中「第一号加入資格者又は第一号加入資格者」を「農作物共済加入資格者」に

〔第四号中〕及び同項第一号の蚕繭のすべてを共済目的の種類とする蚕繭共済を削り、「行ないない」を行つに改め、同項第九項中「又は蚕繭共済」を削り、「農業共済組合(特定組合を除く)第十四項において同じ。」はに改める。

第八十五条の四第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「又は蚕繭共済」を削り、同項第五項中「若しくは蚕繭共済」を削る。

第八十五条の八第一項中「及び蚕繭共済」を削り、同條第二項中「行なう」を「行う」に改め、「及び蚕繭共済」を削り、「左の各号の定める」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「又は蚕繭共済」を削り、「行なつてないとき」を行つて、「行ない」ときに、「その行なつてない共済事業と同種の共済事業は行なわない」を「農作物共済は行わない」に、「行なつている」を「行つて」に改め、「又は同項第一号の蚕繭の一部」を削り、「農作物又は蚕繭」を「農作物」に改め、同條第三項中「及び蚕繭共済」を削る。

第六十七条の二 第二項中「若しくは蚕繭共済」を削る。
第九十一条中「当該組合等が」の下に「政府又は」を加える。

第九十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第八号中「農作物」の下に「蚕繭」を加え

第三章第二節の節名を次のように改める。

平成十二年四月十四日

同条第八項中「若しくは蚕繭共済」及び「若しくは同項第一号の蚕繭の一部」を削り、「農作物若しくは蚕繭を「農作物」に改め、「若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部」を削り、「農作物共済又は蚕繭共済」を「農作物共済」に改め、「又は蚕繭共済資格者」、「又は同項第二号

項第一号の蚕繭の一部を削り、「第一号加入資格者若しくは農作物共済資格者又は第二号加入資格者若しくは蚕繭共済資格者」を「農作物共済加入資格者又は農作物共済資格者」に、「農作物又は蚕繭を農作物に改め、「又は當該蚕繭」と及び「又は養蚕を削る。

「次条」に改め、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前二項」に改め、「及び前項の基準収額量」を削り、同条第四項を削る。

第一百一十条の十四第一項中「につきその種類たる農作物の」を「(農作物に限る。)につき」に、「とき」を「とき又は蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晚秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの」に改め、同項に次の一号を加え
る。

三
畠農業共済組合の組合員又は好
作物共済資格者の当該畠作物共済日
的種類等に係る基準収穫量の百分の八十
に相当する数

の他の農作物については、これらに準ずる期間とする。

り、「こえる」を「超える」に改める。
第一百十一条の八第一項中「その者が主として
自給飼料以外の飼料により乳牛の雌を飼養する
組合員等であつて政令で定める基準に該当する
ものであるとき、又は「を削り、「廃用」を「死亡
若しくは廃用」に改める。

第一百四條の「第五項中「定期等で」を「総合等が」に改める。

「行なつて」を「行つて」に改める。

第三百一十條の十一 第一項中「農作物の」を「農作物又は蚕繭の」に、「栽培する」を「栽培又は養

蚕を行う」に、「農作物で」を「農作物又は蚕繭」に、「農作物を」を「農作物又は蚕繭を」に、

「対象農作物」を「対象農作物等」に改め、同項目第一号中「栽培」の下に「又は養蚕」を、「農作物」の

下に「又は蚕繭」を加え、同項第一項中「農作物」の下に「又は蚕繭」を加え、同条第二項中「対象

農作物」を「対象農作物等」に、「第一百一十条の十七」を「第一百一十条の十七第一号又は第二号」に

改める。
「百三十条の十二第一項中「農作物」の下に
「又は蚕繭」を、「栽培」の下に「又は養蚕」を加
え、同条第二項中「栽培」の下に「又は養蚕」を加

は同項第一号の蚕繭」とこと及び「又は養蚕」を削り、「第十六条第一項但書」を「第十六条第一項ただし書」に、「農作物又は蚕繭」を「農作物」に改め、同条第一項中「農作物又は蚕繭」を「農作物」に改め、「又は蚕繭共済」を削る。

「第百四条の六第一項中「又は蚕繭共済」を削り、「農作物共済若しくは蚕繭共済」を「農作物共済」に改め、「若しくは蚕繭共済」を「農作物」に改め、「又は蚕繭共済資格団体」、「又は養蚕」若しくは当該蚕繭共済資格団体、「又は養蚕」及び「又は同項第一号の蚕繭」を削り、「第百十一条第一号又は第二号」を「第百十条」に、「農作物又は蚕繭」を「農作物」に改め、同条第二項中「又は蚕繭」を「農作物」に改め、「又は蚕繭共済」を削り、「農作物共済若しくは蚕繭共済」を「農作物共済」に改め、「若しくは蚕繭共済資格団体」、「若しくは当該蚕繭共済資格団体」、「又は養蚕」及び「又は同項第一号の蚕繭」を「農作物」に改め、「第百十条第一号又は第二号」を「第百十条」に、「又は蚕繭」を「農作物」に改め、「第百十条」に、「「農作物又は蚕繭」を「農作物」に改め、「第百五条第一項中「特別の定め」を「特別の定め」に改め、「又は蚕繭共済」を削り、「明かに」を「明らかに」に、「且つ」を「かつ」に改める。

「第百六条第一項中「次条第五項の規定により」を「行う次条第五項の規定による」に、「が一般に改定される」を「的一般の改定の次の一般の改定」に、「第百九条第五項」を「第百九条第四項」に改め、「同条第二項及び第三項中「第百九条第四項」に改め、「第一項」と「前項」とに改め、同条第七項及び第八項を削る。

第一百八条 削除

第一百一十五条の十五第一項中「種類等」との下に「(蚕繭に係るものにあつては、)畑作物共済の

共済目的の種類等」と及び畑作物共済の共済責任期間による種別(第百二十条の十七第二号)の規定により桑の発芽期前から共済責任期間が開始する蚕繭に係る畑作物共済とその他の蚕繭に係る畑作物共済との別をいう。」こと。以下本条において同じ。」を加える。

第一百二十条の十六第一項中「第二号に掲げる金額」の下に、「蚕繭に係る畑作物共済にあつては第三号に掲げる金額」を加え、「次条を次条第一号に改め、同項に次の二号を加える。

三 共済事故による共済目的の減収量(当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕繭の掲立て不能その他省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分の二十を超えた場合に、単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額

第一百二十条の十六に次の二項を加える。

第一百二十条の十四第八項の規定により蚕繭に応じた区分が定められた地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての第一項の規定については、同項中「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは、「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕繭に応じた区分」とする。

第一百二十条の十七を次のように改める。

第一百二十条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる共済目的の種類に係る畑作物共済は、第一百二十条の十四第一項第一号に掲げる期間、蚕繭に係る

畑作物共済にあつては第一号に掲げる期間とする。

一 発芽期(移植をする場合にあつては、移植期)から収穫をするに至るまでの期間(主務大臣が特定の畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物につきこれと異なる期間を定めたときは、その農作物については、その主務大臣の定めた期間)

二 桑の発芽期(主務大臣が特定の地域における特定の畑作物共済の共済目的の種類等につき桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域及び畑作物共済の共済目的の種類等については、その主務大臣の定めた日)から収穫をするに至るまでの期間

第一百二十条の十八中「こえる」を「超える」に、

「農作物につき栽培の業務」を「農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務」に改め、「当該農作物」の下に「又は蚕繭」を加え、「省令の定めるところにより定款等で特別の定めをした場合を除いては、」を削り、「収穫物の加工」を「収穫物若しくは蚕繭の加工」に改め、「当該収穫物」の下に「又は蚕繭」を加え、「省令の定めるところにより定款等で特別の定めをした場合を除いては、」を削り、「収穫物」を「収穫物又は蚕繭の数量」に改める。

第一百二十条の二十三第一項中「次の率を合計したるものとする」を「園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める」に改め、各号を削り、同条第一項中「前項第一号の共済掛金標準率甲及び同項第二号の共済掛金標準率乙」を「園芸施設危険段階基準共済掛金率」に改め、同条第三項中「危険段階共済掛金標準率甲」を「園芸施設危険段階基準共済掛金率」に、「定める率及び同項第一号の率を合計した率」を「定めるもの」に、「同項第一号の共済掛金標準率甲」を「第一項の園芸施設基準共済掛金率」に改め、同条第四項中「第一項第一号の共済掛金標準率乙」を「第一項の園芸施設基準共済掛金率」に改め、

第一百二十条の二十九中「こえる」を「超える」に

改める。

第三章第七節中第百二十条の二十七の次に次の二条を加える。

第一条 特定組合は、第八十三条の二十八「特定組合又は農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第八十四条第五項に掲げる損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行なうことができる。

前項の事業には、第一百十二条の四並びに商法第六百三十一条、第六百三十七条、第六百三十九条から第六百四十六条まで、第六百四十九条及び第六百六十二条の規定を準用する。

第一百二十二条第一項中「から第三号まで」を「及び第三号」に、「因つて」を「よつて」に、「行なう」を行ふに改める。

第一百二十二条第一項中「その市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者、その構成員のすべてが当該実施区域内に住所を有する蚕繭共済資格団体、及び「蚕繭共済」を削る。

第一百二十二条第一項中「蚕繭共済及び」を削り、「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

第一百二十四条第二項中「蚕繭共済」を削り、同条第五項中「次の金額を合計したものを「保険金額に、」第百二十条の二十二第一項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係にあつては同項の規定により定款等で定める共済掛金率に相当する率、同条第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係にあつては同項の規定により定款等で定める危険段階別の共済掛金率に相当する率を乗じて得た金額」に、「その合計したもの」を「その金額」に改め、各号を削る。

第一百二十五条第一項第二号を次のように改め

二 削除

第一百二十五条第一項第二号中「百分の九十」を「百分の八十」に改め、同項第四号中「畑作物共済」の下に「及び園芸施設共済」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第四項中「第一項第二号の金額、同項第三号」を「第一項第三号」に、「同項第四号の金額及び同項第五号の金額(園芸施設異常事故に係るもの)を除く。」を及び同項第四号の金額に改める。

第一百二十二条第一項中「若しくは第一号」及び「若しくは蚕繭共済資格団体」を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 政府の再保険事業及び保険事業

第五章中第百二十三条の前に次の節名を付す。

第一節 再保険事業

第一百三十三条中「蚕繭共済」を削る。

第一百三十四条第二項を削り、同条に次の二項を加える。

農業共済組合連合会とその組合員との間に園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、第二項に規定するもののほか、当該農業共済組合連合会の事業年度ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれをつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

第一百三十五条第一号を次のように改める。

二 削除

第一百三十五条第六号を次のように改める。

六 園芸施設共済に係るものうち、前条第一項に規定する再保険関係に係るものについてはイの金額、同条第四項に規定する再保険関係に係るものにあつてはロの金額

イ その保険金額から、保険金額に農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険事業の保険責任に係るものにあつてはロの金額として主務大臣が定める率を乗じて得た金額の百分の九十五

平成十一年四月十四日

四〇

に相当する金額
 □ 農業共済組合連合会こと及びその事業年度ごとに、当該事業年度内に共済責任期間の全部又は一部が含まれる共済関係に係る保険関係に係るイの保険金額にイの主務大臣が定める率を乗じて得た金額の合計額から、當該事業年度内に経過した共済責任期間に対する保険金額として省令で定めるところにより算定される金額の合計額(以下「経過総保険金額」という。)に主務大臣が定める通常標準被害率(以下「園芸施設通常標準被害率」という。)を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額。

第一百三十六条第八項を次のように改める。

政府の園芸施設共済に係る再保険料は、第百三十四条第二項に規定する再保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第四項に規定する再保険関係に係るものにあつては第一号の金額とする。

一 保險金額に園芸施設再保険料基礎率甲を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額(第百二十条の二十一ただし書の規定により定款等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に第一百二十四条第五項の主務大臣の定める係数を乗じて得た金額)。

二 経過総保険金額に園芸施設再保険料基礎率乙を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額(第百三十六条第九項中「園芸施設再保険料基礎率」を「園芸施設再保険料基礎率甲」に改め、「園芸施設異常事故に該当するものを除く。」を削り、「前条第六号」を「前条第六号イ」に改め、同条第三項を削り、同条に次の二項を加える。)

第七項第二号の園芸施設再保険料基礎率乙は、農業共済組合連合会ことに、省令で定める一定年間ににおける各年度の連合会責任被害額と、第七項第一号及び第二号から第六号まで掲げる共済事業によってその組合員に対し負う共済責任を保険するものとする。

率(農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額(その金額が保険金額に前条第六号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合にあつては、保険金額に同号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額)の合計額の合計額を経過総保険金額で除して得た率をいう。)のうち、園芸施設通常標準被害率を超えるものの超える部分の率を基礎として、主務大臣が定める。

第一百三十七条第一号を次のように改める。

二 削除

第一百三十七条第六号を次のように改める。

六 園芸施設共済に係るものうち、第百二十四条第二項に規定する再保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第四項に規定する再保険関係に係るものにあつてはロの金額

イ 農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額から、保険金額に第百三十五条第六号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額。

特定組合とその組合員との間に果樹共済の共済関係が存するときは、収穫共済にあってはその共済目的の種類と及び収穫共済区分こと、樹体共済にあってはその共済目的の種類ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

特定組合とその組合員との間に果樹共済の共済関係が存するときは、収穫共済にあってはその共済目的の種類ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

特定組合とその組合員との間に畑作物共済の共済関係が存するときは、主務大臣が都道府県の区域ごとに定める畑作物共済の共済目的の区分(以下「畑作物共済保険区分」という。)ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

特定組合とその組合員との間に畑作物共済の共済関係が存するときは、主務大臣が都道府県の区域ごとに定める畑作物共済の共済目的の区分(以下「畑作物共済保険区分」という。)ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

五 園芸施設共済に係るものうち、前条第二項に規定する保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第五項に規定する保険関係に係るものにあつてはロの金額

イ その共済金額から、共済金額に特定組合の園芸施設共済に係る共済事業の共済責任に係るものにあつては、保険金額に同号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

五 園芸施設共済に係るものうち、前条第二項に規定する保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第五項に規定する保険関係に係るものにあつてはロの金額

イ その共済金額から、共済金額に特定組合の園芸施設共済に係る共済事業の共済責任に係るものにあつては、保険金額に同号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

六 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済保険区分ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額

イ 共済目的の種類ごとに、収穫共済区分ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額

一 農作物共済に係るものにあつては、共済金額とその金額との割合による種別ごとに、その事業年度ごとに、当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

二 農作物共済に係るものにあつては、その共済目的の種類ごとに、収穫共済区分ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の五十に相当する金額

五百四十二条の四 特定組合とその組合員との間に農作物共済の共済関係が存するときは、共済目的の種類ごとに農作物共済の共済責任を一体として、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一體としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

五百四十二条の三 政府は、特定組合が第八十三条第一項第一号及び第二号から第六号まで掲げる共済事業によってその組合員に対し負う共済責任を保険するものとする。

五百四十二条の五 政府の保険金額は、次の金額とする。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等

による種別ごとに及び特定組合ごとに、その総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額

二 家畜共済に係るものにあつては、その共済目的の種類ごとに、収穫共済区分ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額

三 果樹共済のうち、収穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつてはロの金額

イ 共済目的の種類ごとに、収穫共済区分ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の五十に相当する金額

四 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済保険区分ごとに、特定組合ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額

五 園芸施設共済に係るものにあつては、園芸施設共済保険区分ごとに、特定組合ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額

六 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済保険区分ごとに、特定組合ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額

七 農業共済組合連合会ごとに、当該事業年度ごとに、当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

八 特定組合ごとに、当該事業年度ごとに、当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

九 特定組合ごとに、当該事業年度ごとに、当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

一〇 特定組合ごとに、当該事業年度ごとに、当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

共済金額という。)に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

第一百四十二条の六 政府の農作物共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び特定組合ごとに、その総共済金額に農作物異常共済掛金標準率(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済に係る保険料については、農作物異常共済掛金標準率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率)を乗じて得た金額。

政府の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの(第八十二条第二項ただし書の規定により定款で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあっては、その合計したものに第百二十四条第三項の主務大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一 保険金額に、次条第一項第一号イの金額の保険金を支払う保険関係にあっては第百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令で定めるところにより算定される率)、次条第一項第二号の金額の保険金を支払う保険関係にあっては第百五十五条第一項第一号の率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に對応するものとして省令で定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額

二 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び特定組合ごとに、収穫異常共済掛金の百分の九十に相当する金額

二 共済目的の種類ごと及び特定組合ごとに、樹体異常共済掛金の百分の九十に相当する金額

政府の烟作物共済に係る保険料は、烟作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、その総共済金額に烟作物保険料基礎率を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額とする。

前項の烟作物保険料基礎率は、烟作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、省令で定めた一定年間における各年の特定組合責任被害率(特定組合が支払うべき共済金の額(その金額が共済金額に前条第五号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合にあっては、共済金額に同号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額)の合計額を経過総共済金額で除して得た率をいう。)のうち、園芸施設通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、主務大臣が定める。

政府の園芸施設共済に係る保険料は、第百四十二条の四第二項に規定する保険関係に係るものにあっては第一号の金額、同条第五項に規定する保険関係に係るものにあっては第二号の金額とする。

一 共済金額に園芸施設保険料基礎率甲を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額(第百二十条の二十一ただし書の規定により定款で別段の定めをした共済責任料等以外のものに對応するものとして省令で定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額

二 経過総共済金額に園芸施設保険料基礎率乙を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

前項第一号の園芸施設保険料基礎率甲は、特定園芸施設等の共済事故による損害のうち共済金額に前条第五号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額を超えるもののその超える部分に対応するものとして、施設区分ごとに、省令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として、主務大臣が当該地域別に定める。

第六項第二号の園芸施設保険料基礎率乙は、特定組合ごとに、省令で定める一定年間ににおける各年度の特定組合責任被害率(特定組合が支払うべき共済金の額(その金額が共済金額に前条第五号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合にあっては、共済金額に同号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額)の合計額を経過総共済金額で除して得た率をいう。)のうち、園芸施設通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、主務大臣が定める。

前項の烟作物保険料基礎率は、烟作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の額から、当該果樹に係る収穫通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額(特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該農作物に係る総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額)とする。

一 農作物共済に係るものにあっては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該農作物に係る総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額

二 死亡又は廃用(これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。)により支払うべき共済金のうち、当該果樹に係る樹体共済に係る樹木共済保険区分ごと及び特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該果樹に係る収穫通常責任共済金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

三 あつては特定組合が支払うべき共済に相当する金額

四 口 死亡又は廃用(これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。)により支払うべき共済金のうち、当該果樹に係る樹木共済に係る樹木共済保険区分ごと及び特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該果樹に係る収穫通常責任共済金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

四 畑作物共済に係るものにあっては、畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該畑作物に係る畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

五 園芸施設共済に係るものにあっては、第百四十四条第五項の主務大臣の定める係数

十一條の四第二項に規定する保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第五項に規定する保険関係に係るものにあつてはロの金額

イ 特定組合が支払うべき共済金の額か

ら、共済金額に第百四十二条の五第五号

イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

ロ 特定組合ごと及びその事業年度ごとに、特定組合が支払うべき共済金の額(その金額が共済金額に第百四十二条の五第五号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合は、共済金額に同号イの主務大臣が定める率を乗じて得た金額)の合計額から、経過総共済金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

家畜共済に係る保険関係において、政府が支払うべき保険金の額を前項第二号イの金額又は同号ロの金額のどちらの額とするかは、特定組合がその保険関係の成立の時までに定めるものとする。

第一項第二号ロの金額の保険金を支払う保険関係において政府が支払うべき保険金(疾病又は傷害により支払うものに限る。)には、第百六十二条第一項ただし書の規定を準用する。

第一百四十二条 政府の保険事業には、第百一十九条第三号及び第百三十七条の二から第百四十二条の二までの規定を準用する。(この場合において、第百二十九条第三号中「組合員」とあるのは「特定組合」と、「定款等」とあるのは「定款」と、第百三十七条の二から第百四十二条の二までの規定中「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「再保険料」とあるのは「保険料」と、「保険関係」とあるのは「共済関係」

と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「再保険金」とあるのは「保険金」と、「再保険に関する事項」とあるのは「保険に関する事項」と、「再保険事業」とあるのは「保険事業」と読み替えるものとする。

第五章の二の次に次の二章を加える。

第五章の三 農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務

第一百四十二条の八 農林漁業信用基金(以下信用基金といふ)は、農業共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る保険金又は共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

一 農業共済組合連合会又は組合等が農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払に関して金融機関に対し負担する債務の保証

三 前二号の業務に附帯する業務

二 共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払に関して金融機関に対し負担する債務の保証

第一百四十二条の十 信用基金は、農業災害補償関係業務に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。(これを変更しようとするときも、同様とする。)

前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、利率及び期限、元利金の回収の方法、金銭の寄託の受け付けの条件、業務の委託の要領、余裕金の運用の方法その他省令で定める事項を記載しなければならない。

第一百四十二条の十一 農業共済組合連合会又は組合等は、信用基金から貸付けを受けた資金又は当該資金の借入により金融機関に対し負担する債務の保証の業務及びこれらの業務に附帯する業務を行うことができる。

信用基金は、前二項の規定により行う業務に必要な資金に充てるため、農業共済組合連合会又は組合等から金銭の寄託を引き受けることができる。

第一百四十二条の九第一項の規定による指定業務に關して農林漁業信用基金法第四十一条第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

定により行う業務(以下農業災害補償関係業務といふ)の一部を、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の業務を併せ行う農業協同組合連合会その他主務大臣の指定する金融機関に委託することができる。

信用基金は、次条第一項の業務方法書で定めることにより、組合等に係る資金の貸付け又は債務の保証の業務の一部を当該組合等の所属する農業共済組合連合会に委託することができる。

第一項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

農業共済組合連合会は、第百二十二条の規定による保険事業及び第百三十二条の二第一項の規定による共済事業のほか、第二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

第一項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

第一項の農業災害補償関係業務に係る持分については、農業共済組合連合会又は特定組合が当該農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する額をもつてこれに充てなければならない。

農業共済組合連合会及び特定組合は、前項の農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、信用基金に

出資することができる。

第一項の農業災害補償関係業務に係る持分については、農業共済組合連合会又は特定組合が当該農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、信用基金に

三 第百四十二条の十第一項の省令を定めようとするとき又は農業災害補償関係業務に

うとするとき又は農業災害補償関係業務に
関して農林漁業信用基金法第四十一条第三
号若しくは第四十三条の省令を定めようと
するとき。

四 農業災害補償関係業務に関する承認をしよ
うとするとき。

第一百四十二条の十五 農業災害補償関係業務
については、農林漁業信用基金法第四十一条第六
項、第十条第二項、第四十七条第一項及び第
四十八条第一項中「第三十一条各号に掲げる業
務」とあるのは「第三十一条各号に掲げる業
務及び農業災害補償関係業務」と、同法第四
十五条第二項中「又は中小漁業融資保証法」と
あるのは「中小漁業融資保証法又は農業災
害補償法」とする。

農業災害補償関係業務については、農林漁
業信用基金法第三十条の規定は、適用しな
い。

第一百四十三条の二第一項第一号中「保険金額」
の下に「(政府と特定組合との間に存する保険関
係に係るもの)を除く。」を加える。
第一百四十四条第一項中「第一百四十二条第一項」
の下に「(第一百四十二条において準用する場合を
含む。)」を加える。

第一百四十五条に次の二項を加える。

前項の規定は、特定組合が行う第八十三条
第一項第七号に掲げる共済事業及び第一百二十
一条の二十八第一項の規定により特定組合が行
う事業について準用する。

第一百四十五条の二中「の場合及び」を「及び第
五十三条の二第一項の場合並びに」に、「基
て」を「基づいて」に改める。

第一百四十七条の次に次の二条を加える。

第一百四十七条の二 次の各号の一に該当する場
合には、その違反行為をした信用基金の役員
又は職員は、二十万円以下の過料に処する。
一 第百四十二条の八第二項又は第一百四十二

条の十第一項の規定により主務大臣の認可
を受けなければならない場合において、そ
の認可を受けなかつたとき。

二 第百四十二条の十一又は第一百四十二条の
号若しくは第四十三条の省令を定めようと
するとき。

十三第一項の規定に違反する経理をしたと
き。

第一百五十条の三第一項中「損害につき」の下に
「第九十五条の規定による指示をした特定組合
及び」を加え、「同条」を「これら」に改め、同条
第二項中「受けようとする」の下に「特定組合及
び」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第一百五十条の三の二 農作物共済のうち、政令
で指定するその共済目的の種類(主務大臣が
特定の地域における特定の共済目的の種類に
つき、第一百六条第一項第一号の規定により定
められた区分の一又は二以上のものを指定し
たときは、当該指定に係る区分を除く。以下
に、その地域内に住所を有する者及びその構
成員のすべてがその地域内に住所を有する農
作物共済資格団体が栽培する当該共済目的の
種類たる農作物に係る収穫量の相当部分につ
き省令で定めるところによりその生産金額を
適正に確認することができる見込みがあるも
のとして第一百六条第二項の地域以外の地域の
うちから主務大臣が都道府県知事の意見を聴
いて指定する地域の全部又は一部をその区域
に含む組合等と当該地域内に住所を有する農
業共済組合の組合員若しくは農作物共済資
格者又はその構成員のすべてがその地域内に住
所を有する農作物共済資格団体(省令で定め
る者に限る。次条において同じ。)との間に成
立する農作物共済の共済関係に係るものにお
ける当該共済目的の種類については、当分の
間、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上
の原因(地震及び噴火を含む。)による灾害、
火災、病虫害及び鳥獸害による農作物の減少を農作
物共済の事故とするものとする。

前項の規定による地域の指定は、組合等の
申請に基づいてするものとする。

組合等は、前項の申請をするには、あらか
じめ総会(共済事業を行う市町村にあつて
は、議会)の議決を経なければならない。

前項の総会の議決には、第四十四条の二の
規定を準用する。

第一百五十条の三の三 前条第一項に規定する生
産金額の減少を共済事故とする農作物共済の
共済金額は、第一百六条第一項の規定にかかる
らず、共済目的の種類ごとに、その組合員又は農作物共済資格者ごとに、その者が、定款等で定めるところにより、基準生
産金額に定款等で定める最低割合を乗じて得
た金額を下らず、基準生産金額の百分の九十
に相当する金額(以下特定農作物共済限度額
という。)を超えない範囲内において、申し出
た金額とする。

前項の基準生産金額は、共済目的の種類ご
と及び農業共済組合の組合員又は農作物共済
資格者ごとに、主務大臣の定める準則に従
い、その者が過去一定年間ににおいて収穫した
当該共済目的の種類に係る農作物の生産金額
(当該農作物に係る収入金額で省令で定める
ものを含む。次条において同じ。)を基礎とし
て、組合等が定める金額とする。

第一項の最低割合の基準は、主務大臣が定
めること及び農業共済組合の組合員又は農作物共済
資格者ごとに、主務大臣の定める準則に従
い、その者が過去一定年間ににおいて収穫した
当該共済目的の種類に係る農作物の生産金額
(当該農作物に係る収入金額で省令で定める
ものを含む。次条において同じ。)を基礎とし
て、組合等が定める金額とする。

第一項の最低割合の基準は、主務大臣が定
めること。

第一百五十条の三の四 組合等は、前条第一項に
規定する農作物共済については、第一百九条第
一項及び第二項の規定にかかわらず、共済目
的の種類ごと及び組合員等ごとに、第一百五十
条の三の二第一項に規定する農作物の減収又
は品質の低下(省令で定めるものに限る)が
ある場合において、第九十八条の二の準則に
従い認定された当該組合員等の当該共済目的
の種類に係るその年産の農作物の生産金額が
その特定農作物共済限度額に達しないとき
に、その特定農作物共済限度額から当該生
産の三第一項に規定する農作物共済と、「第百

金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特
定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得
た金額に相当する金額を共済金として当該組
合員等に支払うものとする。

第一百五十条の三の五 第百五十条の三の三第一
項に規定する農作物共済についての第十二条
第一項から第三項まで、第八十四条第一項第
一号、第八十五条第四項、第一百七条第一項、
第二項及び第四項、第一百三十七条第一号並び
に第一百四十二条の七第一項第一号の規定の適
用については、第十一条第一項中「第一百六条
第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類
等」とあるのは、第一百五十条の三の二第一項の
政令で指定する共済目的の種類(同項の規定
による指定に係る区分を除く。以下特定農作
物共済の共済目的の種類といふ。)と、同条
第二項及び第三項中「第一百六条第一項第一号
の農作物共済の共済目的の種類等」とあるのは
は「特定農作物共済の共済目的の種類」と、第
八十四条第一項第一号中「鳥獸害」とあるのは
「鳥獸害による農作物の減収又は品質の低下
を伴う生産金額の減少」と、第八十五条第四
項中「見込みがあるものとして第一百五十条の三の
二第一項の規定により主務大臣が指定する地
域以外の地域のうちから」と、第一百七条第一
項、第二項及び第四項中「農作物共済の共済
目的の種類等」とあるのは「特定農作物共済の
共済目的の種類」と、第一百三十七条第一号及
び第一百四十二条の七第一項第一号中「差し引いて
得た金額」とあるのは、「差し引いて得た
金額(その金額が主務大臣が定める金額を超
える場合にあつては、その主務大臣が定める
金額)」とする。

第一百五十条の三の二第一項に規定する農作
物共済については、第百二十条の十の規定を
準用する。この場合において、第百二十条の
十中「果樹共済」とあるのは「第一百五十条の三
の三第一項に規定する農作物共済」と、「第百

平成十一年四月十四日

二十条の二第一項の規定による申込み」とあるのは「第一百四条の二第一項若しくは第二項の規定による申出」と、「果実の加工」とあるのは「農作物に係る収穫物の加工」と、「当該果実」とあるのは「当該収穫物」と、「果実の数量又は品質(特定収穫共済にあつては、果実の数量、品質又は価格)」とあるのは「収穫物の数量、品質又は価格」と読み替えるものとする。

第一百五十条の三の六 第一百六条第一項の政令で指定する共済目的の種類のうち政令で定めるものに係る過去の共済事故の発生状況、当該政令で定める共済目的の種類に係る農作物共済の収支の状況等が主務大臣の定める基準に適合する組合等は、当該政令で定める共済目的の種類に係る第一百九条第一項又は第二項に規定する農作物共済について、当分の間、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を共済金として組合員等に支払うことができる。

一 当該政令で定める共済目的の種類に係る第一百九条第一項に規定する農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、共済した農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量(同項に規定する減収量をいう。以下この項において同じ。)がその耕地の基準収穫量の百分の二十を超えた場合 第百六条第一項第一号に掲げる金額に、その減収量のその基準収穫量に対する割合に応じて省令で定める率を乗じて得た金額

二 当該政令で定める共済目的の種類に係る第一百九条第一項に規定する農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による

第一百五十条の三の六 第一百六条第一項の政令で指定する共済目的の種類のうち政令で定めるものに係る過去の共済事故の発生状況、当該政令で定める共済目的の種類に係る農作物共済の収支の状況等が主務大臣の定める基準に適合する組合等は、当該政令で定める共済目的の種類に係る第一百九条第一項又は第二項に規定する農作物共済について、当分の間、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる金額をその共済金として支払うこととする。

前項の規定により同項第一号又は第二号に掲げる金額をその共済金として支払うこととされた組合等についての第百七条第三項、第百二十三条第一項第一号、第百二十四条第一項第一号、第百三十六条第二項、第百四十一條の五第一号、第百四十二条の六第一項及び第百四十一条の七第一項第一号の規定の適用については、前項の規定の適用がなかつたものとみなしてこれらの規定を適用する。

第一百五十条の四第一号中「第百十条第一号」を「第百十一条」に改める。

第一百五十条の五の次に次の十一条を加える。

第一百五十条の五の一 肉豚は、当分の間、出生後第八月の末日を経過した後においても、定款等で定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。

第一百五十条の五の二 前条の規定により共済目的とされる肉豚に係る家畜共済の共済関係は、第百十一条第一項の規定にかかわらず、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が出生後第八月の末日を経過した後においても、定款等で定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。

第一百五十条の五の三 前条の規定により共済目的とされる肉豚に係る家畜共済の共済関係は、第百十一条第一項の規定にかかわらず、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が出生後第八月の末日を経過した後においても、定款等で定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。

第九十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により特定包括共済関係に係る権利義務を承継した者がその承継前から引き続き出生後第二十日の日を経過した肉豚を飼養していたときは、当該肉豚についても、また前項前段と同様とする。

組合等との間に特定包括共済関係の存する者が当該組合等の当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付した肉豚を飼養しなくなつたとき(その者が同時に当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付した肉豚の業務を営む者でなくなつたときを除く。)は、その時に、当該肉豚は、当該家畜共済に付した肉豚でなくなるものとする。当該肉豚が種豚となつたときも、また同様とする。

前項の規定による承諾には、第百十一条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第一百五十条の五の八第一項」と、同条第四項中「第一百十一条の六第一項又は第二項」とあるのは「第一百五十条の五の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額には、第百十四条第一項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第一百五十条の五の八第一項」と、同条第四項中「第一百十一条の六第一項又は第二項」とあるのは「第一百五十条の五の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第百十四条第四項の規定又は第百十一条において準用する商法第六百三十七条の規定による変更後の特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、第一項及び第百十四条第六項の規定にかかわらず、共済目的の異動の時の属する基準期間の

次の基準期間の開始の時における共済価額に第一項の最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済価額の百分の八十を超えない範囲内において定めなければならぬい。

第百五十条の五の九 特定包括共済關係に係る
家畜共済の共済価額は、組合員等ことに、当該特定包括
組合員等が現に飼養している当該特定包括
共済關係に係る肉豚の価額を合計した金額と
する。

前項の内訳の価額には、第一百四条の二第一項の規定を準用する。

豚の価額により、省令で定めるところにより、定款等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の当該共済事故が発生した時の属する基準期間の開始の時における共済価額に対する割合(その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十)を乗じて得た額とする。

第一百六条第三項の規定は、特定包括共済関係に係る家畜共済に係る共済金について準用する。この場合において、同項中「包括共済対象家畜」とあるのは「肉豚」と、「第一項の規定」とあるのは「第一項又は第一百五十条の五の十第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第一項又は第一百五十条の五の十第一項」と、同項第一号中「第一項第一号」とあるのは「第一項第一号又は第一百五十条の五の十第一項」と読み替えるものとする。

第一項の肉豚の価額には、第一百十四条の二第五項の規定を準用する。

第五の六において準用する第二百十一条の八第一項」と、同条第三項中「第二百十四条第五項の規定により家畜共済の共済金額が」とあるのは、「第二百五十条の五の八第一項の規定による特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額が」その直前の共済掛金期間の終了の時における共済金額から」と読み替えるものとする。

第二百五十条の五の十一 特定包括共済関係に係る家畜共済についての第八十四条第一項第三号、第九十九条第一項第六号及び第七号、第二百二十二条及びに第二百十五条第一項及び第三項の規定の適用については、第八十四条第一項第三号中「から出生後第八月の月の末日まで」とあるのは「を経過した」と、第九十九条第一項第六号中「第二百五条第三項、第二百二十三条の二若しくは第二百二十条の五(第二百二十条の十八及び第二百二十条の二十五において準用する場合を含む。)」とあるのは「第二百五十条の五の七」と、同項第七号中「第二百十一条第一項」とあるのは「第二百五十条の五の三第一項」と、第二百十一条第一項中「第二百十二条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係」とあるのは「第二百五十条の五の五第一項又は第二項の規定により特定包括共済関係」と、同条第一項中「一年(肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第二号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間)」とあるのは「一年」と、同条第三項中「共済掛金期間(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第二百十四条第一項において同じ。)」とあるのは「共済掛金期間」と、第二百十五条规定中「及び同条第二項」とあるのは、「同条第一項及び第二百五十条の五の二」と、同項及び同条第三項中「第二百十二条の八第一項」とあるのは「第二百五十条の五の六において準用する第二百十二条の八第一項」とする。

第五号の下に「及び第百四十二条の七第一項等」を「第百五十条の九第一号中「第百一十条の十七」を「第百一十条の十七第一号」に改める。
第一百五十条の九第一号中「第百一十条の十七第一号」を削る。
(農林漁業信用基金法の一部改正)
第二条 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「もののほか」の下に「農業災害補償法(昭和二十二年法律第二百八十五号)に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に關して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び」を加える。
第十六条第一項中「一人」を「三人」に、「六人」を「七人」に改め、同条第二項中「十五人」を「十九人」に、「三人」を「四人」に改める。
第十四条第四項中「五十人」を「六十人」に改める。
第二十七条第二項中「達成するため」の下に「農業災害補償法第二百四十二条の八の規定により行う業務(以下「農業災害補償関係業務」という。)及び」を「事項は」の下に「それぞれ農業災害補償法及び」を加える。
第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「中小漁業融資保証法」の下に「農業災害補償法」を加える。
第四十九条第一項中「大蔵大臣」の下に「農業災害補償関係業務及び」を加え、「当該業務」を「これらの業務」に改める。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条中農業災害補償法第二百六条第一項を

（農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）
第一條 農作物共済に係る改正後の農業災害補償法（以下「新農災法」という。）第百六条第一項ただし書の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる同項に規定する農業共済組合の合併等について適用し、同日前に行われた同項に規定する農業共済組合の合併等については、なお従前の例による。

二 農作物共済に係る新農災法第百五十条の三の二から第百五十条の三の六までの規定は、水稻及び新農災法第八十四条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物については平成十二年産のものから、麦については平成十三年産のものから適用するものとし、平成十一年以前の年産の水稻及び新農災法第八十四条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物並びに平成十二年以前の年産の麦については、なお従前の例による。

三 家畜共済に係る新農災法第八十四条第一項第三号、第一百一条の八第一項、第一百十四条の二第五項、第一百一十三条第一項第二号及び第一百一十五条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。

4 畜作物共済に係る新農災法第十三条の四、第十五条第一項第五号及び第八号並びに第一項、第八十四条第一項第六号、第九十三条第一項、第九十九条第一項第八号並びに第一百二十条の十二から第二百二十条の十八までの規定は、平成十三年産の蚕糸から適用するものとし、平成十二

〔施行期日〕

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第八十四条第一項第六号、第九十三条第二項、第九十九条第一項第八号並びに第百二十条の十二から第百二十条の十八までの規定は、平成十三年産の蚕糸から適用するものとし、平成十二

第一類第八号

年以前の年産の収穫については、なお従前の例による。

5 園芸施設共済に係る新農業法第百二十一条の二十三、第百二十四条第五項、第百二十五条第一項第四号及び第四項、第百三十四条第四項、第百三十五条第六号、第百三十六条第七項から第九項まで並びに第百三十七条第六号の規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、施行日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

(農業共済基金からの権利義務の承継等)

第三条 農業共済基金は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間ににおいて、総会の議決を経て、農林漁業信用基金に対し、農林漁業信用基金にお申し出ることができる。

2 前項の議決については、附則第六条の規定による廃止前の農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百一号。以下「旧農業共済基金法」という。)第三十条第二項の規定を準用する。

3 農林漁業信用基金は、第一項の規定による申出があったときは、遅滞なく、農林水産大臣及び大蔵大臣に、農林漁業信用基金において農業共済基金の一切の権利及び義務を承継することについて認可を申請しなければならない。

4 前項の認可があつたときは、農業共済基金の一切の権利及び義務は、その時において農林漁業信用基金に承継されるものとし、農業共済基金は、その時において解散するものとする。

5 前項の規定による農業共済基金の解散については、旧農業共済基金法第五十条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

6 第四項の規定により農業共済基金が解散する場合には、農業共済基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

7 第四項の規定により農業共済基金が解散する場合には、農業共済基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

8 農林漁業信用基金は、前項の規定により決算関係書類を農林水産大臣に提出するときは、これまでに決算関係書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。

9 農林水産大臣は、第七項の規定による認可を受けたときは、当該認可に係る決算関係書類を農業共済基金の解散の時においてその会員であつた者に送付しなければならない。

10 農林漁業信用基金は、第七項の認可を受けたときは、当該認可に係る決算関係書類を農業共済基金の解消の時においてその会員であつた者に送付しなければならない。

11 第四項の規定により農林漁業信用基金が農業共済基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける農業共済基金に対する政府及び農業共済組合連合会の出資金に相当する金額は、それぞれ、その承継に際し政府及び当該農業共済組合連合会から農林漁業信用基金に新設されたものとする。この場合において、農業災害補償金が農業共済基金の権利及び義務を承継する場合は、その承継に際し政府及び当該農業共済組合連合会から農林漁業信用基金に新設されたものとする。この場合において、農業災害補償金が農業共済基金の権利及び義務を承継する場合は、その承継に際し政府及び当該農業共済組合連合会から農林漁業信用基金に新設されたものとする。

12 前項の規定により農業共済組合連合会が農林漁業信用基金に出资るべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、農林漁業信用基金は、農業災害補償金法第四条第二項の認可を受けることなく、その額により、資本を増加するものとする。

13 農林漁業信用基金は、前項の規定による請求

14 第四項の規定により農業共済基金が農業共済基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける旧農業共済基金法第三十八条第一項の損失でん補準備金及び旧農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金として積み立てられている金額は、新農業法第百四十二条の十一の農業災害補償関係勘定において、農林漁業信用基金法第三十九条第一項の準備金として整理しなければならない。

15 第四項の規定により農業共済基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利義務の承継に伴う経過措置)

第四条 前条第四項の規定により農林漁業信用基金が農業共済基金の権利及び義務を承継する日を含む事業年度に係る新農業法第百四十二条の九第一項に規定する農業災害補償関係業務に関する予算、事業計画及び資金計画については、農林漁業信用基金法第三十三条中「当該事業年度の開始前に」であるのは、「農業災害補償法第一百四十二条の九第一項に規定する農業災害補償関係業務の開始後遅滞なく」とする。

2 前条第四項の規定により農林漁業信用基金が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記については、登録免許税を課さない。

3 前条第四項の規定により農林漁業信用基金が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができる。

(農業共済基金の解散)

7 旧農業共済基金法第五十条第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。ただし、政令で別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

(農業共済基金法の廃止)

第六条 農業共済基金法は、廃止する。
(農業共済基金法の廃止に伴う経過措置)

第七条 前条の規定の施行前にした行為及び同条の規定の施行後次条の規定によりなお効力を有する旧農業共済基金法の失效前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(旧農業共済基金法の暫定的効力)

第八条 附則第六条の規定の施行の際現に存する農業共済基金については、旧農業共済基金法は、同条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

第九条 旧農業共済基金法第四十八条及び第四十九条の規定は、附則第六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧農業共済基金法第四十九条第六項及び第七項中「基金」とあるのは、「農林漁業信用基金」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業共済再保険特別会計法の一部改正)

第十一条 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業共済再保険事業」の下に「及農業共済保險事業」を加える。

第二条ノ一第二項中「蚕繭共済」を削り、「再保険金」の下に「(農業災害補償法第百四十一条の七)保険金ヲ含ム以下同ジ」を加え、同条第三項中「蚕繭共済」を削る。

第三条中「蚕繭共済」を削り、「再保険事業」の下に「(農業災害補償法第百四十二条の四)保険事業ヲ含ム以下同ジ」を加え、「農業災害補償法」を「同法」に改める。

第五条中「蚕繭共済」を削る。

第十二十三条中「第三条中「再保険事業」の下に「(農業災害補償法第百四十二条の四)保険事業ヲ含ム以下同ジ」」を加える。

(資産再評価法の一部改正)
第十一条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十三条规定第一項第四号中「農業共済基金」

を削る。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和四十年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
別表第一 第一号の表農業共済基金の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 印紙税法(昭和四十一年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農業共済基金の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第十六条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表農業共済基金の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条 地方税法(昭和六十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条 地方税法(昭和六十三年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条 地方税法(昭和六十三年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 地方税法(昭和六十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 地方税法(昭和六十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 地方税法(昭和六十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 地方税法(昭和六十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 地方税法(昭和六十三年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 地方税法(昭和六十三年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 地方税法(昭和六十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 地方税法(昭和六十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 地方税法(昭和六十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第三十条 地方税法(昭和六十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 地方税法(昭和六十三年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 地方税法(昭和六十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

の充実及び強化の促進等の措置を講ずるとともに、農業共済基金を解散し、その業務を農林漁業信用基金に行わせる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年四月二十六日印刷

平成十一年四月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

B